

愛媛県環境保全型農業推進会議 次第

日時:令和6年11月18日(月)13:30~

場所:愛媛県林業会館 3F 大ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1)環境保全型農業及び有機農業の取組状況について
- (2)環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について
- (3)「愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の来年度の見直しについて
- (4)愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議
- (5)R6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて

4 その他

5 閉会

愛媛県環境保全型農業推進会議 出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
愛媛大学大学院農学研究科	教 授	山本 和博
松山青果株式会社	常務取締役	高市 裕二
農家ウェブ企画・制作	代 表	竹森 まりえ
愛媛県栄養士会地域活動事業部	部 長	安永 久美子
愛媛県農業指導士会	農業指導士	大程 幸子
愛媛県農業指導士会	農業指導士	西部 知香
愛媛県農業協同組合中央会総合企画部	部 長	別府 和彦
全国農業協同組合連合会愛媛県本部営農畜産振興部	部 長	堀岡 茂
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	主 幹	中野 賢
"	係 長	久保井 健
"	担当係長	内田 和仁
"	技 師	繩田 亜由美

愛媛県環境保全型農業推進会議設置要領

(設置)

第1条 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の効率使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業(環境保全型農業)を推進するため、愛媛県環境保全型農業推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進会議の任務は次のとおりとする。

- (1) 環境保全型農業推進基本方針に関すること。
- (2) 有機性資源の循環利用と土づくり運動の推進に関すること。
- (3) 環境保全型農業技術等の調査・研究に関すること。
- (4) 有機農業の推進に関すること。
- (5) 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の運用・推進、栽培基準の検討、認証の審査に関すること。
- (6) その他環境保全型農業の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内を以て構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者
- (3) 消費関係者
- (4) 食品流通関係者
- (5) 農業関連団体代表者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員は、任期満了であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、これを主宰する。

- 2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を求め、委員現在数の過半数の同意をもって委員会の議決に代えることができる。

(部会の設置)

第7条 推進会議の円滑な推進を図るため、推進会議に愛媛県環境保全型農業専門部会(以下「部会」という。)を置き、別表1に掲げるものをもって組織する。

- 2 部会は、会長の命により、環境保全型農業の推進に必要な事項について協議するものとする。

3 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

(審査会の設置)

- 第8条 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の円滑な運用を図るため、推進会議に愛媛県特別栽培農産物等認証審査会（以下「審査会」という。）を置き、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 審査会は、第2条第5号に定める任務のうち認証の審査について専決することができる。
- 3 審査会会长は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査会副会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹の職にある者をもって充てる。
- 5 審査会副会長は、審査会会长を補佐し、審査会会长に事故あるとき又は審査会会长が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会会长は、審査会を招集し、会議の議長となり議事を総理する。
- 7 審査会の議事は、出席した審査会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 審査会の審査結果については、審査会の後最初に開催される委員会において報告する。
- 9 審査会会长は、必要に応じて審査会委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 10 審査会は、必要に応じて現地調査を行うことができる。
- 11 審査会会长は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全審査会委員の賛否を求め、審査会委員現在数の過半数の同意をもって審査会の議決に代えることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行する。

別表1（第7条関係） 愛媛県環境保全型農業専門部会構成員

所 属 ・ 職 名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当）	主査
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 (農産園芸課長が指名する者)	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課研究企画係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長	
愛媛県農林水産部農業振興局畜産課経営指導係長	
愛媛県農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係長	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部営農畜産振興部営農支援課長	
愛媛県畜産協会事務局長	

別表2（第8条関係） 愛媛県特別栽培農産物等認証審査会

所 属 ・ 職 名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長	主査
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当）	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係 担当係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 (農産園芸課長が指名する者)	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長	
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長	
愛媛県農林水産研究所農業研究部病理昆虫室長	
愛媛県農林水産研究所果樹研究センター病理昆虫室長	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部野菜花卉課担当職員	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部果実課担当職員	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課販売担当職員	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課生産担当職員	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課肥料担当職員	
全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課農薬担当職員	

愛媛県環境保全型農業推進会議委員名簿

区分	所 属	氏名
学識経験者	愛媛大学大学院農学研究科 教授	山本 和博
食品流通関係者	松山青果株式会社 常務取締役	高市 裕二
消費関係者	農家ウェブ企画・制作	竹森 まりえ
	愛媛県栄養士会 地域活動事業部長	安永 久美子
生産者	愛媛県農業指導士	大程 幸子
	愛媛県農業指導士	西部 知香
農業関係団体 代表者	愛媛県農業協同組合中央会 総合企画部長	別府 和彦
	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 営農畜産振興部長	堀岡 茂

愛媛県みどりの食料システム基本計画の概要

令和5年3月

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市
大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町
松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

1 趣旨

環境に配慮した地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、農林漁業においても、自らが環境に及ぼす影響を低減した持続可能な事業活動に転換していくことが求められている。本計画は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」に基づき、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の推進方策を定め、その着実な推進に資するものである。

2 計画の期間

令和4年度から令和7年度

3 内容

1) 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

- ・化学肥料及び化学農薬の削減
- ・エコえひめ農産物、環境保全型農業直接支払交付金、有機農業の取組面積拡大

2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

(1) 農業に関する活動

- ・土づくり強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及
- ・消費者と連携した環境保全型農業の取組
- ・農業用廃プラスチックの適正処理
- ・温室効果ガスの削減

(2) 畜産業に関する活動

- ・家畜排せつ物の管理における取組
- ・家畜の飼養管理における取組

(3) 林業に関する活動

- ・省エネ対応型機械等の導入
- ・未利用材の木質バイオマス利用

(4) 漁業に関する活動

- ・省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入

3) 特定区域に関する事項

該当なし

4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

- ・土づくり強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及
- ・地域資源を活用したリサイクル促進

5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

- ・消費者と連携した環境保全型農業の取組

6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- ・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善
- ・地域の先進的取組のモデル化（特定区域設定）の推進

愛媛県みどりの食料システム基本計画

令和5年3月

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市
大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町
松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(以下「みどりの食料システム法」という。) 第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

項目	H22	H27	現状 (R元)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,707	3,454	3,418	2,500
3 化学農薬使用量 (kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5
4 化学農薬使用量 (t)	3,260	3,460	3,175	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)	958	914	865	890
6 環境保全型農業直接支払取組面積 (ha)	-	219	219	245
7 有機農業取組面積 (ha)	389	350	491	670

(別紙1：愛媛県環境保全型農業推進基本方針 2頁参照)

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

(1) 農業に関する活動 (別紙1：2頁の(4) 1項参照)

1. 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及

(別紙1：2頁の(4) ①参照)

2. 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

(別紙1：3頁の(4) ③参照)

3. 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

(別紙1：3頁の(4) ⑤参照)

4. 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

(別紙1：4頁の(4) ⑥参照)

(2) 畜産業に関する活動

1. 家畜排せつ物の管理における取組

脱臭装置の設置、微生物を利用した浄化処理、堆肥化における副資材の投入や切返し回数の変更、畜産バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

2. 家畜の飼養管理における取組

脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス改善飼料給与等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(3) 林業に関する活動

省エネ対応型林業機械や車両の導入のほか、未利用材の木質バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(4) 漁業に関する活動

省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

3 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項

該当なし

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

1. 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及

（別紙1：2頁の（4）①参照）

2. 地域資源を活用したリサイクルの促進

（別紙1：3頁の（4）②参照）

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

・消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

（別紙1：3頁の（4）③参照）

6 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

（別紙1：3頁の（4）④参照）

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県、市町、関係団体等関係者が連携して、有機農業をはじめとする地域の先進的取組のモデル化（特定区域設定）を推進し、みどりの食料システム関連予算や認定制度等を活用しながら、優良事例の横展開による取組の普及拡大を図る。

別紙 1

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

令和5年3月

愛媛県

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

1 趣旨

県民の環境問題に対する関心が高まる中で、農業も環境と調和のとれた生産活動を展開し、県民の理解を得ていくことが必要である。

農業は本来、生態系を活用した物質循環機能を有し、環境との調和を基礎に、長期的に持続できる産業である。また、食料の生産に加えて国土保全、地球温暖化防止、生物多様性保全といった多面的機能を有している。

環境に配慮した地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、自然の物質循環を通して豊かな農作物を生産する農業においても、「持続可能な開発目標（SDGs）」と「みどりの食料システム戦略」の達成に向け、自らが環境に及ぼす影響を低減し、本県農業全体を環境と調和のとれた持続可能なものに転換していくことが求められている。

そのため、本県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）、「有機農業の推進に関する法律」、「環境保全型農業直接支払交付金」等の施策等を推進し、環境保全型農業を実践する農業者の確保・育成に努め、環境と調和した農業の展開を図ることとしているところである。

本指針は、これらの現状を踏まえ、農業に起因する環境への負荷を低減し、温室効果ガスの削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定め、その着実な推進に資するものとする。

2 環境保全型農業の定義

本県における環境保全型農業の定義は、『農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業』とする。

3 環境保全型農業の推進方策

(1) 基本課題

本県が推進する環境保全型農業は、土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減技術の導入を図り、肥料や農薬による環境負荷の軽減対策を推進するとともに、畜産農家や流通・加工・消費関係者と連携し、地産地消などの産地の取組とも一体となって、資源循環型農業の構築と、安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指すことを基本課題とする。

また、地下水等の水質改善や農業生産資材の適正処理、地球温暖化の防止等に寄与する省資源・省エネルギー化対策など、周辺環境の整備を一体的に推進し、環境と調和した持続的な農業の普及・浸透を図るものとする。

(2) 推進項目

主な推進項目は次のとおりとする。

- ① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及
- ② 地域資源を活用したリサイクルの促進
- ③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大
- ④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善
- ⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進
- ⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

※IPM：総合的病害虫管理システム

(3) 推進目標及び年次

環境保全型農業の推進にあたっては、次の項目に令和7年の目標指標を定め、(4)の推進方策を基に、地域毎の現状を踏まえて、環境に負荷の少ない農業生産技術の普及・定着とその周辺環境の整備を推進する。

項目	H22	H27	現状 (R元)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量(t)	3,707	3,454	3,418	2,500
3 化学農薬使用量(kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5
4 化学農薬使用量(t)	3,260	3,460	3,175	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積(ha)	958	914	865	890
6 GAP認定件数	-	-	11	30
7 環境保全型農業直接支払取組面積(ha)	-	219	219	245
8 有機農業取組面積(ha)	389	350	491	670

※化学肥料及び化学農薬使用量の現状は、H30

(4) 推進方策

本県においては「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」を策定し、県内の主な作物毎に、土づくりや化学肥料・化学農薬の削減技術を示して、その普及・定着に努めているところであり、今後とも、指針に示した生産方式、燃油使用量等の低減による温室効果ガス排出量の削減及びその他環境負荷低減に資する活動を推進し、環境と調和のとれた農業生産方式の実践を促進させ、環境保全型農業の推進を図るものとする。

また、化学肥料・化学農薬の削減や有機農業を実践する上で必要となる技術の開発を行い、環境負荷の低減を図るものとする。

① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及

ア 土づくりの強化

土づくりは、土壤が有する作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能等、環境保全型農業を進める上で、基本的な技術であり、家畜排泄物等の有効利用を推進し、地力の増進と化学肥料の削減を図っていく。

このため、土づくりに関する情報の提供や啓蒙活動の実施・土壤診断活動に基づくきめ細かな推進指導体制の整備等を図りながら、堆肥等有機質資材施用技術や緑肥作物利用技術（草生栽培を含む）等の普及を中心に、有用微生物資材の利用や深耕、排水、客土等を推進する。

また、2月1日を土の日、2月を土づくり強調月間として、土づくり運動の推進を図るものとする。

イ 化学肥料の削減

肥料は、農業生産において不可欠な資材であり、環境保全型農業を行うためには、土壤条件や作物生育ステージにあつた適正な施肥が必要である。

このため、現場の状況を反映した県の施肥基準を毎年度、見直しを行い、作物毎の適正施肥の推進を図るとともに、施肥量削減技術の確立や土壤診断活動等に基づく施肥指導を充実し、局所施肥技術・可変施肥技術・ドローンを活用した施肥技術・肥効調節型肥料施用技術・有機質肥料施用技術等による、化学肥料削減技術の導入を促進する。なお、肥効調節型肥料については、⑤の実践に留意のもと適正な使用管理を徹底する。

ウ 化学農薬の削減

環境と調和した農業を展開し、より安全・安心な農作物を生産するためには、化学農薬に過度に頼らず、土着天敵の利用等生物多様性保全に効果が高く、抵抗性病害虫の発生を回避する病害虫防除の普及・浸透を図ることが重要である。

このため、農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除の推進を図るとともに、温湯種子消毒技術・機械除草技術・除草用動物利用技術・生物農薬利用技術・対抗植物利用技術・抵抗性品種栽培台木利用技術・土壤還元消毒技術・熱利用土壤消毒技術・光利用技術・被覆栽培技術・フェロモン剤利用技術・マルチ栽培技術、IPM技術等の推進により、農薬使用によるリスクの軽減を図る。

また、近年の気象変動に伴い、新たに侵入・多発する病害虫や雑草への対策を講ずる必要があることから、病害虫や雑草の発生様相に対応した新たな防除技術や効率的な防除体系の確立を進める。

さらに、農薬の使用においては、「農薬取締法」等関係法令を遵守するとともに、適正な使用管理を徹底する。

② 地域資源を活用したリサイクルの促進

資源の循環利用が重要な課題となる中で、家畜排せつ物や作物残さ、木質材料や食品加工残さ等の未利用資源については、堆肥等による農業分野への再生利用が適切な利用方法の一つとして推進されている。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業生産の確立を図るためにも、これら有機性資源の循環利用の推進が不可欠となっている。

このため、効率的な有機性資源の利用促進を図るため、木質・堆肥ペレットなどの技術開発、普及を促進させるとともに、地域の現状や耕種農家の意向を踏まえて、堆肥散布組織の育成や機械・施設等の条件整備、畜産農家や流通・加工・消費等関係機関との連携システムの構築を図り、地域資源の循環利用に係る周辺環境を整備する。

③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

安全・安心な農作物に対する消費者ニーズに対応して、有機農業をはじめとする減農薬・減化学肥料栽培等は、近年増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延したことにより、安全・安心な国産農産物の価値が改めて認識されている。

これらの取組は、消費・流通との深い係わりの上に成り立っており、それぞれ特色のある生産・流通・交流活動が行われている。

また、県独自の認証制度や有機農業の推進に関する法律の施行、環境保全型農業直接支援対策の導入など、減農薬・減化学肥料栽培の拡大に関連する制度の整備も進んでいることなどから、これらの制度の普及推進や技術支援に努めるとともに、有機JAS認証制度やエコえひめ認証制度等を活用した農産物表示の認知度向上を図りながら、消費者と生産者の相互理解の増進や流通・加工・消費等関係者との連携強化を促進させ、食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入等を進め、地域に根ざした環境保全型農業の取組を拡大する。

④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

肥料や農薬は、農業生産にとって必要不可欠な資材であるが、現行の栽培体系では、地下水等の硝酸性窒素の環境基準等を維持することが困難な地域もあることから、これらの現状や近年の試験研究の成果等を踏まえて、施肥基準等の既存基準の見直しを行うとともに、地域における推進体制を整備し、関係者の問題意識の醸成や生産技術の改善、対策事業の導入等により、地域課題としての環境負荷軽減対策を推進する。

⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

農業生産活動に伴う、ビニールフィルムや肥料袋、農薬の空容器等各種の農業用廃プラスチック等については、産業廃棄物としての法に基づく適正処理が求められている。

本県においては、行政・農業者団体等が一体となり、排出量の削減や再生利用を基本とした適正処理を推進しているところであるが、環境と調和した持続的な農業の定着を図るためにも、環境保全型農業の推進活動の一環として、野焼き等による不適切な資源の処理体制を是正し、農業生産資材の適正処理や生分解性マルチ等の利用拡大、リデュース・リユース・リサイクルの一層の普及浸透を図る。

また、近年、プラスチックを使用した被覆肥料の被覆殻が、ほ場から海洋に流出することによる環境影響が懸念されていることから、流出防止対策の徹底と、代替技術（化学合成緩効性肥料の活用、ペースト施肥や粒状・液状肥料の流し込み施肥技術など）の普及推進による被覆肥料の使用量削減を図る。

⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

環境負荷の軽減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに、生産コストの低減対策を併せて推進するため、様々な作物や畜産系、林産系などのバイオマス資源をエネルギー変換・利用する循環システムを構築するとともに、有機性資源の再生利用の促進による焼却処理の回避や、施設栽培における省エネルギー化、自然エネルギーの活用等の技術課題についても検討を進め、二酸化炭素の削減等、地球環境の改善に寄与する省資源・省エネルギー化の促進を図る。

4 環境保全型農業の推進体制

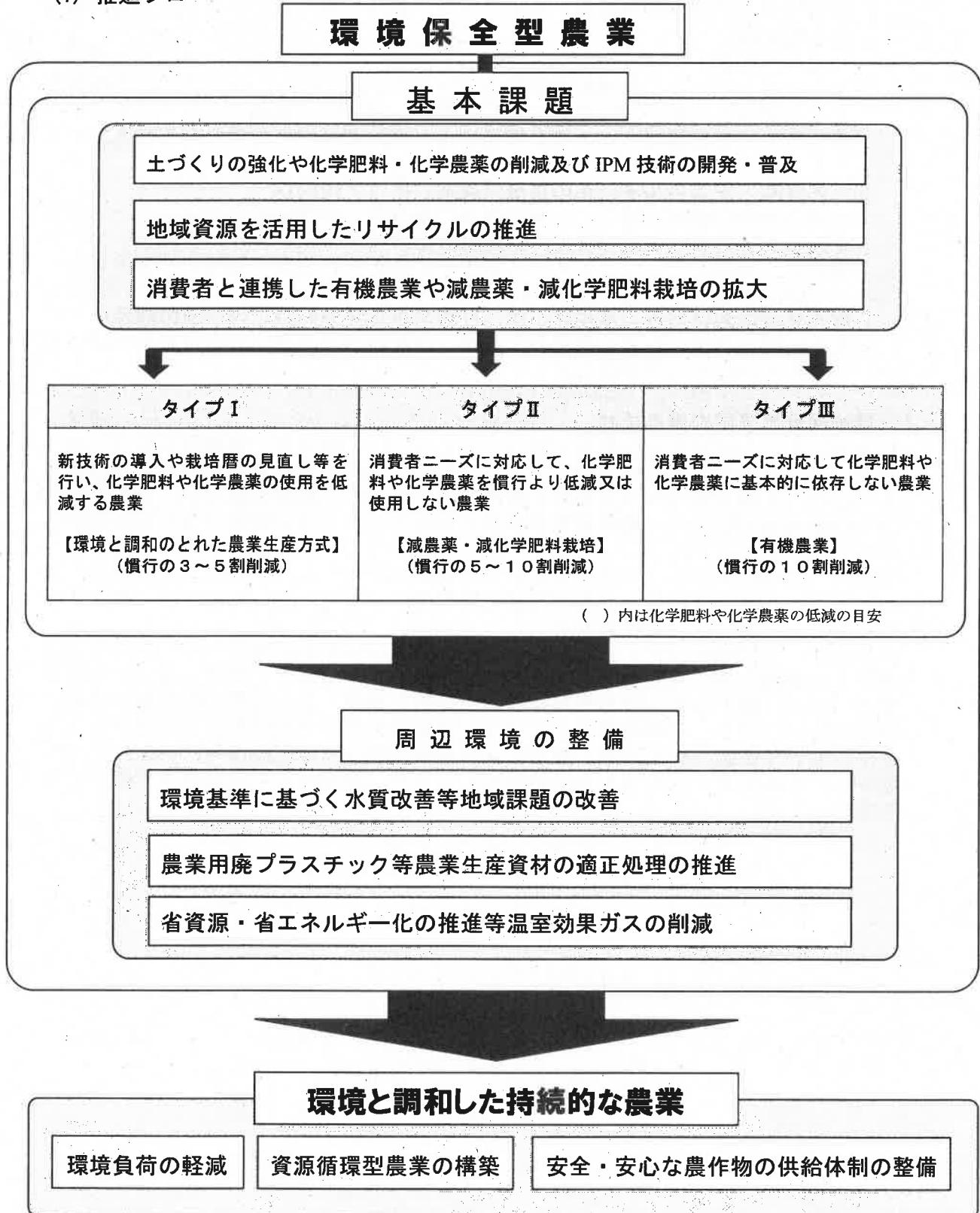
本県における環境保全型農業の推進にあたっては、農業者・農業団体をはじめ、流通・加工・消費関係者等を構成メンバーとする、愛媛県環境保全型農業推進会議を中心とし、各関係機関の相互理解と連携を図りながら、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を基本に、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備を図るものとする。

また、SDGsとみどりの食料システム戦略の達成に向け、持続可能な農業を確立するため、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、持続可能な農業生産や消費行動を促す取組を推進する。

さらに、各地域においては、農協、生産者団体の役割を明確にして、農業生産活動による環境負荷の低減対策を推進するとともに、生産現場と流通・加工・消費等関係組織が一体となり、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備に努めるほか、有機農業については、愛媛県有機農業推進計画を推進するとともに、モデル地区（特定区域）設定による有機農業の団地化促進等、地域の特色を活かした有機農業の産地づくりを推進することで、環境保全型農業の面的拡大を図るものとする。

5 環境保全型農業の推進フローと対策

(1) 推進フロー



(2) 対策

① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及
(環境にやさしい健康な土づくりの推進・環境保全型農業技術の開発・普及)

対 策	内 容
環境と調和のとれた農業生産方式や有機農産物等栽培技術の確立・普及	■土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う農業生産技術を確立するとともに、関係機関・団体等と連携して化学肥料・化学農薬の低減目標を設定し、環境と調和のとれた農業生産方式の導入を推進する。更に、有機農業(無農薬、無化学肥料)等による栽培技術の調査・開発・普及に努める。
土づくり運動の推進	■2月1日を土の日、2月を土づくり強調月間とし、土づくり研修会の開催等による環境にやさしい土づくりの普及啓発活動を推進する。
有機質堆肥の利用促進	■家畜ふん尿を処理した堆肥など有機質肥料の施用による土づくりを推進し、地力の増進を図る。また、ペレット堆肥の研究を進め堆肥の利用促進を図る。
合理的な作付体系の普及	■集落営農の展開を踏まえ、地域の条件にあった輪作体系の確立や緑肥作物を適切に組み入れた合理的な作付体系の普及を図る。
土壤管理の推進	■土壤診断・生育診断に基づく施肥を基本として、肥料・農薬などの資材の適正使用等による環境に配慮した効率的な土壤管理を推進する。
土壤診断機能の充実強化	■土壤条件や作物の生育状況に応じたきめ細かい土づくりや施肥の合理化を進めるため、ドローンによるリモートセンシング等簡便かつ広域的な手法の導入・普及を推進し、パソコン処理等による処方箋作成するなど、土壤診断機能を充実強化する。
施肥基準に基づく適正施肥の推進	■県の施肥基準を基本に、地域毎、作物毎の施肥指導を推進するとともに、技術の進展に応じて基準を見直しを行う。
施肥量削減技術の確立・普及	■有機質肥料や肥効調節型肥料、局所施肥技術等の適応作物の拡大、地域のバイオマス資源を活用した施肥技術の確立を図るとともに、これらの技術を組み合わせた施肥量削減技術を確立し、普及に努める。
要防除水準の確立	■作物別の要防除水準の設定をより多種類の作物に拡充し、その普及・実践により、防除の適正化と農薬使用量の削減に努める。
農薬の危害防止対策	■農薬による事故等の発生を未然に防止するため、農薬販売者や農薬使用者に対し、農薬の保管管理や安全使用を普及啓発する。
バイテク手法を駆使した抵抗性品種の育成	■バイテク手法を駆使し、高品質で病害虫に抵抗性を有する品種の育成に努めるとともに、土壤伝染性病害に対して、抵抗性を有する台木の普及を進める。
総合的病害虫管理システム(IPM)の推進	■天敵(土着含む)やフェロモンなど各種防除技術を組み合わせて、許容水準以下に病害虫の発生をコントロールする総合的病害虫管理システム(IPM)を推進する。 ■薬剤抵抗性など農薬のみでは対応できない病害虫等や、新たな侵入や温暖化等により被害が拡大し、従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫等について、地域の栽培体系等を考慮した新たなIPM防除体系を確立し、普及に努める。
収量・品質安定のための技術開発	■環境保全型農業による農産物の収量や品質安定のため、マルチ栽培や雨よけ栽培に加え、新たな技術開発を図り、普及に努める。

② 地域資源を活用したリサイクルの促進

対 策	内 容
耕種農家と畜産農家の連携強化	■耕種農家と畜産農家の連携強化を図り、受託組織や集落営農の活動と一緒にとなった取組等により、稻わらや家畜ふん尿堆肥などのリサイクルの推進に努める。
有機性資源の利用促進システムの確立	■有機性資源の需要拡大を図るため、堆肥ペレット・木質ペレットの技術開発及び普及を促進させるとともに、インターネット等を利用した有機性資源の情報の提供やPRに取り組み、広域流通を促進する。 ■既存の堆肥処理施設の有効利用に加え、大型の基幹堆肥センター等不需要期に堆肥を保管するための倉庫施設等の整備を進める。
地域が一体となったリサイクルの取組	■地域が一体となったリサイクルの取組を促進させるとともに、リサイクルシステムの実証事業やハーベスト事業の取組を推進し、その定着化を図る。

③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

対 策	内 容
有利販売につながる流通体制の確立	■生産者と消費者の提携を促進するとともに、量販店との契約取引や産直等有利販売につながる流通体制を確立する。
広域的情報交換システムの整備	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の生産、販売等の情報について、広域的な情報システムを整備する。
有機農産物等の高付加価値化等	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等や農産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者が容易にこれらの農産物等を判別、入手できるようにするため、市場や量販店等と連携を図り、表示（ラベリング等）の徹底を図る。 ■農業者と消費者、市場や量販店等、それぞれが、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培により生産された農産物の価値を認め合う関係づくりを促進するため、イベントや交流会等を通じて農業者の取組や苦労、認証表示を含めた農産物等の情報提供を行う。
生産体制の強化と支援制度の充実・活用	■エコファーマー等の認定を支援し、その発展的形態である、特別栽培農産物や有機農業の生産普及拡大を図る。 ■化学肥料、化学農薬の大幅な削減や有機農業の取組を促進するため、環境保全型農業直接支払交付金等各種制度の活用を図るとともに、有機JAS認証取得の推進等を図る。
栽培技術の確立支援	■栽培技術の確立を図るため、技術実証事業の取組を推進し、産地の育成を図る。

④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

対 策	内 容
地域課題の原因究明	■地域課題の発生地域に対しては、当該地域の営農実態調査等を実施し、直接的・間接的な原因を把握して、農業生産者の認識と改善意識の高揚を図る。
既存技術の見直し	■現行の栽培体系では、問題点の解決が難しい地域に対しては、試験研究等の成果や新たな検討を加えて、既存技術を見直し、その普及に努める。
関係機関との連携強化	■地域課題の共通認識と改善意識の高揚を図るとともに、改善対策の取組を促進するため、関係機関・団体の連携化を図り、地域における推進体制を整備する。
各種事業等を活用した改善対策の推進	■改善対策の取組にあたっては、各種事業を活用し、関係機関・団体等が取り組みやすい事業の推進を図る。

⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

対 策	内 容
関係機関の連携による効率的処理システムの構築	■農家、農協、市町村等関係者の協力のもとに、廃プラスチック類等の適正処理システムを継続するとともに、分別回収の推進等により、リサイクル処理の推進を図る。また、養液栽培の廃液についても再利用や適正処理方法の確立を図る。
代替資材の利用促進等	■生分解性マルチシートなど地域環境に負荷を与えることなく処理することが可能な代替資材の実証・普及や農薬の空き容器の回収システムの利用促進を図る。
意識啓発活動の促進	■農協、市町村等の協力のもと、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理や分別収集等の啓蒙や取組意識の高揚を図る。

⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

対 策	内 容
情報の収集	■省資源・省エネルギー技術を活用し、低コストで環境に優しい農業生産の普及・定着を図るため、エネルギー作物や木質残材等の未利用バイオマス資源等に関する情報収集に努め、その導入方法や問題点の検討を行う。

関係機関等の連携強化	■省資源・省エネルギー技術の推進にあたっては、民間も含めて幅広い分野の技術開発や関連機器・資材の普及が不可欠であるため、関係機関等との連携強化に努める。
有機性資源の再生利用の促進	■稲わら等有機性資源の焼却を回避し、堆肥化して再生利用する等、農業生産活動による二酸化炭素の発生抑制を促進する。
二酸化炭素削減等地球環境改善の寄与度評価	■二酸化炭素の吸収量等、生産活動による地球環境改善に対する寄与度を算出・評価し、環境保全型農業の自己評価や消費者の理解促進を図る。
新エネルギー導入の促進	■エネルギー作物や畜産系、林産系、水産系等のバイオマス資源を活用したバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造等の取組を促進させるため、技術開発、経済性の調査を推進する。

⑦ その他（環境保全型農業の推進運動の展開）

対 策	内 容
生産者と消費者の信頼関係の構築	■食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入などにより、生産者と消費者の交流を促進させ、両者の信頼関係を構築し、有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の安全性や機能性等に対する正確な情報提供を行い、相互理解の増進を図る。 ■生産者による農産物の生産工程管理（GAP）への取組を支援することで、農産物の安全性確保だけでなく、環境負荷の軽減や作業者の安全衛生の確保を図る。
県民への環境保全型農業の理解促進	■流通関係者、消費者等に対し、SDGsの達成やエシカル消費につながる環境保全型農業の意義や現場の苦労・工夫について、情報提供やPR活動を行い、理解促進を図る。
生産者の意識啓発	■環境と調和した生産方式の実践を推進するとともに、環境保全型農業に関する研修会、シンポジウム等を開催し、生産者の意識啓発や自主的な努力の醸成に努める。また、環境保全型農業に取り組む地域リーダーの育成を図る。 ■環境保全型農業の模範となる優良事例の紹介や表彰等により生産者の意識高揚を図る。
環境保全型実践集団の組織化	■先駆的な実践事例の成果も踏まえ、地域の実情に応じた環境保全型農業実践集団の組織化を促し、活動を支援する。
生産者等の意見の把握による環境保全型農業の推進	■環境保全型農業推進会議等により、生産者、消費者、流通業者等から有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等に関する提言等を受け、その提言等に基づき、関係機関・団体と連携・協力の上、環境保全型農業を推進する。

※SDGs：2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標で、2030年までに取り組むべき17の国際目標。

※エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。SDGsの17の目標のうち、12番目の目標「つくる責任つかう責任」に関連する取組。

有機農業及び環境保全型農業に係る県の支援策と取組の現状

1. 県試験研究機関（農水研・果樹研）による環境保全型農業に係る試験の取組

試験課題名（実施年度）	内容と結果
育苗環境を改善する新たなイチゴのIPM技術体系の構築（R4～）	<ul style="list-style-type: none"> ○炭疽病の伝染源となる草種の特定や伝染環の解析による新たな感染防止対策確立、ハダニ類に対する土着天敵を利用した防除体系の確立 ・いちごの周辺雑草から炭疽病が検出されたものの、病原性が認められたものは12菌株中1菌株であったため、感染する確率は低いと思われる ・ハダニタマバエ類、カブリダニ類およびハダニアザミウマなどの土着天敵の生息が明らかになった。
土着天敵等を活かしたミニ野菜等の生態的病害虫防除技術の開発（R4～）	<ul style="list-style-type: none"> ○土着天敵（ヒメハナカメムシ、クサカゲロウ、寄生蜂等）を活用したズッキーニとミニハクサイの有機栽培技術の実証 ・ヒメハナカメムシやアカメガシワクダアザミウマ等の土着天敵が確認されたが個体数は少なかった。慣行栽培区と有機栽培区で収量差はなかった。
未利用バーク（樹皮）を活用した果樹園土壤改良技術確立（R3～）	<ul style="list-style-type: none"> ○粉碎バークのマルチングによる甘平の裂果軽減技術の開発 ・スギ・ヒノキチップ、スギチップを甘平栽培圃場の表面に通年マルチ状に処理して土壤水分保持に努めたが、裂果軽減効果は認められなかった。
有機水稻栽培におけるスクミリンゴガイ対応技術の開発（R3～）	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産研究所及び松前町の実証圃場において、中苗利用と捕獲トラップ設置によるスクミリンゴガイの食害対策 ・中苗移植区と慣行の稚苗区との収量差はなく（510kg/10a）、スクミリンゴガイの食害を抑え、除草回数0回でも雑草が抑制できた（稚苗区は水田除草機で3回処理）。 ・20a のほ場に8個の捕獲トラップを設置し、4日間の捕獲数は881匹で、捕殺作業の省力化ができた。
愛媛県試第28号（紅まどな）の効果的防除技術の開発（R4～）	<ul style="list-style-type: none"> ○有効薬剤の検討や天敵製剤等の利用によるミカンキイロアザミウマの効果的な防除技術開発 ・8種類の農薬の感受性を検定したところ、ファインセーブとコテツの効果は高かったが、他は死亡率が50%以下で防除効果の低下が確認された。
柑橘の剪定枝を利用した炭素貯留方法の検討（R4～）	<ul style="list-style-type: none"> ○柑橘破碎剪定枝の家畜敷料への利用及び堆肥化技術の確立 ・柑橘破碎剪定枝を用いた堆肥施用区と無処理区で果実品質、収量、葉中及び土壤中の窒素に有意な差はなかった。
県内有機資源の有効活用の検討（R4～）	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の様々な有機質資材のデータベース化及び施肥設計支援ツールの作成 ・堆肥や食品残渣等の有機資源の成分分析を実施し、R4年度からの累積で47件のデータベース化をすることができた。

2. 県機関における有機栽培技術講習会の開催（R5）

地区	品 物	参加人数	内 容
今治	レモン	7	<ul style="list-style-type: none"> ・レモン実証試験の報告 ・環境保全型農業の啓発
中予	春野菜、葉物野菜	24	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫防除と有機農業実証試験の結果について ・有機農業及び有機JAS認証について

南予	ゆづ	8	・ゆづの有機栽培における病害虫防除について ・微生物農薬を利用したカミキリムシ防除剤の設置について
----	----	---	--

3. 県機関による土壤管理講習会の開催および土壤診断等 (R 5)

地区	作物	のべ参加人数	内 容
東予	さといも	58	・栽培及び肥培管理について ・稲、麦、いも・豆類、野菜、果樹、花きの土壤分析診断項目数 779 件
今治	柑橘 さといも	21	・土づくりと施肥改善について ・果樹・花きの土壤分析診断項目数 258 件
中予	トマト さといも	143	・クロピラリドによる生育障害周知 ・緩効性肥料による肥料流亡対策 ・野菜・果樹・花きの土壤分析診断項目数 1962 件
八幡浜	トマト等	73	・堆肥等の利用、土づくりについて ・野菜・果樹・花きの土壤分析診断項目数 2526 件
南予	イチゴ さといも	30	・土壤診断結果について ・野菜・作物・果樹等の土壤分析診断項目数 180 件

4. 県施設における技術実証展示圃の公開 (R 5 年)

場 所	作 物	面積 (a)	主な調査内容
上島町岩城	温州みかん	10	有機 JAS 農薬及び耕種的防除を組み合わせた技術確立
	レモン	8	天敵 (ミヤコカブリダニ) による化学農薬低減技術 ・放飼天敵と土着カブリダニが増加しハダニを抑えることができたが、有機栽培区の収量は低かった。
久万高原町	トマト	1.2	○微小害虫侵入防止資材 (光反射シート) の効果の検討 ・アザミウマ類、アブラムシ類の抑制効果は見られたが、コナジラミ類については、ハウス内で増殖してしまった。
鬼北町	ユズ	5	○管内の堆肥を利用した有機栽培技術の検討 ・豚ふん、鶏糞の利用でも有機肥料区と比べて収量差がなかったが、散布に労力がかかった。

5. 「有機農業転換支援事業」の実施状況 (R 3 ~ R 6)

有機 JAS 認証を目指す農業者に対し、転換期に施用する有機質肥料に係る割増経費を定額 (20 千円 / 10 a) 補助 (上限は 1 戸当たり 100 千円) し、同認証の取得支援を図る。

年度	件数	申請面積 (a)	補助額 (千円)
R 3	6 (水稻、野菜、果樹)	322	520
R 4	11 (水稻、野菜、果樹)	593	974
R 5	7 (水稻、野菜、果樹)	341.3	556
R 6	2 (水稻、果樹)	78	136

6. 「有機野菜等面積拡大支援事業」の申請状況 (R 6 ~)

有機農業面積拡大及び省力化に資する農業機械の導入を支援 (補助率 県 1/3 以内)

対象者：認定農業者または認定新規就農者で、有機栽培の認定(有機 JAS 等)を受けている者

件数	要望の機械	事業費(円)	補助額(円)
11 今治市、松山市、 東温市、砥部町	ハンマーナイフモア、 自走式除草ロボ 堆肥散布機 トラクター等	22,431,624	6,646,000

7. 「有機農業者研修生受け入れ支援事業」の申請状況（R 6～）

事業実施主体(先駆的有機農業者)が研修生を受け入れた際の研修に係る経費を支援
研修生受け入れ1人あたり4,400円/日で補助対象研修期間は20～40日

件数	受け入れ研修生合計人数	補助額(円)
3件 今治市、松山市	8人	963,600円

8. 有機JAS指導員の育成（R 3～R 6年）

有機JAS農業指導員の育成及び国際水準の有機農業の普及を支援する。

年度	人数
R 3	7
R 4	9
R 5	10
R 6	10

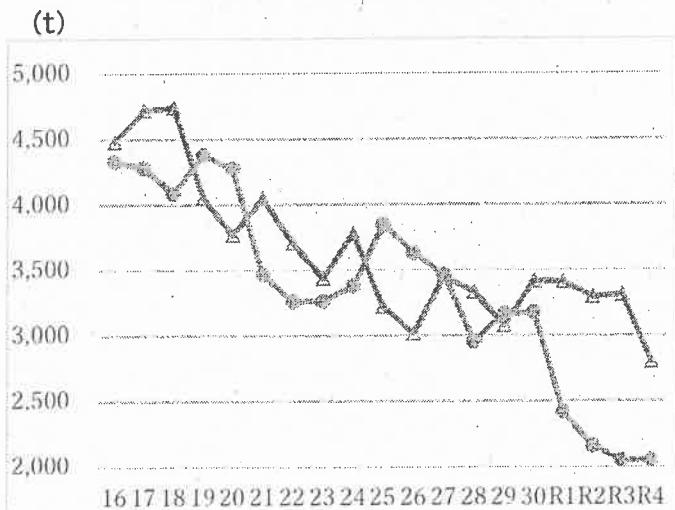
9. R5年度 エコファーマー認定（新制度）

新規認定690人　目標面積267ha

R5年度から「みどりの食料システム法」に準じたみどり認定（エコファーマー認定）を実施

（旧法は持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）

10. 化学肥料・農薬の流通量の推移



市町別有機農業の取組状況

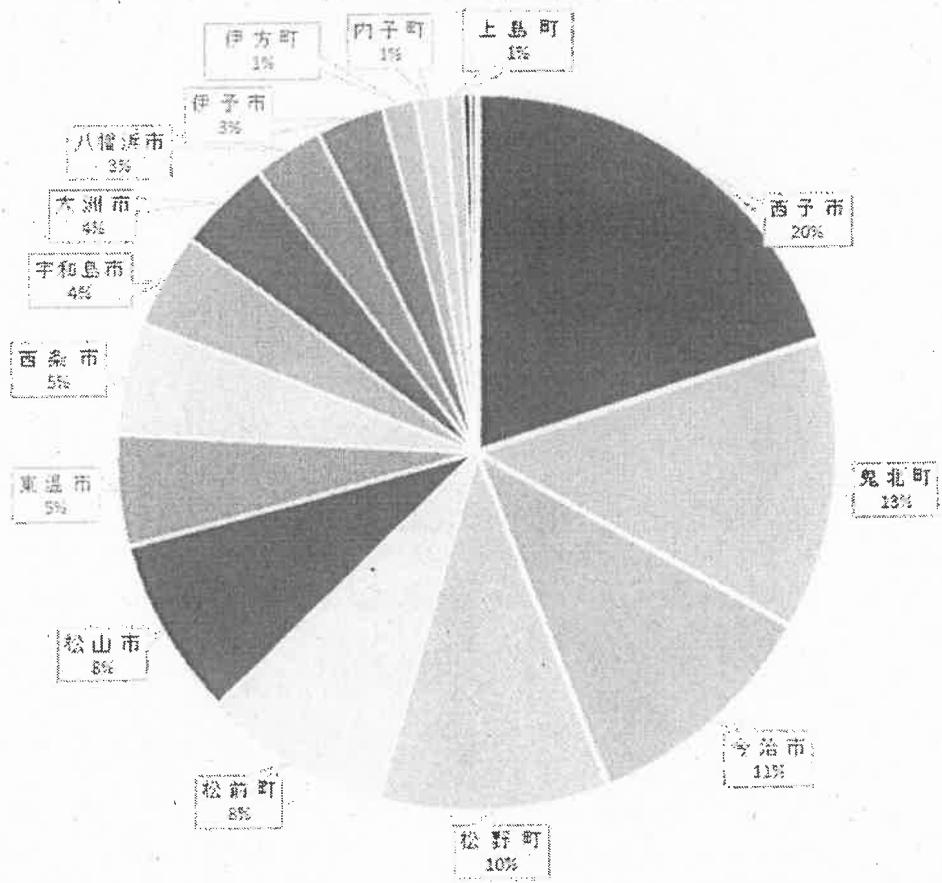
R6.3月現在

市町名	生産者数(経営体) (有機JAS)	うち 法人数	取組面積 (有機JAS)	取組面積(ha)		
				米	果樹	野菜・ その他
四国中央市	4 (0)	2	1.26 (0.0)	0.00	0.00	1.26
新居浜市	5 (3)	1	1.45 (0.7)	0.15	0.00	1.30
西条市	22 (6)	2	23.73 (8.3)	9.86	0.90	12.97
今治市	70 (21)	4	51.07 (27.9)	10.02	32.79	8.26
上島町	3 (0)	0	3.97 (0.0)	0.00	3.52	0.45
松山市	30 (17)	4	38.47 (29.4)	3.90	19.69	14.88
東温市	12 (9)	2	23.77 (23.4)	0.68	0.00	23.09
伊予市	10 (0)	3	14.48 (0.0)	5.95	6.64	1.89
松前町	2 (0)	1	39.16 (0.0)	33.21	0.00	5.95
砥部町	0 (0)	0	0.00 (0.0)	0.00	0.00	0.00
久万高原町	1 (1)	0	0.20 (0.2)	0.00	0.00	0.20
大洲市	7 (2)	2	19.89 (15.3)	0.00	0.00	19.89
内子町	8 (1)	1	6.18 (0.3)	0.09	3.36	2.73
八幡浜市	6 (3)	2	14.94 (7.1)	0.00	14.94	0.00
伊方町	6 (0)	0	6.97 (0.0)	0.00	6.84	0.13
西予市	100 (6)	2	94.56 (24.5)	14.06	71.37	9.13
宇和島市	84 (5)	1	20.17 (5.3)	1.10	17.04	2.03
鬼北町	428 (3)	1	61.93 (1.9)	0.00	60.08	1.85
松野町	209 (0)	0	49.00 (0.0)	0.00	49.00	0.00
愛南町	0 (0)	0	0.00 (0.0)	0.00	0.00	0.00
合計	1,007 (77)	28	471.20 (144.2)	79.02	286.17	106.01

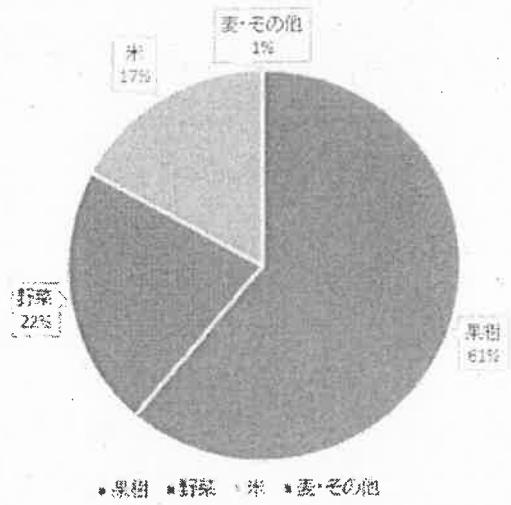
R5年度 愛媛県の有機農業面積

生産者数(人) (うち有機 JAS)	取組面積(ha) (うち有機 JAS)				
		果樹	野菜	米	その他(茶、麦、大豆等)
1,007 (77)	471.2 (144.2)	286.17	101.87	79.02	4.14

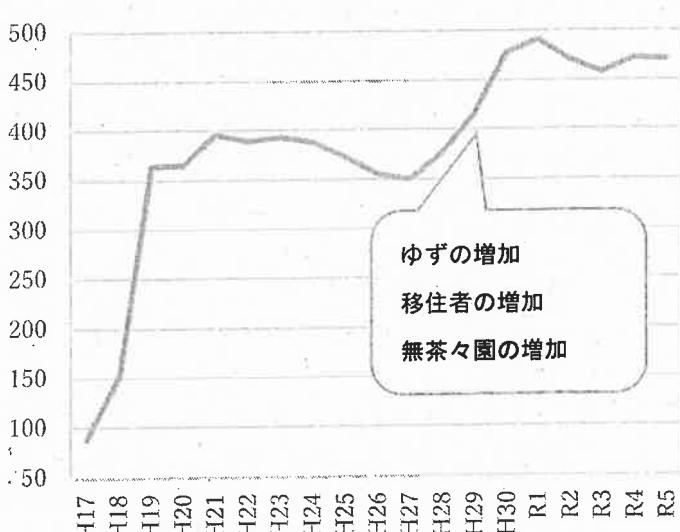
R5年度 市町別有機農業面積割合



R5年度 有機農業面積における品目別割合



愛媛県の有機農業面積の推移



有機農業を含む環境に優しい農業に関する消費者の意識調査の結果について

1 調査目的

有機農業および環境保全型農業の推進に資することを目的に、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」(R5年3月)を策定しており、県民の環境に優しい農業に関する理解度を把握する。

2 調査方法

委託事業者が保有するモニターへのインターネットを利用したアンケート調査

3 調査期間

令和6年7月30日(火)～8月5日(月)

4 回答数

400

5 結果概要

有機農業について

- ・有機農業を「知っている・聞いたことがある」消費者が約85%であったことに対し、「定義まで知っている・聞いたことがある」消費者は58.8%とまだ少ない結果であった。昨年度と比べて認知度は進んだものの、まだ十分に知られてはいないため、今後も周知する必要がある。
- ・18～29歳の若い世代の有機農産物に対する関心度や購入頻度は低い結果であった。また、有機農産物を購入したい人の割合は約54.5%であり昨年度と比較して大幅に低くなつた。考えられる主な理由は、あらゆるものが物価高騰したことにより、なるべく安いものを購入したいという傾向が強くなったことが考えられる。
- ・有機農産物を購入する人は、価格を最も気にしており、慣行農産物と比べて3割高までなら利用するという人が約80%であったことから、3割高以上であると購入されにくいことが分かった。
- ・有機JAS認証制度を「知っている・聞いたことがある」人は32.0%、エコえひめ農産物については、47.8%で認知度は依然として低い。認知度を高めるためには今後もPRは必要であると考えられる。

エコえひめについて

- ・約88%の消費者はエコえひめ農産物に興味があるため、消費者の安心安全な農産物のニーズは高いと思われるが、有機農産物と同様に価格が高ければ消費が控えられると思われる。
- ・これらの結果から、環境に優しい農産物の消費拡大を促すためには、まず消費者の目に触れる機会を多くしなければならないため、イベント等での販促活動や、売り場の増設を推進する必要がある。また、分かりやすい農産物の生産情報を提示して、環境に優しい農産物の多面的な価値を消費者に十分理解してもらえるよう啓発・普及していくことが重要であると思われる。

Q1:有機農業を知っていますか。

知らない 聞いたことはある 聞いたことがあります。

Q2:農産物が有機農業により生産されたものであることに關心がありますか。

全然関心がない やや関心がある 関心がある 全く関心がない

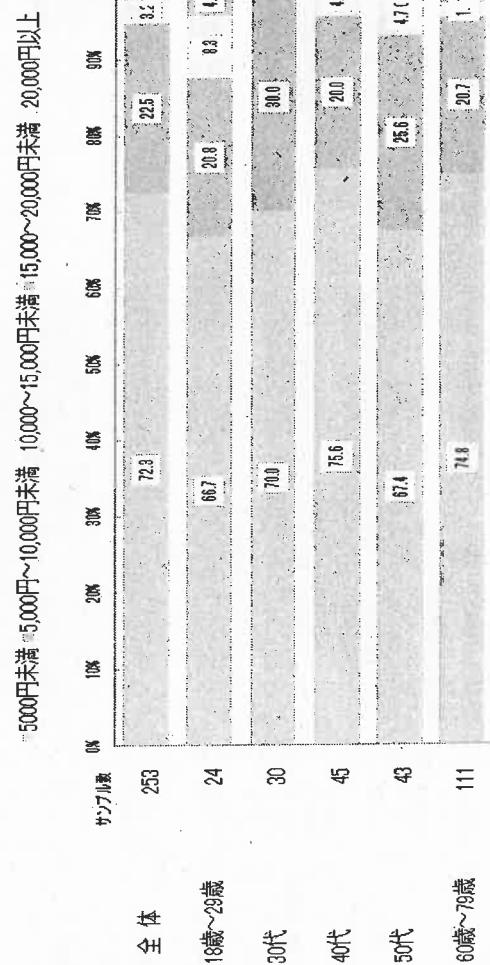
サンプル数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
全 体	400	315	198	128	400	163	595	243			
18歳～29歳	51	33	412	255	137	51	314				
30代	54	23	461	241	111	54	300				
40代	74	32	554	122	203	74	270				
50代	68	397	515	88	132	68	279				
60歳～79歳	153	438	497	65	153	183	673	144			

Q3:有機農業により生産された農産物を購入していますか。

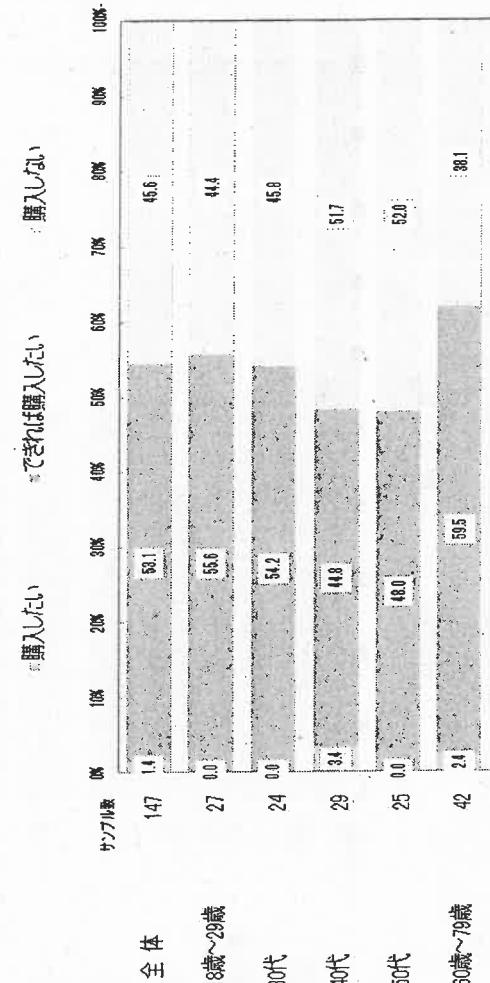
よく購入する たまに購入する 購入したことばっかり

サンプル数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
全 体	400	68	555	368	23	138	265				
18歳～29歳	51	98	373	208	24	125	250				
30代	54	56	500	125	30	233	333	67	267		
40代	74	54	654	382	45	67	267	156	178		
50代	68	59	574	368	43	140	233	186	219		
60歳～79歳	153	72	654	275	153	162	279	135	267		

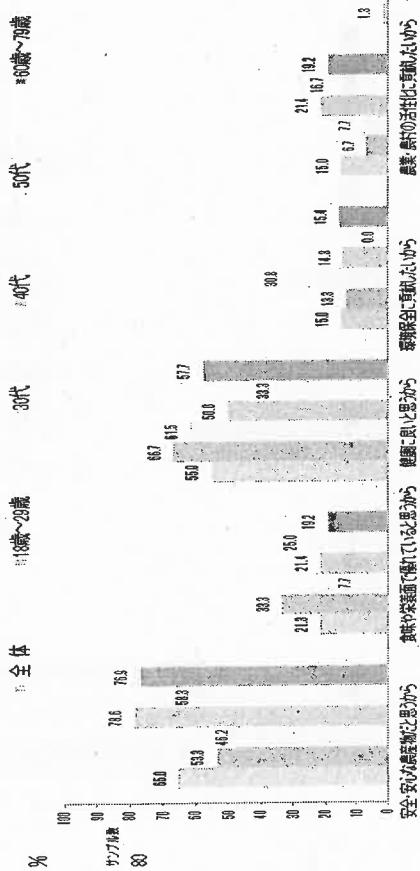
Q5 有機食品の購入や外食等での利用金額は、毎月どれくらいですか。



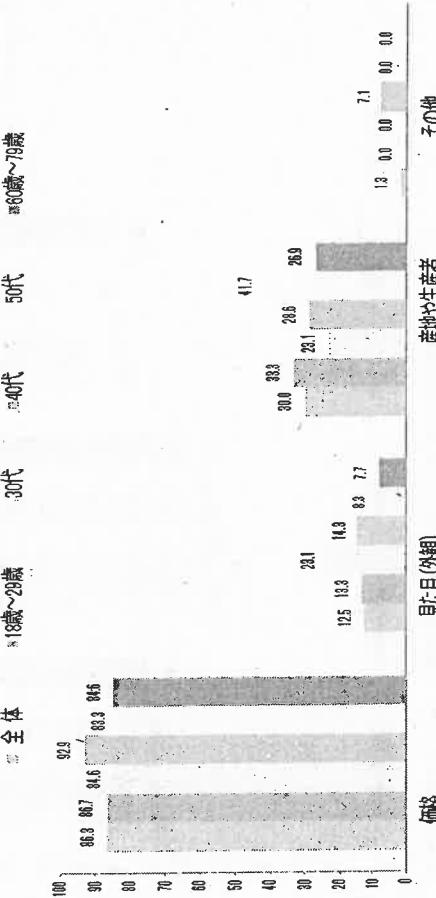
Q6 今後、有機農業により生産された農産物の購入希望はありますか。



Q7 Q6で「購入したい」「できれば購入したい」と答えた方に質問します。有機農業により生産された農産物を購入する上で気に入ることは何か。(複数回答)

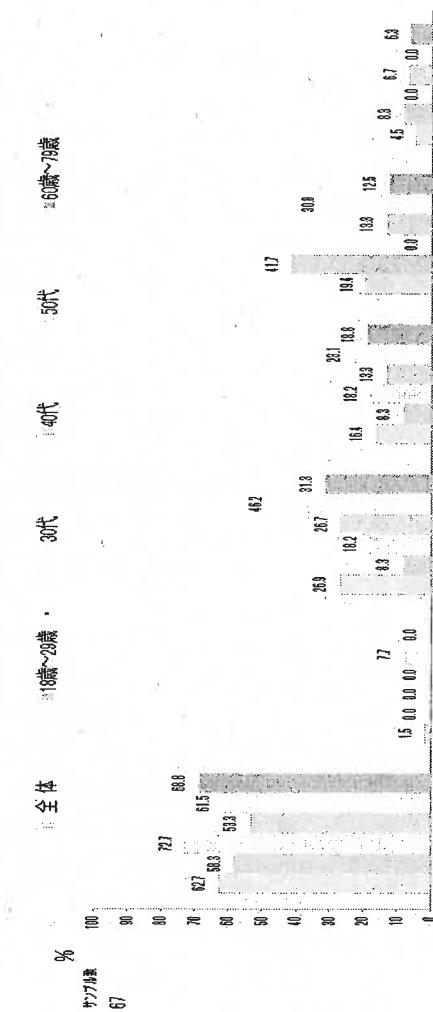


Q8 Q6で「購入したい」「できれば購入したい」と答えた方に質問します。有機農業により生産された農産物を購入する上に気に入ることは何か。(複数回答)



Q306で購入されたかに質問します。その理由はありますか。(複数回答)

Q10どのようすが情弱があれば、有機農産物より購入・利用たいと思しますか。(複数回答)

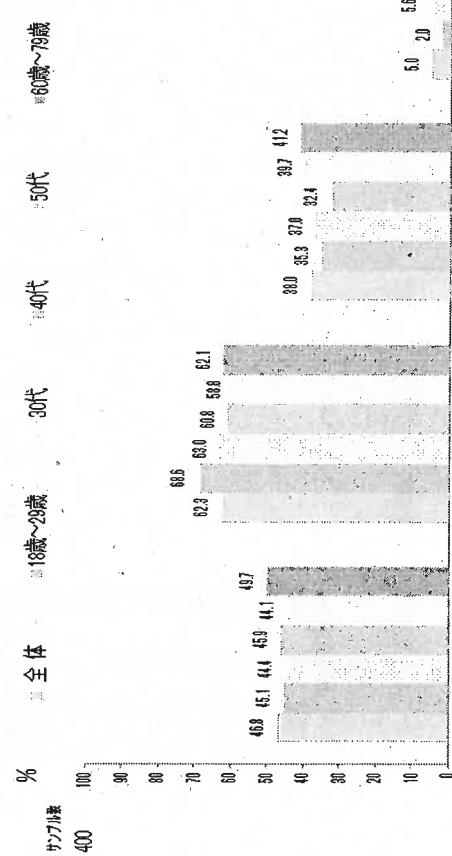


Q11 傷行農産物との価格差がどうくらいいやら、有機農産物を購入・利用したいと思いませんか。(傷行農産物が100円の場合)
傷行農産物と同(100円) 傷行農産物の割高まで(110円) 傷行農産物の割高まで(120円)

Q12 傷行農産物の価格まで(130円) 傷行農産物の価格まで(150円) 傷行農産物の価格まで(170円)

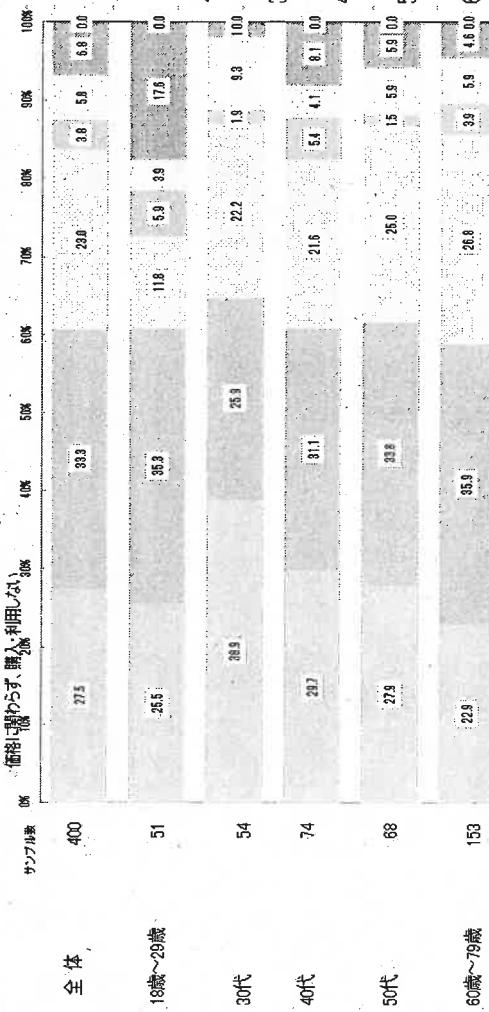
Q13 傷行農産物との価格差がどうくらいいやら、有機農産物を購入・利用したいと思いませんか。(傷行農産物が100円の場合)
傷行農産物と同(100円) 傷行農産物の割高まで(110円) 傷行農産物の割高まで(120円)

Q14 傷行農産物の価格まで(130円) 傷行農産物の価格まで(150円) 傷行農産物の価格まで(170円)

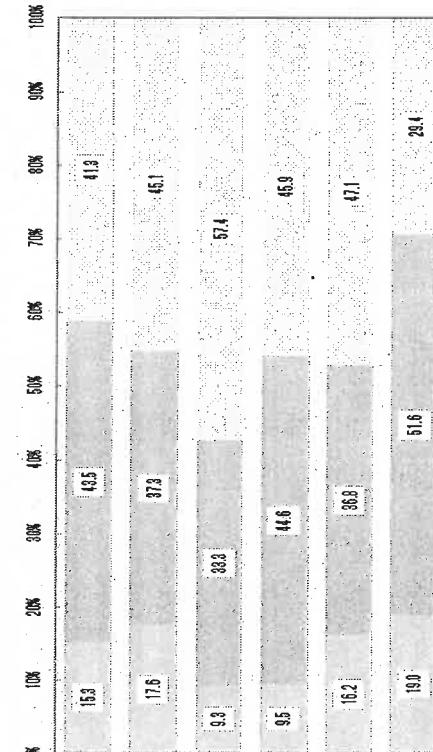


Q15 傷行農産物等の情報 生産者の情報 販売店舗の情報 その他

Q12 有機農業とは、法律において化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した方法を用いて行われる農業」と定義されています。



Q13 傷行農産物等の情報 生産者の情報 販売店舗の情報 知っている 聞いたことがある 知らない



Q1 有機農業の力に、化学的に合成された肥料や農薬を販売する制度があるのですか？

Q13有機農業により生産された農産物に認証制度があるのを知っていますか。(有機JAS等)

知らないこと、見たことはある
知っている

Q16 特別栽培農作物や工芸えりなどの詰めを販入したことありますか。

「購入したい」と答えた方のうち、「購入したくない」と答えた方が多かった。

年齢	全 体	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	90歳	100歳	サブトト数	%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	
18歳～29歳	51	140	216	210	196	180	160	140	120	100	80	303	69%	30%	20%	10%	8%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	
30代	54	140	222	210	196	180	160	140	120	100	80	333	67%	30%	20%	10%	8%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	
40代	74	140	210	200	186	170	150	130	110	90	70	54	333	67%	30%	20%	10%	8%	6%	5%	4%	3%	2%	
50代	68	140	192	180	166	150	130	110	90	70	50	74	324	67%	30%	20%	10%	8%	6%	5%	4%	3%	2%	
60歳～79歳	133	140	163	150	136	120	100	80	60	40	20	68	265	73.5%	26%	13%	6.5%	3.5%	2%	1%	0.5%	0.25%	0.125%	0.0625%
80歳～99歳	52	140	66.3	60	54	48	40	30	20	10	5	8.5	153	28.8%	15.3%	8.5%	4.25%	2.125%	1.0625%	0.53125%	0.265625%	0.1328125%	0.06640625%	0.033203125%

愛媛県環境保全型農業推進会議
令和6年11月

資料3

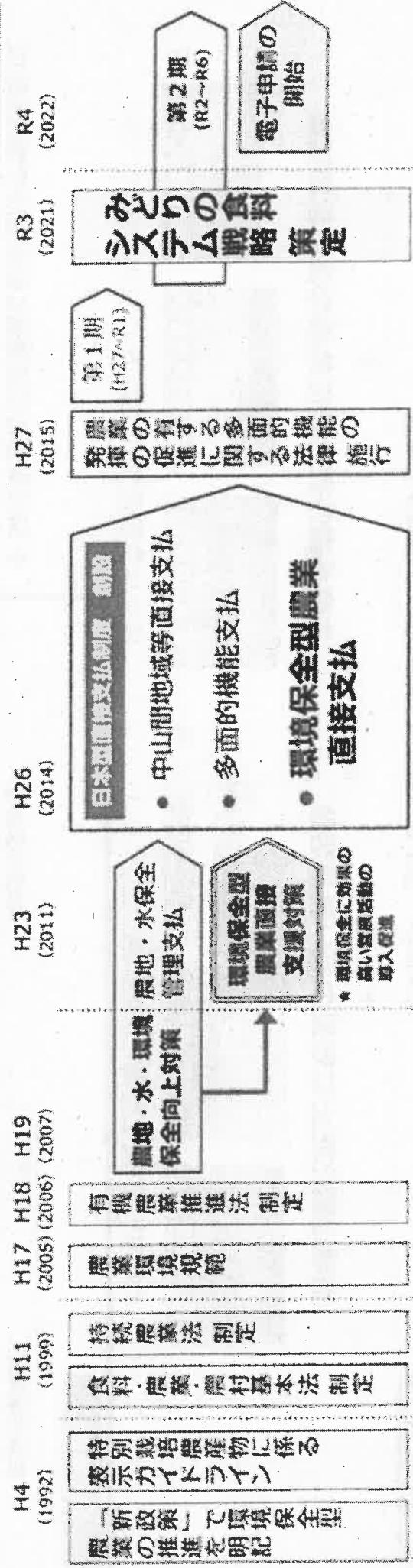
環境保全型農業直接支払交付金
制度の概要と愛媛県内の実施状況

愛媛県農林水産部
農業振興局 農産園芸課

1. 制度の概要

1. 制度の概要（1）環境保全型農業

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化合肥料に対する取組に対する支授（環境支授）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支授を分離し、「環境保全型農業直接支授対策」を創設。地球温暖化防除や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、中山間地域等直接支授、多面的機能支授及び本対策を「日本型直接支授制度」として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支授」を実施。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。



【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

○ 気候変動に対する総合・適応策の推進（抜粋）

- 地肥の施用等による温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支授制度における肥料の効率の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的抓りを両立させるほか堆肥・バイオ肥等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。

○ 生物多様性の保全及び利用（抜粋）

- 生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。

○ 多面的機能の実現の促進（抜粋）

- 農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動等への支援を行うう日本型直接支授制度（多面的機能支授制度、中山間地域等直接支授制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、生産内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金

日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等による環境保全型農業直接支払交付金等を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,537) 百万円

① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

② 対象となる農業者の要件

ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進による活動等）に取り組むこと

③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等による活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払交付金等 113 (113) 百万円

① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円

本文交付金の効果の検証に必要な調査、分析を実施します。

【支綱対象取組・交付単価】
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組
▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組	交付単価 (円/ha)	対象
有機栽培、飼育作物以外	12,000	このうち、炭素貯留効率の高い有機農業を実施する場合は、限り、2,000円を加算。
有機栽培	3,000	このうち、有機栽培、飼育作物
堆肥の施用	4,400	このうち、有機堆肥を実施していることが条件となります。
カバーコーリフ	6,000	有機JAS認定取得者などに、堆肥の使用がバーコーリフ、ビングルマルチ（うち、小麦、大麦等）
りんごマルチ (うち、小麦、大麦等)	5,400	ビングルマルチ、有機栽培部分の堆肥化が実施されています。
草生栽培	5,000	このうち、有機栽培を実施していることがあります。
不耕起播種	3,000	このうち、有機JAS認定取得者などに、堆肥の使用がバーコーリフ、ビングルマルチ、有機栽培部分の堆肥化が実施されています。
長期中干し	800	このうち、有機栽培部分の堆肥化が実施されています。
秋耕	800	このように堆肥を行なわれます。

▶ 地域特認取組 地域の環境や事業の特性等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が算定します。

[取組拡大加算]

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向け、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支拂
(交付単価：4,000円/10ha)

本制度は、交付金の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請後の全額交付が実質上受け合意の場合、交付金が支拂われることになります。
既に当たっては、全額が導入料が支拂われます。

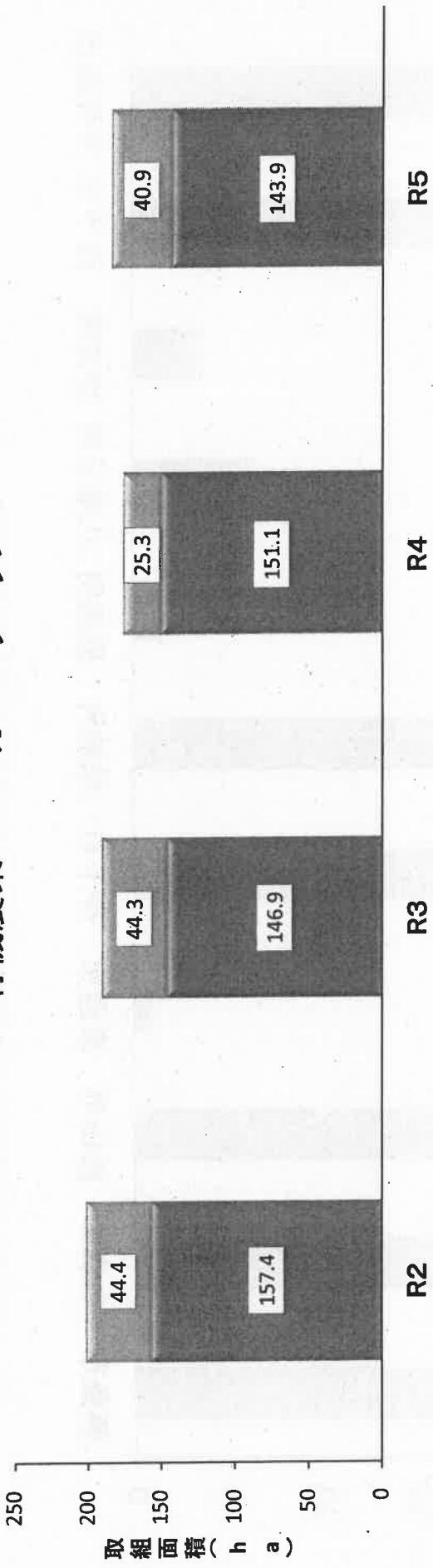
【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)
(農林水産省資料 抵押)

2. 愛媛県内の実施状況

2. 愛媛県内の実施状況（1）実施状況の推移

取組別 面積の推移

■ 有機農業 ■ カバーケロップ



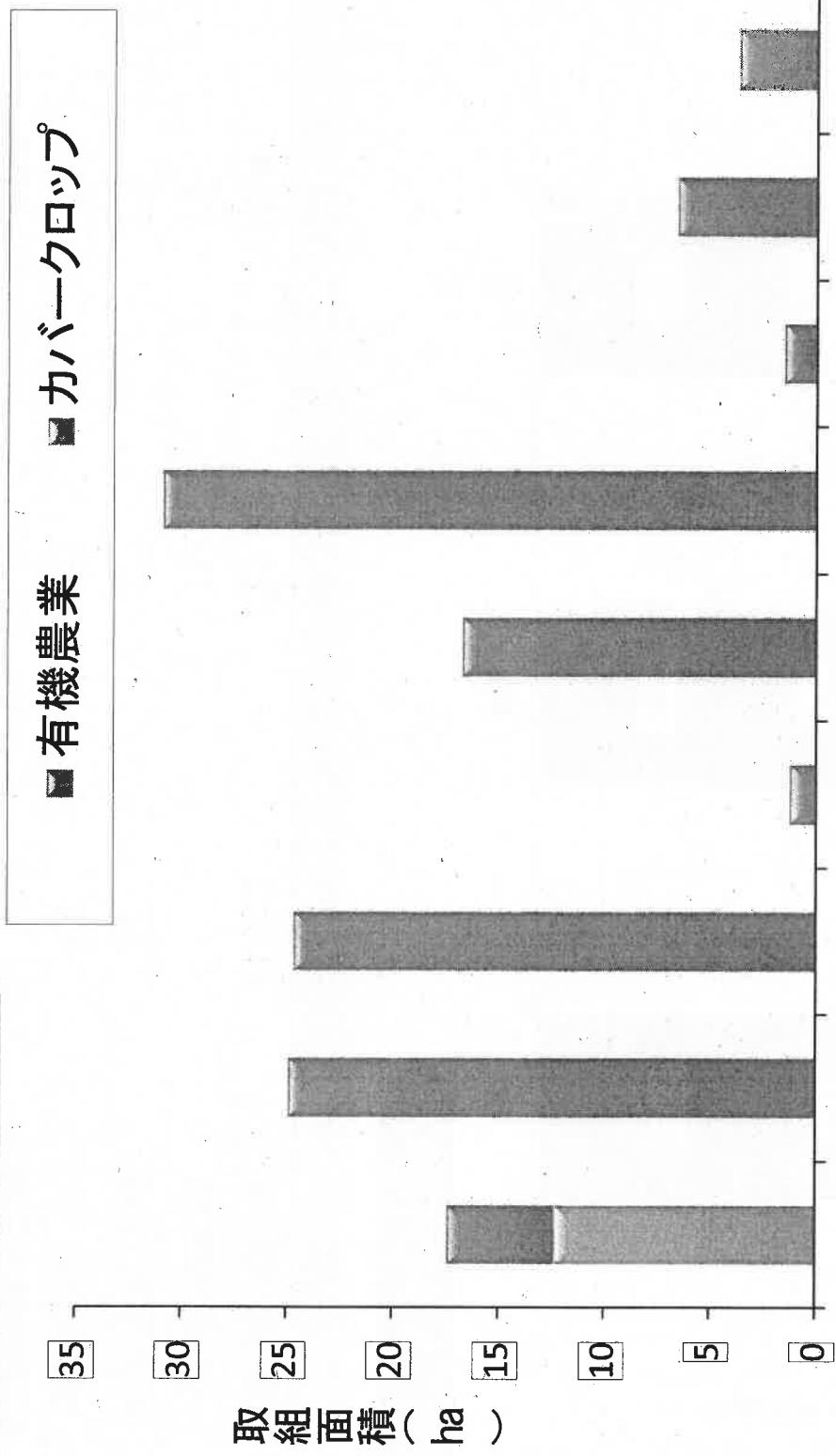
面積・金額等の推移

年度	取組面積(ha)	実施市町数	実施件数(団体)	農業者数(人)	交付金額(千円)
R2	201.8	9	22	83	21,547
R3	191.2	10	23	83	20,421
R4	176.4	10	22	80	19,863
R5	184.7	11	24	88	19,841

- ・取組面積 → やや減少傾向
- ・実施市町、件数 → やや増加

2. 愛媛県内の実施状況（2）令和5年度の実施状況（取組別）

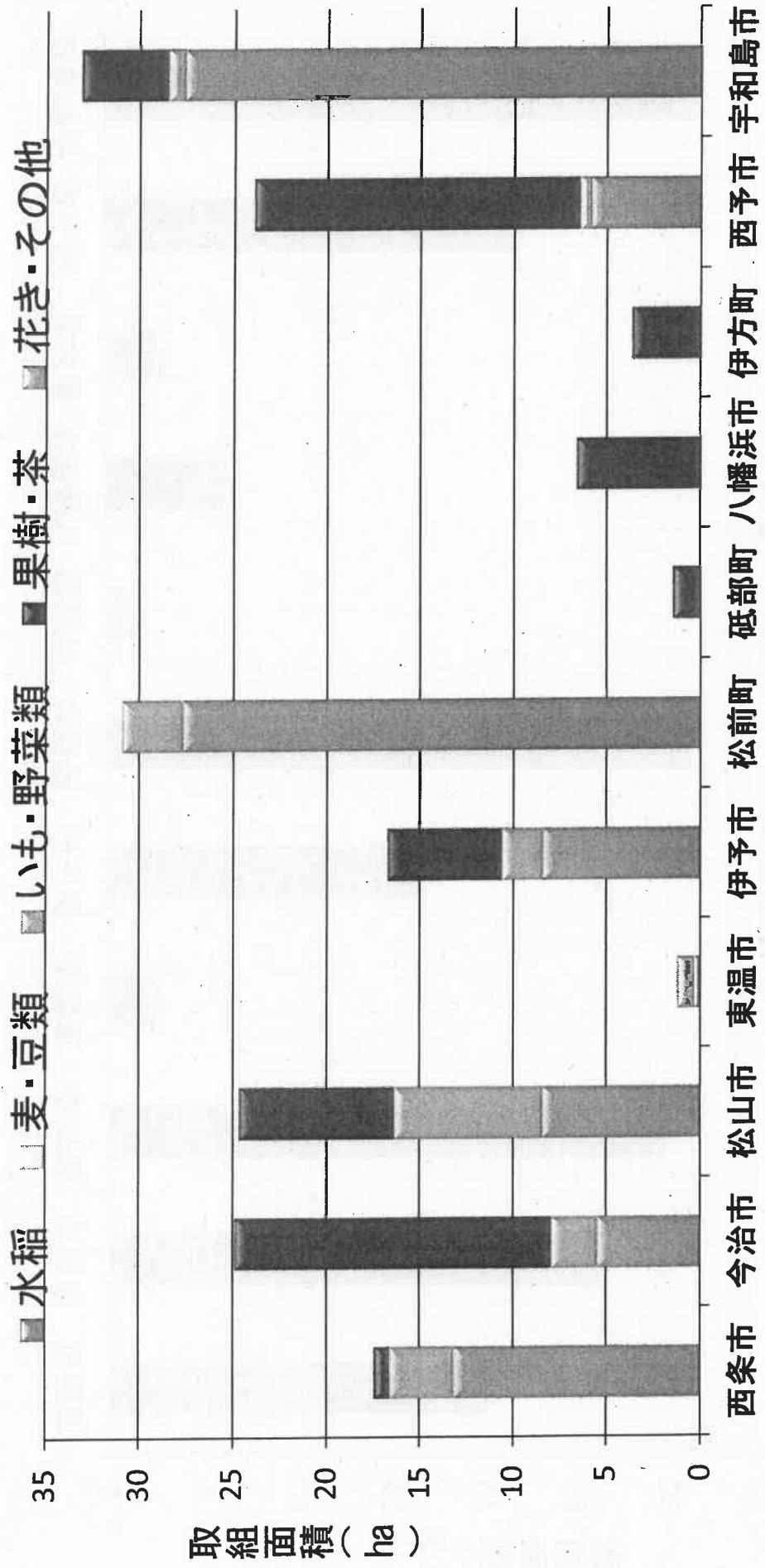
市町別取組状況 取組別



面積(ha)	有機農業	カバークロップ	合計
143.9	40.8	103.1	184.7
77.9	22.1	55.8	77.9

2. 愛媛県内の実施状況（2）令和5年度の実施状況（作物別）

市町別取組状況 作物別

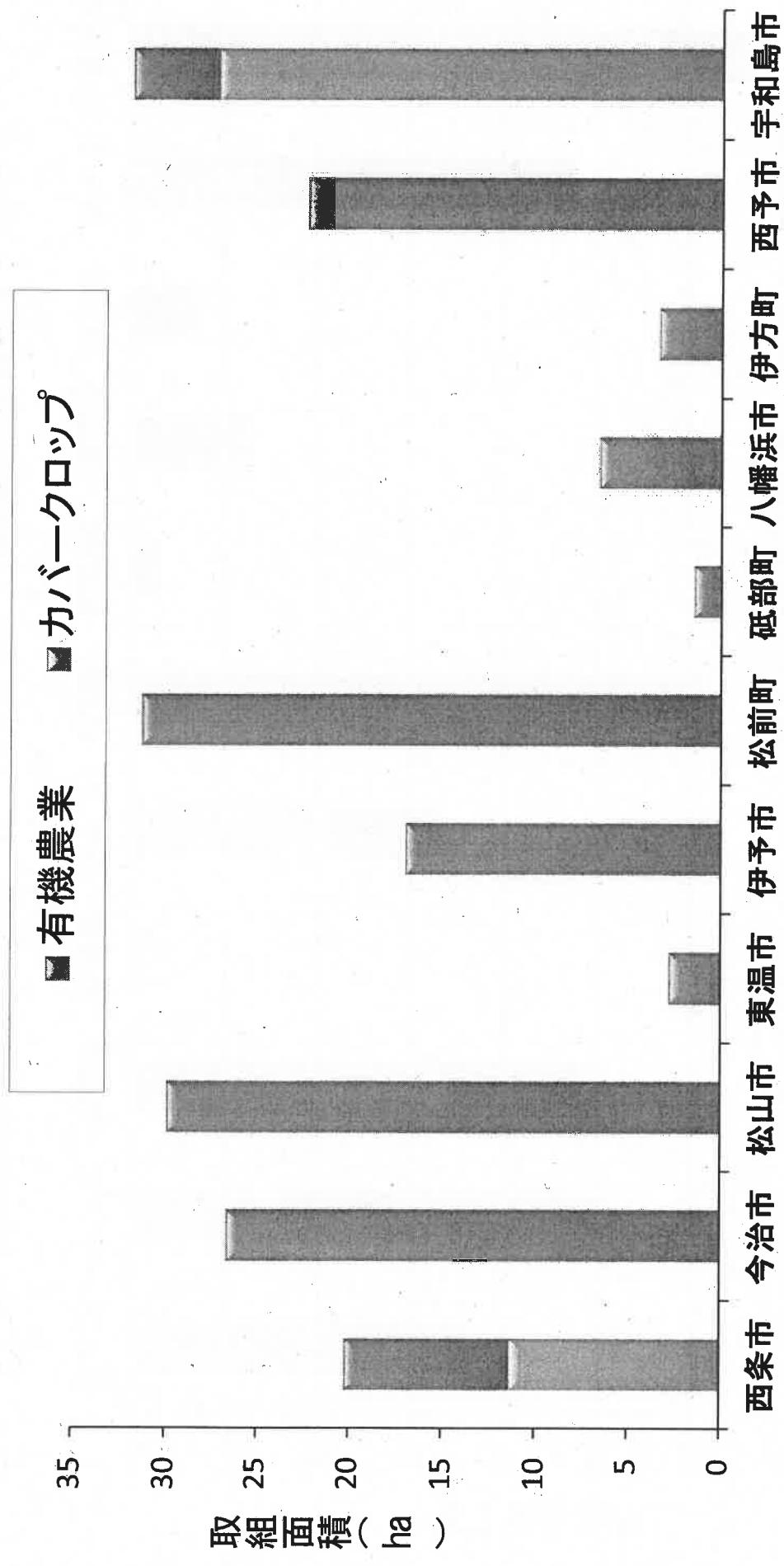


	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	いちじく・花き・その他
面積(ha)	97.0	52.5	0	0	0
割合(%)	43	21.5	11.7	66.2	35.8

2. 愛媛県内の実施状況（3）令和6年度の申請状況

市町別取組状況 取組別

○令和6年6月時点の申請状況 193.6ha (有機農業：155.0ha、カバークロップ：38.6ha)



令和7年度以降も、環境保全型農業の推進に取り組んでいく。

来年度の愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画の考え方について

数値目標の改定 → 目標年度 12 年度

項目	基準年 (R元)	現状 (R5)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)	7.5	6.8	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,418	2,833	2,500
3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)	7.6	5.3 (R4)	6.5
4 化学合成農薬使用量 (t)	3,175	2,051 (R4)	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)	865	761	890
6 県 GAP 認定件数	11	11	30
7 環境保全型農業直接支払取組面積 (ha)	219	184.74	245
8 有機農業取組面積 (ha)	491	471	670

国のみどり戦略数値目標（基準年は R2 年）

KPI	2030 年(R12 年)	2050 年(R32 年)
化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で 10% 削減	11,655(リスク換算値) (50% 低減)
化学肥料使用量の低減	72 万 t (20% 削減)	63 万 t (50% 削減)
耕地面積に占める有機農業の割合 (飼料作物を含む)	6.3 万 ha	100 万 ha (25%)

1・2 化学肥料窒素成分使用量の削減

○みどり戦略の R12 目標に準じて、基準年の 20% 削減
(20% 減)

$$\begin{aligned} \text{R 元 } 7.5 \text{ kg/10a} &\rightarrow \text{R12 } \underline{\underline{6.0 \text{ kg/10a}}} \\ \text{R 元 } 3,418 \text{ t} &\rightarrow \text{R12 } \underline{\underline{2,734 \text{ t}}} \end{aligned}$$

3・4 化学合成農薬使用量の削減

○目標達成し、R12 年度みどり戦略目標もクリアしているため、先行して R32 年度の
みどり戦略目標 50% 削減を目指す。

$$\begin{aligned} \text{R 元 } 7.6 \text{ kg/10a} &\rightarrow \text{R12 } \underline{\underline{3.8 \text{ kg/10a}}} \\ \text{R 元 } 3,175 \text{ t} &\rightarrow \text{R12 } \underline{\underline{1,587 \text{ t}}} \end{aligned}$$

5 エコえひめ農産物取組面積

○R5 の愛媛県耕地面積に占めるエコえひめの割合 1.8%



R12 の愛媛県耕地面積（予想 37,970ha）に占める割合 約 2.0%を目指す。

R5 761ha → R12 800ha

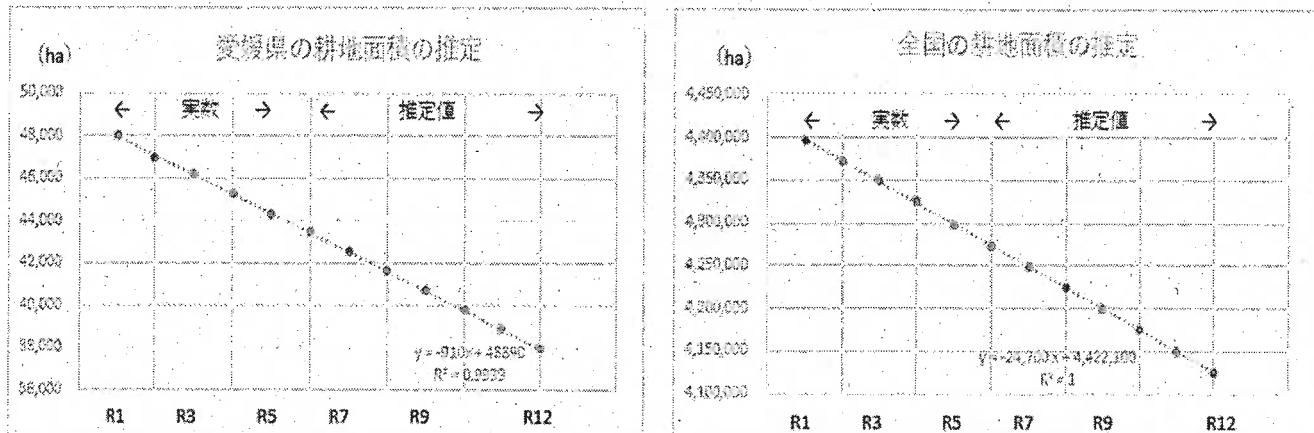
6 県GAP認定数 みどり戦略と趣旨が異なるため削除

8 有機農業取組面積

○みどり戦略の R12 目標（全国 63,000ha）に準じる。

※飼料作物の有機農業面積（R5 : 422ha）は考慮しない

- R12 全国の耕地面積予想 4,125,700ha
- R12 目標有機農業面積の割合 $63,000\text{ha} / 4,125,700\text{ha} \approx 1.5\%$
- R12 愛媛県の耕地面積予想 37,970ha
- R12 愛媛県の目標有機農業面積 $37,970\text{ha} \times 1.5\% \approx 570\text{ha}$



7 環境保全型農業直接支払取組面積

・有機農業面積に対応するため、

有機農業面積に対する環境保全型農業直接支払取組面積の割合

R元 $219\text{ha} / 491\text{ha} = 44.6\%$

R5 $185\text{ha} / 471\text{ha} = 39.3\%$ 約 40%

・R12 愛媛県の目標有機農業面積 $570\text{ha} \times 40\% = 228\text{ha}$

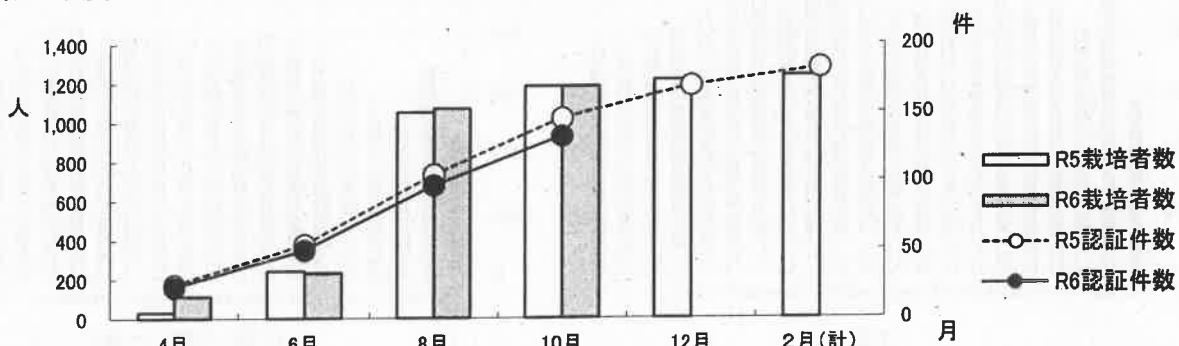
愛媛県特別栽培農産物等認証制度の認証状況等について

令和5年度は、認証件数183件（R4 183件）、累計認証栽培者数1,238人（R4 1,299人）、栽培面積は761ha（R4 764ha）となり、認証件数は横ばいであったが、累計認証栽培者数は61人、栽培面積は3ha減少した。

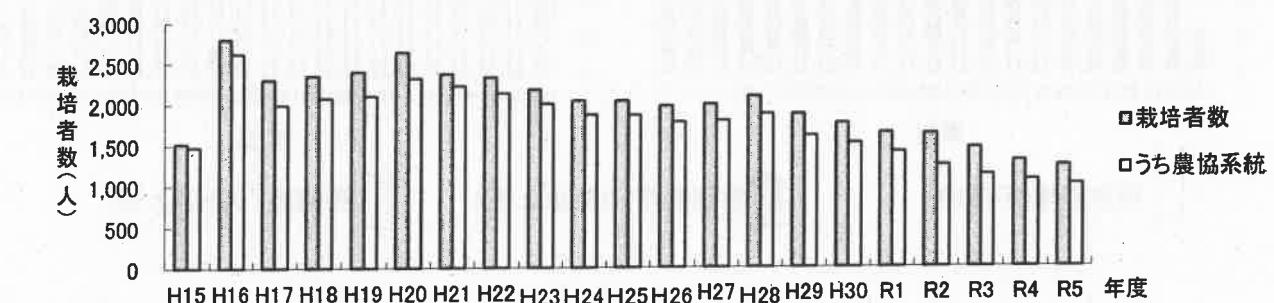
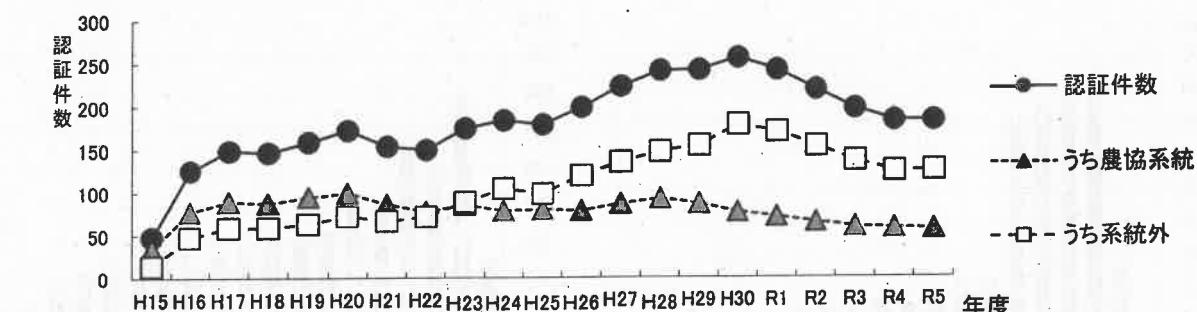
年次別の認証件数は、近年、農協系統と系統外ともに減少傾向にある。栽培者数は、平成16年の2,797人をピークにやや減少傾向にあり、栽培者の8割以上を占める農協系統の申請件数の減少による影響が大きいと考えられる。

栽培面積は、平成20年度の1,007haをピークに微減したが、一定面積は維持されている。作物別の内訳（令和5年度）は、作物（水稻、大豆）：675ha（88.7%）、野菜：37ha（4.9%）、果樹：45ha（5.9%）、その他（茶）：3ha（0.4%）となり、計761haとなっている。

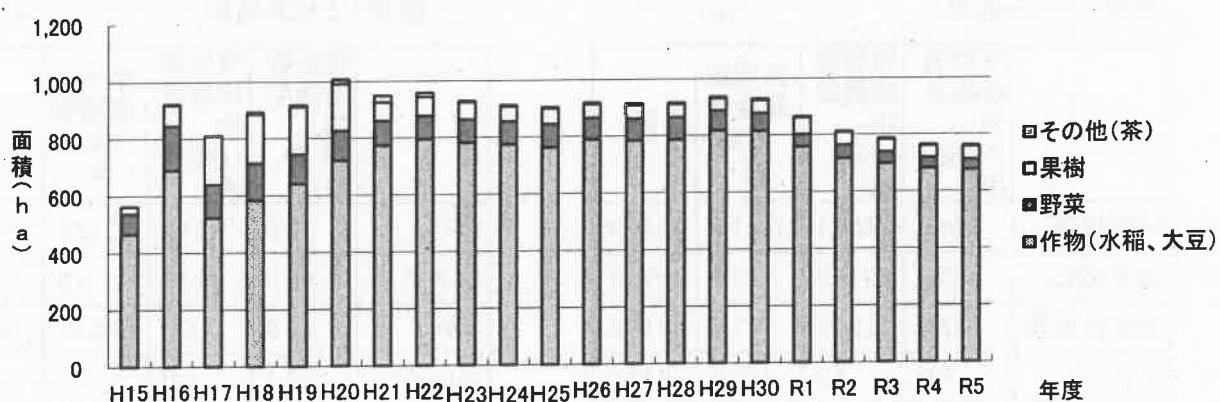
○令和5年度月別累計栽培者数（参考：令和6年度実績を10月まで表記）



○年次別認証実績の推移



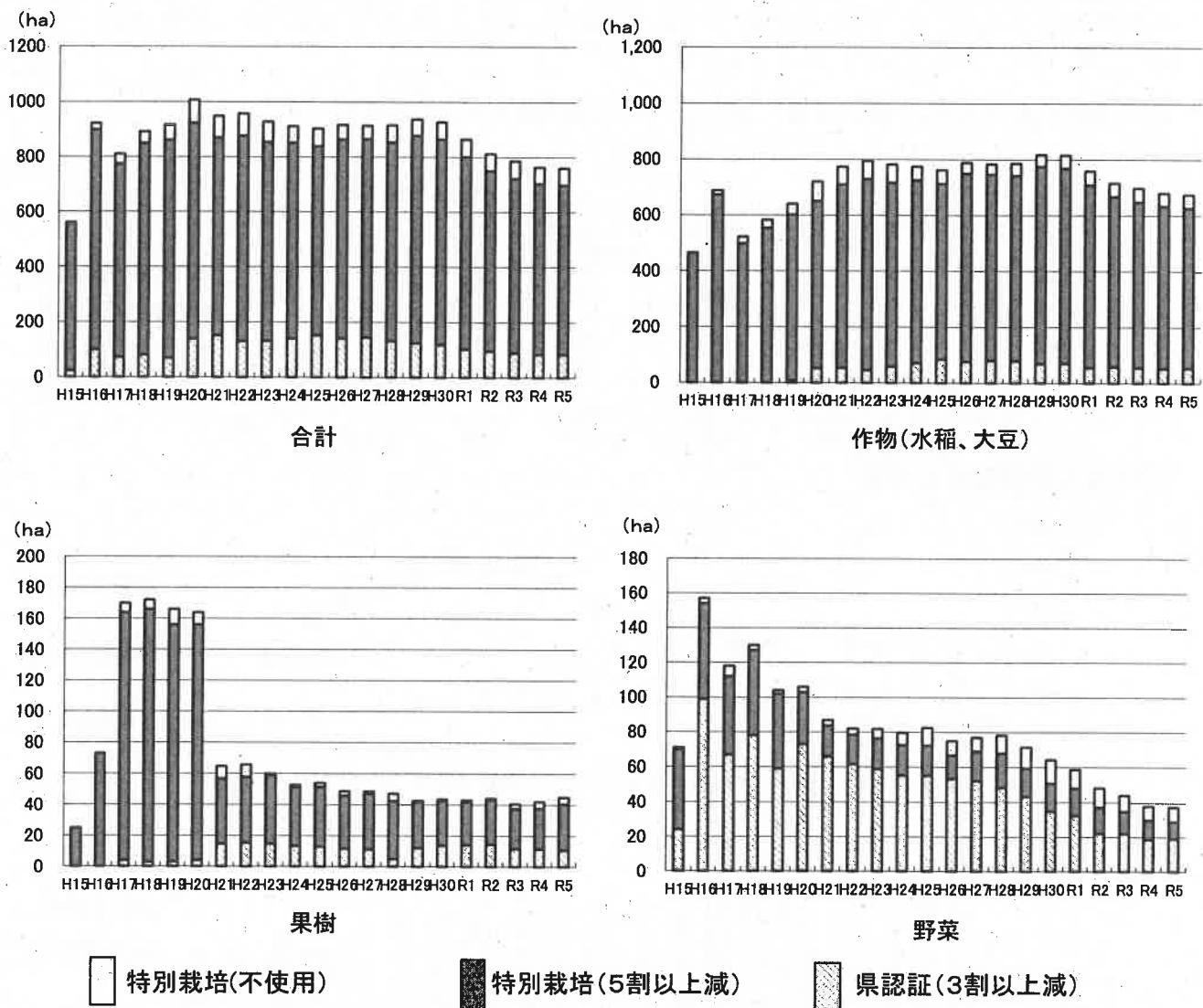
○作物別認証栽培面積の推移



○認証区分別の認証栽培面積の推移(R5)

栽培面積の約8割は特別栽培農産物（5割以上減又は不使用）であり、特に水稻は特別栽培農産物の割合が高い。一方、野菜は県認証農産物（3割以上減）の割合が高く、令和5年度は50%程度を占めていた。

品目別の栽培面積では、果樹は中晩柑類や温州みかんが多く、野菜はトマトが最も多かった。



○品目別取組み面積(R5)

果樹(上位5品目)

(a)

	特別栽培農産物 (不使用)	特別栽培農産物 (5割減)	県認証農産物 (3割減)	計
中晩柑類	176.8	456.1	1047.5	1680.4
温州ミカン	33.0	1277.3	12.0	1322.3
香酸柑橘類	92.0	1220.8	7.0	1319.8
イチジク	0.0	3.0	140.0	143.0
ブルーベリー	93.4	0.0	0.0	93.4

野菜(上位5品目)

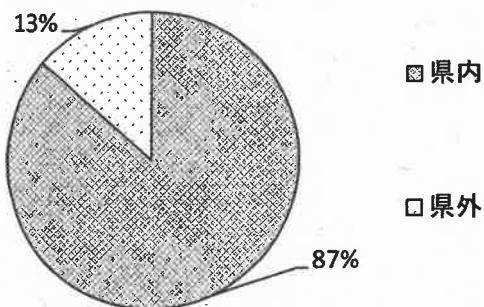
(a)

	特別栽培農産物 (不使用)	特別栽培農産物 (5割減)	県認証農産物 (3割減)	計
トマト	12.0	321.6	1379.5	1713.1
白ネギ	65.0	447.9	0.0	512.9
イチゴ	0.0	0.0	209.5	209.5
バレイショ	177.1	0.0	0.0	177.1
非結球レタス	79.0	26.7	40.1	145.8

○主な出荷先について

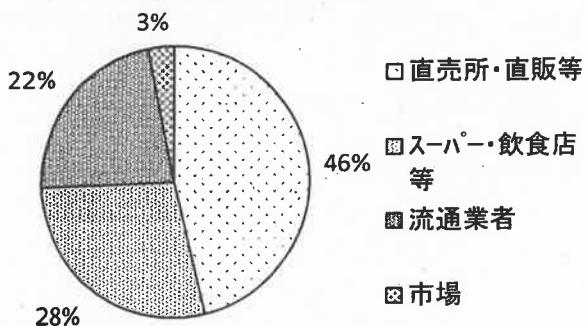
認証件数183件。主な出荷先402件。1申請で複数の出荷先あり。

令和5年度認証農産物の主な出荷先



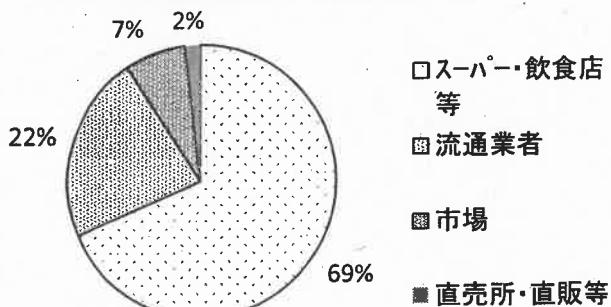
令和5年度認証農産物183件の主な出荷先は県内出荷が87%、県外出荷が13%で、県内での流通が主体となっている。

令和5年度認証農産物主な出荷先(県内)



県内の主な出荷先は、直売所・直販等が46%、スーパー・飲食店等が28%、流通業者が22%、市場が3%となっている。

令和5年度認証農産物主な出荷先(県外)



県外の主な出荷先はスーパー・飲食店等が69%と最も多く、流通業者が22%、市場が7%、直売所・直販等が2%となっている。

- ※ 市場：中央卸売市場、青果市場、地元市場等
- ※ 流通業者：青果物取扱業者、農産物供給事業者等
- ※ スーパー・飲食店等：スーパー、レストラン等
- ※ 直売所・直販等：JA直営市、道の駅直販コーナー等

県内のGAP認証取得状況

○ 県GAP（えひめGAP）【11者】（令和6年4月1日現在）

	確認責任者 (市町)	栽培責任者 (市町)	最初の 認証年月	品目	認証区分
1	愛亀産業(株) (松山市)	(有)あぐり (松前町)	H30 2月	米、野菜（19種類）	農薬・化学肥料 不使用
2	伊予農業高校 (伊予市)	同左		米	農薬・化学肥料 不使用
3	大洲農業高校 (大洲市)	同左		米	特別栽培農産物
4	松田包装(株) (大洲市)	門屋誠 (松山市)	H30 10月	かんきつ（温州みかん、 中晩柑類、レモン：13品種）	県認証農産物
5	西条農業高校 (西条市)	同左		軟弱野菜（非結球レタス、ミツバ、ミツナ・ミブナ）、メロン	県認証農産物 (養液栽培) ※メロンは土耕
6	今治南高校 (今治市)	同左		ブドウ、ミニトマト	県認証農産物
7	宇和高校 (西予市)	同左		かんきつ（温州みかん、 中晩柑類：16品種）	県認証農産物
8	丹原高校 (西条市)	同左	H31 2月	米、仔ゴ	県認証農産物
9	北宇和高校 (鬼北町)	同左	R2 10月	スイートコーン	県認証農産物
10	伊予農産(有) (松山市)	和泉 康平 (松山市)	R3 10月	中晩柑類（伊予柑）	農薬・化学肥料不使用
11	(株)石川興産 (四国中央市)	同左	R5 2月	非結球レタス、サンチュ	県認証農産物 (養液栽培)

○ 令和5年度認証実績

	認証件数（件）	栽培者数（人）	栽培面積(ha)
県認証（3割以上減）	15	22	3.2
特別栽培（5割以上減）	0	0	0
特別栽培（不使用）	20	21	44.5
計	35	43	47.6

令和5年度エコえひめPR活動について

○ 令和5年度エコえひめPR活動一覧

	イベント名	開催日	場所	主催
1	道後にきたつの路日曜朝市	毎月第4日曜 (令和5年2月~)	道後にきたつの路	道後温泉旅館 協同組合
2	エコえひめ農産物フェア	令和5年 12月18~22日	福泉株式会社 (東京都千代田区)	福泉株式会社
3	えひめ愛ある食の市	令和6年2月 毎週土曜日	大街道商店街	えひめ愛フード推進機構 (食ブランドマーケティング課)

※ 例年出展している「えひめ・まつやま産業まつり」について、令和5年度は11月18、19日に予定されていたが、天候不良により中止となった。

要領の改正について（案）

1. 実施要領 別記1 愛媛県栽培基準の改正について

「白ねぎ」の栽培基準について、病害虫の多発等により防除の必要性が高まり、エコえひめ認証から慣行栽培へ切り替える生産者が増加していることから、農薬使用回数の見直しの要望を受けたため、現行の14成分を20成分に変更する。

2. その他

改正案の施行は、推進会議の承認日とする。

「愛媛県特別栽培農産物等認証実施要領」の一部改正新旧対照表. (案)

* * * 使用量を 14 成分から 20 成分に変更。

別記1
愛媛県栽培基準

令和年月日改正

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備考	
					肥料	農薬
作物	水稻	一般	8	13		育苗期 5成分
		コシヒカリ	6			
麦			11	6		育苗期 2成分
大豆			4	9		育苗期 1成分
雜穀	アワ		4	2		
	キビ		4	2		
	ヒエ		4	2		
果樹	温州ミカン	早生温州	16	18		
		普通温州	20			
	中晩柑類	伊予柑、ポンカン、日向夏	30	18		
		その他	33			
	香酸柑橘類	ユズ	30	12		
		レモン・ライム	40			
	キウイフルーツ		20	14		
	ナシ		16	28		
	ブドウ	一般(ベリーA、デラウェア)	15	26		
		巨峰系4倍体品種、シャインマスカット	9			
	カキ		24	16		
	モモ		15	20		
	クリ		20	6		
	ウメ		20	12		
	ビワ		24	8		
	イチジク		14	16		
	ブルーベリー		13	9		
野菜	キュウリ	促成	8か月	55	64	追加 4.2kg/月
		半促成	6か月	35	48	追加 3.6kg/月
		抑制	4か月	25	32	追加 3.3kg/月
		普通	3か月	49	24	追加 10.0kg/月
	トマト(ミニトマト含)	半促成	6か月	25	48	追加 2.0kg/月
		普通	7か月	40	56	追加 4.0kg/月
	ナス	半促成	7か月	56	56	追加 5.0kg/月
		普通	8か月	60	64	追加 5.7kg/月
	イチゴ	8か月	一般	26	32	育苗期 20成分 追加 4成分/月
			硫黄くん煙餅用型		28	
	メロン	4か月		15	12	育苗期 2成分 追加 3成分/月
	ピーマン	パプリカ・カラーピーマン含		50	30	
	トウガラシ類(甘長トウガラシ・シトウ含)	半促成	7か月	49	17	育苗期 4成分
		普通	6か月	54	16	
	スイカ			23	12	育苗期 4成分
	ホウレンソウ			28	6	
	キャベツ			30	14	育苗期 2成分
	ブロッコリー	夏播き		25	14	
		秋播き		30	14	
	レタス			30	12	育苗期 4成分
	ハクサイ	秋冬まき		30	14	育苗期 4成分
	チンゲンサイ			15	8	
	アスパラガス	周年		28	24	
葉ネギ	葉ネギ	春夏播き(施設)			8	
		秋冬播き(施設)		23	4	
		露地			12	
	白ネギ			45	20	
	ソラマメ			6	8	
	エダマメ			6	10	

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備考	
					肥料	農薬
	スイートコーン		27	7		
	オクラ		21	12		
	サトイモ		30	14		
	パレイショ		18	10		
	サツマイモ		5	6		
	ヤマノイモ		40	16		
	ダイコン		18	12		
	カブ		18	6		
	ニンジン	春夏播き	20	6		
		秋播き	24			
	カボチャ		24	6		育苗期 4成分
	タマネギ	極早生		12		
		早生・中生	24	17		育苗期 6成分
		長期貯蔵用(冷蔵貯蔵する晚生品種)		31		
	ニンニク		20	6		
	レンコン		35	5		
	サヤエンドウ	キヌサヤ、スナップエンドウ含	10	10		
	シunjギク		20	8		
	コマツナ		10	8		
	ミズナ・ミブナ		15	6		
	カリフラワー		30	6		
	サンチュ		16	15		
	自然薯		25	16		
	インゲン	モロッコインゲン含	10	14		
	なばな		25	12		
	非結球レタス		30	15		
	ゴボウ		20	8		
野菜	ニラ		32	8		
	ショウガ		26	16		
	ズッキーニ		24	12		
	ラッカセイ		3.5	6		
	ラディッシュ		4	4		
	メキャベツ		30	14		
	ミツバ		14	7		
	葉大根(施設)		10	8		
	しそ		62	23		
	モロヘイヤ		17	5		
	おかひじき		21	3		
	コールラビ		18	5		
	しかくまめ		8	3		
	チコリ		12	1		
	ルッコラ		14	6		
	わさびな		18	8		
	コリアンダー	パクチー	17	7		
	セルリー	セルリー	50			
		ミニセルリー	20	20		
	クレソン		16	6		
工芸	茶		54	14		
	コンニャク		14	8		

1 対象は、当該農産物の生産過程及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間とする。

2 使用農薬成分数は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等の有効成分の延べ数とし、栽培期間による肥料及び農薬の増減及び育苗期の農薬については、備考欄による。また、野菜類の種子消毒については、別途カウントすることとする。

3 着果促進剤などの植物調節剤で、局所的に重複されずに使用されるものは、1薬剤とする。

4 県基準比3割及び5割削減の使用農薬成分数については、小数点以下切り捨てとする。

5 養液栽培については、県栽培基準から1成分を減らしたものを使用農薬成分とする。但し、土壌消毒剤で培地を消毒した場合は別途カウントする。

(参考)各都道府県の栽培基準における農薬使用回数)

西日本

都道府県	節減対象農薬 使用回数(回)	備考
愛媛県	14	
徳島県	14	
広島県	20	種子消毒等を考慮した場合は18回
岡山県	24	
山口県	18	「ねぎ」での記載
島根県	19	
鳥取県	20~26	
兵庫県	29	
福岡県	23	
大分県	20	
宮崎県	18	
佐賀県	11~12	
長崎県	24	
熊本県	15	
鹿児島県	16	
奈良県	17	「太ねぎ」での記載
三重県	24	「ねぎ」での記載
滋賀県	16	「太ねぎ」での記載
その他(JA部会防除指針等)		
福井県	20	
JAちばみどり	16	
JA松山市	21	
JAひがしうわ	40	農業一覧の総合計

東日本

都道府県	節減対象農薬 使用回数(回)	備考
福井県	18	春まき・夏まきは20回
岐阜県	19~21	「ねぎ」での記載
静岡県	24	
長野県	21	
石川県	22~26	
富山県	20	
山梨県	11	
新潟県	24~29	
群馬県	18	「下仁田ねぎ」での記載・秋まきは16回
埼玉県	23~28	「ねぎ」での記載
東京都	8~9	
神奈川県	23	
千葉県	11~15	購入苗の場合には10~16
茨城県	26	坊主不知は15
栃木県	17~19	「ねぎ」での記載
福島県	24	
宮城県	19	「ねぎ」での記載
山形県	23	「ねぎ」での記載
秋田県	23	「ねぎ」での記載
岩手県	24	「ねぎ」での記載
青森県	21	「ねぎ」での記載

えひめ県GAPの国際水準への引き上げに伴う変更点について

【概要】

国は、平成22年に策定した現行の共通基盤ガイドライン（以下、旧ガイドライン）に基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野のGAPの取組に、「人権保護」及び「農場経営管理」の分野も加えた国際水準の取組に引き上げ、全国に普及することとし、都道府県が策定するGAP（以下、県GAP）の策定根拠となった旧ガイドラインを廃止し、新たに国際水準GAPガイドライン（以下、新ガイドライン）が令和4年3月に公表。県GAPを存続する都道府県に対しては、令和7年3月31日までに現行の県GAPの取組内容を新ガイドラインに則して国際水準へ順次引き上げることが求められた。

本県においては、令和6年4月18日に国際水準GAPガイドライン準拠に関する確認要領により国の確認を受けた。

【主な変更点について】

人権保護の分野を新たに追加し、国際水準GAPで必要な項目を追加。項目数の変更点は以下の表1～2のとおり。なお、これまでの基準書は「生産工程管理基準（チェックシート）」としていたが、今後は「農業生産工程管理（確認・点検シート）」と改める。

表1 各分野での項目数の一覧

品目	食品安全	環境保全	労働安全	人権保護	農場経営管理	計
青果物 (野菜・果樹)	98【91】	56【52】	51【43】	9【0】	47【26】	261【212】
米	82【52】	48【47】	52【45】	9【0】	46【32】	237【176】
茶	73【68】	47【44】	51【43】	9【0】	53【33】	233【188】

【】内は旧ガイドラインでの項目数

表2 チェック項目数の変更の内訳

品目	新設項目数	追加項目数	削除項目数	計※
青果物 (野菜・果樹)	31	44	26	49
米	55	40	34	61
茶	31	46	32	45

※統合による変更や内容の一部変更を除き、計=新設+追加-削除としたもの。

新

農業生産工程管理＜確認・点検シート[作物類(米)]＞					
栽培責任者名		年月日			
栽培責任者名 チェック実施者:					
1 食品安全を主な目的とする取組					
区分	番号	取組事項	ポイント 管理基準		
農業の使用	食-1	ほ場や周辺環境(土壤や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	<p>リスク低減を励行し、清潔な状態を維持しているか</p> <p>注)廃棄物:廃プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不要資材:鋼管、パレット、コンテナ</p>		
	食-2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	登録農薬または特定農薬を使用しているか		
	食-3	(略)			
	食-4	農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	<p>①表示内容(ラベル)の指示に従う必要性を理解しているか ②農薬は必要な量を調製しているか ③表示内容(ラベル)の指示に従っている</p>		
	食-5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	<p>①周辺の農作物や環境に飛散危害を与えていないか ②周辺からの農薬飛散を予防する対策を実施しているか</p> <p>①農薬を周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用をしている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している</p> <p>①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布圧に注意して散布②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布方法を実施③周辺の農家や住民に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供④農薬を使う際に病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行⑤風向を考慮しノズルの向きを決定⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択⑦隣接するほ場からの農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に緩衝帯の設置、または、周辺の農家の取決めを実施⑧くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施⑨周辺住民に対する説明、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・飛出等に配慮⑩農薬使用地で公道を走行する場合、泥を落さないよう留意するとともに、道路運送車両の保安基準を遵守</p>		
	水の使用	食-6	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	<p>①農作物へ使用する水は衛生的に扱っている ②使用前に水の濁りや異臭の有無を確認する ③利用水は必要に応じて水質検査を実施している ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ⑤水道、蓄水池等の汚染が懸念される場合は対策を講じている</p>	
	カドミウム濃度の低減対策	食-7	(略)		
	作業者等の衛生管理	食-8	作業者及び来訪者の衛生管理の実施	<p>衛生的な取り組みを意識しているか</p> <p>①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業者及び来訪者の健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、掲示や口頭注意喚起を行っている</p>	
		食-9	ほ場や施設から見える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	<p>ほ場等の近くに手洗い場やトイレを確保しているか</p> <p>①ほ場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹼・タオル等を常備している</p>	
		機械・施設・容器等の衛生管理	食-10	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的保管・取扱、洗浄	<p>①作業工程で使用する器具・包装容器等や清掃道具及び洗剤・消毒剤・機械油等について、安全性の確認、適切な保管・取り扱い、洗浄等を行っている ②トラクター等の農機具を衛生的に保管・取り扱い、使用後に洗浄している ③その他器具類を衛生的に保管・取り扱い、使用後に洗浄している</p>

生産工程管理基準[作物類(米)] (チェックシート)				
栽培責任者名		年月日 チェック実施者:		
1 食品安全を主な目的とする取組				
区分	番号	取組事項	ポイント 管理基準	
農業の使用	食-1	圃場環境の確認と衛生管理	<p>①圃場に病害虫、不要資材を長時間放置していない ②圃場にベットを入れないなどの徹底 ③圃場環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ④圃場及び近隣の從前及び現在の用途の確認 ⑤廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理 ⑥堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑦ほ場にベットを入れないようにしている</p> <p>注)廃棄物:廃プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不要資材:鋼管、パレット、コンテナ</p>	
	食-2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	①無登録農薬を使用していない	
	食-3	(略)		
	食-4	農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	<p>①農薬は、清浄で決められた場所で計量 ②計量したものは洗浄している ③その他以下の全ての項目について確認した上での使用 ・農薬を使用できる農作物 ・農薬の使用量(水和剤の重量等) ・農業の希釈倍数 ・農業の使用時期(収穫前日数) ・農業の使用回数(防除記録で確認) ・農業の有効期限 ・農業の使用上の注意</p>	
	食-5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	<p>①周辺の農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用をしている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している</p> <p>①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布圧に注意して散布②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布方法を実施③周辺の農家や住民に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供④農薬を使う際に病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行⑤風向を考慮しノズルの向きを決定⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択⑦隣接するほ場からの農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に緩衝帯の設置、または、周辺の農家の取決めを実施⑧くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施⑨周辺住民に対する説明、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・飛出等に配慮⑩農薬使用地で公道を走行する場合、泥を落さないよう留意するとともに、道路運送車両の保安基準を遵守</p>	
	水の使用	食-6	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	<p>①水道の由来を把握 ②通りや裏に異常がある場合、異常のある間は使わず、水の浄化装置の設置や用途によっては水道を取るなどの対策を実施 ③周辺環境から判断して使用する水や用途に応じてリスク評価を実施し、汚染物質等の危険性がある場合は、定期的に水質分析(化学性)を行い問題点を抽出し改善策を実施(水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする)</p>
	カドミウム濃度の低減対策	食-7	(略)	
	作業者等の衛生管理	食-8	作業者及び来訪者の衛生管理の実施	<p>以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認</p> <p>①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁煙 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアクリセリー等、笠器具を着用し危害を防止 ⑥作業場所にはベットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し農産物に向かって咳やしゃみをしない ・作業者及び来訪者に向けて、食品安全・衛生管理・労働安全・環境への配慮に関する手順を定めて、掲示や口頭注意喚起を実施</p>
		食-9	ほ場や施設から見える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	<p>①ほ場等の近くに手洗い場やトイレがある ②石鹼・タオル等を常備している</p>
		機械・施設・容器等の衛生管理	食-10	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的保管・取扱、洗浄

備考

(変更)

(追加)

(変更)

(追加)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(新設)

(新設)

(新設)

新

				新規登録																												
登録番号	登録者名	登録内容	登録日付	登録情報		登録情報		登録情報		登録情報		登録情報		登録情報		登録情報																
				登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名	登録者名															
食-11	①米穀の清潔で衛生的な取扱い ②用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分	①乾燥調製施設への移動時及び収穫物の取扱いについて衛生的な取り組みをしているか ②用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管・販売・処分しているか	①保管場所は温度と湿度を管理している ②収穫後は速やかに清潔な荷台の車両で運搬し、乾燥作業を実施している ③乾燥機は定期的に整備している ④収穫物の水分含量は水分計により管理している ⑤用途限定米穀、食用不適米穀を正しく分けて適切に保管・販売・処分している	①収穫後、速やかに清潔な荷台のトラックで運搬し、乾燥又は通風装置のついた設備において適正な水分含量になるまで保管 ②荷台の木片が混入しないように処置 ③水分計を用いて穀粒水分を確認 ④貯蔵施設内を見回り、換気・清掃を実施 ⑤食用不適米穀は産業又は食用に供しない用途への使用 ⑥販売先と、法令等に基づいて契約 ⑦乾燥機は定期的に清掃、整備(記録簿) ⑧農産物検査を実施した場合の記録 ⑨保管する場所の温度と湿度を管理 ⑩他用途の米穀とは保管場所を区分して管理 ⑪包装または容器に「用途」を掲示	①	□	聞取	②	□	③	□	④	□	⑤	□	文書	⑥	□	⑦	□	現地	⑧	□	⑨	□	⑩	□	⑪	□			
収穫以降の農産物の管理	食-12 収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	収穫・乾燥調製の過程で異種穀粒・異物混入に係る安全管理対策を実施しているか	①収穫や乾燥作業時に異種穀粒・異物混入をさせない対策を実施している ②動物・虫・アレルゲン等を混入させない対策を実施している ③ほかの農産物と接触を減らす工夫を実施している ④農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方方に沿って、食品安全(品質を含む)に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	【収穫物の衛生管理】 ①手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ②収穫物は活物・畜産品・土壌・堆肥・地面、ねずみ等からの回避 ③収穫物は直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置く ④斑点米・心白・未熟などが原因で出荷できないものを分別 ⑤乾燥機や調整機、搬入設備等に残留した原料の除去・清掃 ⑥調整作業時には、品種に応じてグレーダーの目を最適なものとし、選別機により、異種穀粒や石などの目視できる異物混入を防止	①	□	聞取	②	□	③	□	④	□	⑤	□	⑥	□	現地	⑦	□	⑧	□	文書	⑨	□	⑩	□	⑪	□	⑫	□

チェック数(食品計) / 82

チェック数(食品計) / 52 (変更)

2 環境保全を主な目的とする取組

2 環境保全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
農業による環境負荷の低減対策	環-1	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	散布する圃場の面積、散布量を把握しているか	①調製薬剤の必要量を把握し、使用残液が出ないようしている ②残液が出た場合は、決められた場所で適切に処理している	農薬散布液の調製の際は、次の全てを確認 ①農薬散布液は必要量及びラベルに記載された単位面積当たりの使用量を超えないように散布液を調製(希釈) ②農産物や生産資材に飛散することがない場所で調製(希釈) ③薬液を正確に計量できる器具を使用 ④残液が出た場合は、決められた場所で適切に処理 ⑤散布機器の散布能力を把握(記録簿)	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
	環-2	(略)					(変更) (略) (変更)
	環-3	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を理解しているか	①病害虫・雑草の発生しにくい環境への改善に取り組んでいる	①植物残さは放置することなく、適切に処分 ②ほ場の周辺では、病害虫の発生源となる雑草を管理 ③ほ場周辺は定期的に除草など実施 ④抵抗性品種の導入などの耕種的防除や天敵利用等を考えた防除計画を作成(文書化) ⑤栽培計画に機械除草等、除草剤使用以外の除草法を組み込む	現地□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
	環-4	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上で防除の実施	化学農薬の散布回数を減らす工夫をしているか	①発生予察情報を利用し農薬の散布回数を減らす適期防除や耕種的防除を実施している	①発生状況を把握し、適期防除や耕種的防除を実施	文書□	①□
	環-5	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	耕種的防除法の必要性を理解しているか	①耕種的防除に取り組んでいる	①病害虫・雑草の発生生態・耕種的・物理的・生物的防除法等を活用し、化学農薬散布を減らす工夫を実践	聞取□	①□
	環-6	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	農薬飛散の危険性を認識しているか	①農薬の散布前には周辺住民にお知らせしている	①農薬の散布前には周辺住民へ周知 ②近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布 ③周辺へのドリフトの可能性を考慮し、ドリフト低減ノズルの利用等の対策を実施	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□
肥料による環境負荷の低減対策	環-7	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則った施肥の実施	土壌診断などに基づいた施肥設計を行い、適正施肥に努めているか	①県の施肥基準を把握している ②簡易土壌診断などにより、適正施肥を実施している	施肥にあたっては、次の点を遵守 ①經効性肥料など肥効調節型肥料の利用や局所施肥等の実施 ②栽培指針等を参考にして、適正量を施用 ③土壌診断を作付前に行い、この結果により、基肥量を決定 ④たい肥由來の成分量を考慮し、基肥量を決定	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□
	環-8	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	種子を死滅させた完熟状態の堆肥を使用しているか	①完熟堆肥を使用している	①堆肥を使用している場合は、完熟堆肥を使用	聞取□	①□
	環-9	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	土壤の流出を防止する対策を実施しているか	①代かき時に必要以上に入水せず、濁水流出させていない ②畦畔等からの漏水対策を実施している	①浅水代かきを実施 ②畔ぬりの動行又は畔シートの利用 ③入水量の調節による濁水流出し及び土壤浸食対策を実施	聞取□	①□ ②□ ③□
土壌の管理	環-10	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	堆肥の施用など、土づくりを行っているか	①堆肥の施用等により土壤管理を行っている	①栽培指針等を参考にして、有機物を利用した土づくりを実施(たい肥の施用、糞わら等のすきみ、緑肥栽培など)	聞取□	①□
	環-11	土壌の侵食を軽減する対策の実施	土壤の流出を防止する対策を実施しているか	①浅水管理を行っている ②畔シート等による濁水流出し対策を実施している	①止水し排水を工夫 ②浅水管理での代かきの実施 ③畔ぬり・畔シートにより水田からの濁水流出しを減らす工夫を実践	聞取□	①□ ②□ ③□

新

旧

廃棄物の適正処理・利用	環-10	①農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ②作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 ③農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	①廃棄物を適正に処理しているか ②廃棄物を焼却していないか ③作物残さは堆肥化すると「資源」になることを理解しているか	廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施 ①農場及び農産物取扱い施設で生じる廃棄物を把握し、保管・管理 ②生産過程で生じたごみは分別して保管し、適切に処理する ③地域の回収処理システム等を利用するなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託 ④資材の野焼きや埋立をしていない ⑤家畜の飼料などに利用 ⑥生産過程で出た廃棄物の削減とリサイクル出来る廃棄物の処理・作物残さを堆肥化 ⑦「不法投棄・埋め立て」「野焼き」は行わず、処理済み伝票の保管 ⑧資材毎に区分した保管場所を設置 ⑨残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ⑩廃棄物の保管場所は定期的に清掃 ⑪廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施	聞取□ 文書□ 現地□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□	廃棄物の適正な処理・利用	環-12 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施	廃棄物を適正に処理しているか	①廃棄物は、農協等を利用し適正に処理している	廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施 ①「不法な投棄・埋立」「野焼き」は行わず、処理済み伝票の保管 ②施設の回収処理システム等を利用してするなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託	文書□ 聞取□ ①□ ②□	(追加)
エネルギーの節減対策	環-11	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	施設や機械の使用に際し、不必要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	①機械は適切な回転数となるよう調整している ②施設では節電対策をしている ③作業工程で使用的する電気、燃油等のエネルギー使用量をできる限り把握し、温室効果ガス(CO ₂)や消費エネルギーの削減に努めている	聞取□ 文書□ ①□ ②□ ③□ ④□	エネルギーの節減対策	環-13 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	廃棄物を焼却していないか	①廃棄物を安易に焼却せず、適切に処理している	廃棄物の保管について、以下の点に留意 ①資材の野焼きや埋立をしていない ②資材毎に区分した保管場所を設置 ③残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ④廃棄物の保管場所は定期的に清掃 ⑤廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施	聞取□ 現地□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	(削除)
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-12	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	①鳥獣による被害防止対策を実施している	聞取□ 現地□ ①□ ②□ ③□ ④□	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-16 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による被害防止対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	①圃場内への野生鳥獣の侵入防止対策を実施している	鳥獣被害がある場合、以下の対策を勧め ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の餌となる収穫物の残さや可食部の放置を禁止 ③追い払いの実施 ④加害する鳥獣に適した捕獲活動や防護柵等を設置	聞取□ 現地□ ①□ ②□ ③□ ④□	(変更)
排水の把握と適正な管理	環-13	ほ場や施設で発生した排水(廃棄物や作物残さ等を含む)の適切な管理	ほ場や施設で発生した排水を適切に管理しているか	①ほ場や施設からの排水を把握 ②排水栓や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く ③排水栓や沈殿槽を設け、泥、残さ等を除去 ④排水栓の洗浄場所は水道に影響がない場所を設定	聞取□ 文書□ 現地□ ①□ ②□ ③□	排水の把握と適正な管理	環-14 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	①作物残さは堆肥化すると「資源」になることを理解しているか	①コンバインによる刈り取りは早朝や降雨直後は避け、適当な水分時に実施 ②乾燥機は、過乾燥を回避のため、高水分の乾燥は通風を行い急速な加熱乾燥をしない ③不要な照明の消灯 ④農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ 文書□ ①□ ②□ ③□ ④□	(削除)

チェック数(環境計)

48

47

3 労働安全を主な目的とする取組												
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	具体的な確認・点検項目				
危険作業等の把握	労-1	農業生産活動における危険な作業等の把握	作業時の危険性を認識しているか	①危険を知らせる標識等を利用している ②農業安全に向けた対策のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている	文書□ ①□ ②□ ③□	危険作業等の把握	労-1 農業生産活動における危険な作業等の把握	作業時の危険性を認識しているか	①危険を知らせる標識等を利用している ②事故を防ぐためのルール作成と作業者全員に配布又は掲示 ③ヒヤリハットの事例を記録し、情報共有を実施	文書□ ①□ ②□ ③□	(追加)	
農作業従事者の制限	労-2	機械操作、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	労働が過重となるないように考慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①決められた時間に休息を取りっている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している ③涼溼な水や救急箱、事故対応について作業者に理解できるようにしている	聞取□ 文書□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	農作業従事者の制限	労-2 機械操作、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	労働が過重とならないように配慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①決められた時間に休息を取りっている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している	①次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 ・飲酒し、酒気を帯びている者 ・薬剤の服用により、作業に支障がある者 ・病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業が、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 ・年少者 ・作業の未熟練者 ②毎年、健康診断を受診できるよう留意 ③1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ④法規制がある作業には、労働安全に關して必要な作業機械等の免許取得や講習を修了、取扱責任者等を設置 ⑤救急事態対応用の連絡網を作成し、農場内に貼付し周知 ⑥救急手当のための涼溼な水と救急箱を設置	聞取□ 文書□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	(変更)
作業者の教育訓練	労-3	作業者に対する雇用ルールについての教育訓練の実施	各工程の責任者は、作業者に対して各作業内容に関する教育訓練を実施しているか	①年1回以上、各責任者は作業者に対して各作業内容に関する教育訓練を実施している ②教育訓練についての記録を作成している	聞取□ 文書□ ①□ ②□	作業者の教育訓練	労-3 安全に作業を行うための服装や保護具の着用	安全に作業を行うための服装や保護具の着用	①作業者は、安全に作業を行うための適切な服装、保護具を着用している ②農業耕作作業及び農業散布作業時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ③高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ④道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ⑤耐水衣と保護具は、使用後は流水洗浄し、裏面や農産物と接触しない場所で保管	聞取□ 文書□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	(変更)	
服装及び防護服の着用等	労-4	安全に作業を行うための服装や保護具の着用	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①安全に作業を行うための適正な服装、保護具を着用している	聞取□ 現地□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	服装及び防護服の着用等	労-4 安全に作業を行うための服装や保護具の着用	労働が過重とならないように配慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①決められた時間に休息を取りっている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している	①次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 ・飲酒し、酒気を帯びている者 ・薬剤の服用により、作業に支障がある者 ・病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業が、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 ・年少者 ・作業の未熟練者 ②毎年、健康診断を受診 ③1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ④法規制ある作業には、必要な作業機械等の免許取得や講習の実施(免許認定記録等) ⑤救急事態対応用の連絡網を作成 ⑥救急手当の実施	聞取□ 文書□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□	(変更)
作業環境への対応	労-5	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	①機械操作者や農業取扱者がリスクを把握している	聞取□ 現地□ ①□ ②□ ③□<br							

別紙 新旧対照表

新

農業、燃料等の管理	労-7 農業、燃料等の適切な管理	農業・燃料の適切な管理をしているか	<p>農業の保管時には、次の全てを遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作物に使用する農薬、除草剤、ほ場以外に限り使用する非農耕地用除草剤明細に分け飼用を図示 ②期限切れ農薬は適切に処理(JAの引取り、産業廃棄物で処分) ③農業保管庫は換気口の設置や出入口を開放状態にする等してできるだけ通気性を確保し、冷涼・乾燥した場所に設置 ④農薬は保管庫内で施錠保管し、鍵は責任者が適切に管理 ⑤毒劇物の保管庫には法令に基づいた適切な表示と施錠 ⑥毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止・容器保存場所の表示 ⑦農業は、購入時の容器での保管と移管の禁止 ⑧農業は、流出を防ぐための対策をし、容器が容易に転倒・落下しない場所で、穴のないトレーに入れる等して保管 ⑨燃料の保管時には、次の全てを遵守 ⑩火気がなく、不必要なものを置いていない場所で保管 ⑪燃料に適した容器で保管 ⑫燃料容器が容易に転倒・落下しない場所で保管 ⑬燃料は在庫管理を実施 ⑭重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置 	<input type="checkbox"/> 開取 <input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	
施設の管理・運営体制の整備	労-8 (略)				
事故等の備え	労-9 事故や災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施	事故や災害の対応を想定しているか	<p>①法令に従って保険に加入している ②自然災害等のリスクに備えるため事前対策を考えている ③農業保険の加入に努める</p>	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> 開取 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭

チェック数(労動計) / 52

農業、燃料等の管理	労-7 農業、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)	農業・燃料の適切な管理をしているか	<p>農業の保管時には、次の全てを遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業の保管場所には施錠ができる ②燃料タンクの配管漏れがないかを確認している ③燃料タンクに必要な防油堤を設置している ④燃料のそばから火気を避けている ⑤潤滑油は収穫物と離れたところに置いている ⑥燃料の保管時には、農産物に燃油が付着しないよう、流出した燃料が水没や土壤を汚染しないようにしている ⑦農業は、購入時の容器での保管と移管の禁止 ⑧農業は、流出を防ぐための対策をし、容器が容易に転倒・落下しない場所で、穴のないトレーに入れる等して保管 ⑨燃料の保管時には、次の全てを遵守 ⑩火気がなく、不必要なものを置いていない場所で保管 ⑪燃料に適した容器で保管 ⑫燃料容器が容易に転倒・落下しない場所で保管 ⑬燃料は在庫管理を実施 ⑭重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置 	<input type="checkbox"/> 開取 <input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	
施設の管理・運営体制の整備	労-8 (略)				
事故後の備え	労-9 事故後の農業生産の維持・継続に向けた対策の実施	事故後の対応を想定しているか	<p>①法令に従って保険に加入している</p>	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> 開取 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭

チェック数(労動計) / 45

4. 人権保護・労務管理に係る取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
人権・福祉と労務管理	人-1 就労環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施	働く環境の人権に対して侵害防止対策や管理の方法を定めているか	<p>①就労環境の人権に対して侵害防止対策や管理の方法を定めている</p>	<p>①労働者から意見交換の申し入れがあった場合、その場を設けぬ ②雇用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合、正當な理由なく拒んでいない ③雇用者と労働組合または労働者の代表者間で締結した協約または協定がある場合はそれについて ④人種、民族、国籍、宗教、性別によって労働者を差別していない</p>	<input type="checkbox"/> 開取 <input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	<input type="checkbox"/> 開取 <input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	
	人-2 ①家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施 ②労働条件を遵守し、労働条件・労働環境・労働安全等に関する意見交換を実施	管理者と労働者との間で、定期的に、作業者の健康、安全、福祉に関する懸念事項について、毎年1回、オープンに話し合っており、記録がある	<p>①管理者と労働者との間で、定期的に、作業者の健康、安全、福祉に関する懸念事項について、毎年1回、オープンに話し合っており、記録がある</p> <p>②労働基準法に基づき、個人情報は守秘義務を遵守して管理</p> <p>③年少者の雇用は法令を遵守</p>	<p>①年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、内容を記録(家族経営も同様) ②労働基準法に基づき、個人情報は守秘義務を遵守して管理</p>	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	
技能実習生など、外国人雇用を含む労働者に対する対応	人-3 技能実習生など、外国人雇用を含む労働者に対する対応	農場に住み込む場合、居住可能な場所で、基本的な設備が整備されているか	<p>①技能実習生など、外国人雇用を含む労働者に対する対応</p>	<p>①在留資格や就労許可の所持、受入れ及び離職時のハローワークへの届出の確認 ②在留については以下の点を踏まえて確認する ・居住可能である ・屋根は頑強で雨漏りがない ・窓や扉がある ・飲用水が確保されている ・トイレ・排水設備がある ③作業者に合わせた教育訓練の実施</p>	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	

チェック数(人権) / 9

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
農場運営の方針・目標	経-1 農場運営の方針・目的の宣言	①農場運営の方針・目的を定めているか	<p>①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している</p>	<p>①食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の要素を含んだ目標の作成 ②前述①の文書を作業者に周知、または、見える位置に掲示</p>	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ⑦ <input type="checkbox"/> ⑧ <input type="checkbox"/> ⑨ <input type="checkbox"/> ⑩ <input type="checkbox"/> ⑪ <input type="checkbox"/> ⑫ <input type="checkbox"/> ⑬ <input type="checkbox"/> ⑭	
	経-2 組織体制の制定、責任範囲及び責任者の決定・周知、責任者の能力向上に向けた体制整備	組織体制及び責任者の決定・周知、責任者の能力向上に向けた体制整備	<p>①組織体制及び責任者、責任範囲の決定、責任者の能力向上に向けた体制整備</p>	<p>①組織体制、責任範囲及び責任者を決定し、周知している ②責任者の能力を向上するための体制を整備している ③責任者は、必要な専門知識や各種最新情報の収集</p>			

別紙 新旧対照表

1

1

経-9	圃場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	圃場の位置、面積等を把握しているか	①圃場一覧として作成した記録(名稱、位置及び面積の記載があることを保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記録とリンクさせる))	文書□	① □	① 圃場一覧として作成した記録(位置及び面積の記載があることを保存(台帳形式で栽培品目や履歴などの記録とリンクさせることを推奨))	文書□ ① □ (変更)	
経-10	農業の使用記録の作成・保存	農業使用の帳簿を作成しているか	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □	①使用した農業について、次の全ての項目を記録・保管 ①使用場所(ほ場の番号・名称等) ②使用月日 ③使用した農作物 ④使用した農業名 ⑤希釈倍数 ⑥使用量(製剤量) ⑦購入苗の場合、添付されている農業使用履歴	文書□ ① □ (変更)	
生産工程管理の実施	経-11 肥料等の使用記録の作成・保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □	肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ①施肥場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施肥月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積 ⑥在庫量	文書□ ① □ (追加)	
	経-12 ①種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農業等の購入伝票等の保存 ②資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □	①種子等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農業等)の購入伝票を税法の規定期間保管(種子・苗は、品種、生産地、播種年月(又は有効期限)、数量、農業の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されている證明書を保管) ②種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ③行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ④資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書□ ① □ (変更)	
経-13	米穀等の取引等に関する記録の作成・保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存 ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ④検査機関は、受託者が推奨する機関とし、可能な限り、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO17025認定機関とする	文書□	① □ ② □ ③ □	①出荷する農産物、出荷伝票、納品書等に「名稱、産地」を表示する ②出荷した農産物と収穫物が紐づくように収穫記録、品名、出荷日、出荷数量、出荷先を記録 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録 ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められている	文書□ ① □ (追加)	
(削除)								
生産工程管理の実施	経-14 以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定してい ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握をしているか ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二 者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用してい るか	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定してい ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握をしているか ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二 者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用してい るか	生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①生産計画(施肥管理、病害虫・雑草管理計画)出荷計画(葉挿) 等農場の利用計画と点検項目等を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二 者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用してい るか ④点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、状況を確認、原 因把握・是正についてその結果を記録するとともに、必要に応じて 次の計画に反映	聞取□	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定してい ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握をしているか ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二 者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用してい るか	生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①栽培計画など農場の利用計画を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二 者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用してい るか ④点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を記録	聞取□ ① □ (変更)
記録の保存期間	経-15 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 原則3年間 ①米穀の出荷に関する記録については原則3年間保存している ②米穀等の取引等に関する記録以外の記録(必要な期間)も保存している	上記の項目に関する記録の保存期間 ①米穀の出荷に関する記録は原則3年間保存している ②米穀の出荷に関する以外の記録(必要な期間)も保存している	上記の項目に関する記録 ①米穀の出荷や管理に関する記録は原則3年間保存 ②記録を必要とする作業や記録に関する様式及び保管期間の検討を実施	文書□	① □ ② □	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①米穀の出荷に関する記録については原則3年間保存している ②米穀の出荷に関する以外の記録も原則3年間保存してい る	文書□ ① □ (変更)	
			チェック数(絶対計) 全体計		/ 46			
					/ 237			

新

旧

農業生産工程管理<確認・点検シート【青果物(野菜・果樹)】>				生産工程管理基準【青果物(野菜・果樹)】(チェックシート)							
栽培責任者名		年月日		栽培責任者名		年月日					
				チェック実施者:							
1 食品安全を主な目的とする取組											
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック				
土壤環境の確認と衛生管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	<p>①リスク低減のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている ②堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ③大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ④ほ場にベットを入れないなどの徹底 ⑤必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ⑥周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑦ほ場及び近隣地の從前及び現在の用途の確認 ⑧ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ⑨ほ場に廃棄物、資材等が適切な場所にて保管・管理 ⑩堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑪ほ場にベットを入れないようにしている ⑫ほ場に廃棄物、不要資材、堆肥をほ場やその周辺に放置しない ⑬肥料等は、落丁等に配慮した場所で管理 ⑭未熟堆肥がある場合、完成した堆肥との接触を防ぐ ⑮過濾法で保管量や保管方法が規定されている肥料等は、適正に管理・保管</p> <p>(注)廃棄物・廃プラスチック、廃油、ガレキ、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不用資材:鋼管、パレット、コンテナ</p>	聞取□ 現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□ ⑫□ ⑬□ ⑭□ ⑮□					
農業の使用	食-2	無登録農業及び無登録農業の疑いのある資材の使用禁止	登録農業または特定農業を使用しているか	<p>①無登録農業を使用していない</p> <p>(注)農業登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ③使用前に温度や散布方法、容器等の農業登録番号の有無や内容を確認</p>	聞取□	①□ ②□ ③□					
	食-3	農業使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除器具等の使用前点検及び使用後に洗浄をしているか	<p>①ホース、ノズルの接合部のチェックをしている ②防除器具の正常な始動を適宜確認している ③使用後には水を十分通過して洗浄し、洗浄液は適切に処理している ④防除器具を洗浄した水は適切に処理</p> <p>⑤農業は、適切で決まった場所で計量 ⑥使用した計り、カップは洗浄 ⑦その他以下の全ての項目について確認した上で使用 -農業を使用できる農作物 -農業の使用量(水和剤の重量等) -農業の希釈倍数 -農業の使用時期(収穫前日数) -農業の使用回数(防除記録で確認) -農業の有効期限 -農業の使用上の注意</p>	聞取□	①□ ②□ ③□ ④□					
肥料培養液の使用	食-4	農業使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農業を使用	①表示内容(ラベル)の指示に従う必要性を理解しているか ②農業は、決められた場所で必要量を調製している ③計量したものは洗浄している ④表示内容(ラベル)の指示に従っている	<p>①農業は、適切で決めた場所で計量 ②使用した計り、カップは洗浄 ③その他以下の全ての項目について確認した上で使用 -農業を使用できる農作物 -農業の使用量(水和剤の重量等) -農業の希釈倍数 -農業の使用時期(収穫前日数) -農業の使用回数(防除記録で確認) -農業の有効期限 -農業の使用上の注意</p>	聞取□	①□ ②□ ③□					
水の使用	食-5	農業散布時における周辺作物への影響の回避と周辺からの農業ドリフトの回避	①周辺の農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農業は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農業散布に対する農業ドリフトの対策を実施している	<p>①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布布に注意して散布 ②周辺のドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布を実施 ③周辺の農家や住民に対して、事前に農業使用の目的や散布日時、使用農業の種類等情報を提供 ④農業を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農業、散布方法、散布器具の選択 ⑦周辺のほ場からの農業ドリフトの可能性がある場合、ほ場の構造・維持の設置、または、周辺の農業との取扱いを実施 ⑧くん虫剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施 ⑨周辺農場に対する遮音、振動、騒音、煙、埃・有害物質の飛散・溢出等に配慮 ⑩飛散用機械で公道を走行する場合、泥を落とさないよう留意するとともに、道路溝沿いの農業の保安基準を遵守</p>	聞取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□					
肥料培養液の使用	食-6	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	使用する水は衛生的に扱っているか	<p>①農作物を洗う水は衛生的に扱っている ②使用前に水の濁りや異臭の有無を確認する ③利用水は必要に応じて水質検査を実施している ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ⑤水質、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている</p> <p>(注)ISO17025認定機関とする</p>	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□					
作業者等の衛生管理	食-7	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用	堆肥の原材料や発酵状態を把握しているか	<p>①堆肥の原材料を把握している ②完熟堆肥を使用している</p>	文書□	①□ ②□					
作業者等の衛生管理	食-8	培養液の汚染防止対策を実施しているか	培養液の汚染防止対策を実施しているか	<p>①水質等の汚染が発生する恐れがある場合には対策を講じる ②培養液の定期的な交換を行っている ③微生物・化学的汚染を低減する対策(洗浄・消毒、衛生的な保管)を講じている ④水質、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている</p>	文書□	①□ ②□ ③□ ④□					
食-9	作業者及び来訪者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意識しているか	<p>①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業者及び来訪者の健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、提示や口頭注意意等を行っている</p>	<p>以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁煙 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアクセサリー等、装飾品を外し危害を防止 ⑥作業場所にはベットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し可食部に向かって咳やくしゃみをしない ⑩作業者及び来訪者に向けて、食品安全・衛生管理、労務安全、環境への配慮に関する手順を定めて、掲示や口頭注意事を実施</p>	聞取□ 現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□					
食-10	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	ほ場等の近くに手洗い場やトイレを確保しているか	<p>①ほ場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹼・タオル等を常備</p>	<p>①ほ場等の近くに手洗い場やトイレから汚水流し出防止 ②手洗い場やトイレの清掃・管理 ③感染の疑いがある場合、農作物に接触する作業を制限</p>	現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□					
2 園場環境の確認と衛生管理				生産工程管理基準【青果物(野菜・果樹)】(チェックシート)							
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック				
園場環境の確認と衛生管理	食-1	園場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	<p>①土壌等のリスク評価を実施のうえ結果と対策を記録 ②堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ③大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ④ほ場にベットを入れないなどの徹底 ⑤周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑥周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がある場合は、適切な対策を講じる ⑦ほ場及び近隣地の從前及び現在の用途の確認 ⑧ほ場にベットを入れないようにしている ⑨ほ場に廃棄物、資材等の適切な場所にて保管・管理 ⑩堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑪ほ場にベットを入れないようにしている ⑫ほ場に廃棄物、資材等の周辺に放置しない ⑬肥料等は、落丁等に配慮した場所で管理 ⑭未熟堆肥がある場合、完成した堆肥との接触を防ぐ ⑮過濾法で保管量や保管方法が規定されている肥料等は、適正に管理・保管</p> <p>(注)廃棄物・廃プラスチック、廃油、ガレキ、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不用資材:鋼管、パレット、コンテナ</p>	聞取□ 現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□ ⑫□ ⑬□ ⑭□ ⑮□					
農業の使用	食-2	無登録農業及び無登録農業の疑いのある資材の使用禁止	登録農業または特定農業を使用しているか	<p>①無登録農業を使用していない</p> <p>(注)農業登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ③使用前に温度や散布方法、容器等の農業登録番号の有無や内容を確認</p>	聞取□	①□ ②□					
農業の使用	食-3	農業使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除器具等の使用前点検及び使用後に洗浄をしているか	<p>①ホース、ノズルの接合部のチェックをしている ②防除器具の正常な始動を適宜確認している ③使用後には水を十分通過して洗浄し、洗浄液は適切に処理</p>	聞取□	①□ ②□ ③□ ④□					
農業の使用	食-4	農業の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農業を使用	①農業は、適切で決めた場所で計量 ②使用した計り、カップは洗浄 ③その他以下の全ての項目について確認した上で使用 -農業を使用できる農作物 -農業の使用量(水和剤の重量等) -農業の希釈倍数 -農業の使用時期(収穫前日数) -農業の使用回数(防除記録で確認) -農業の有効期限 -農業の使用上の注意	聞取□	①□ ②□ ③□						
農業の使用	食-5	農業散布時における周辺作物への影響の回避	①周辺の農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農業は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農業散布に対する農業ドリフトの対策を実施している	<p>①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布布に注意して散布 ②周辺のドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布を実施 ③周辺の農家や住民に対して、事前に農業使用の目的や散布日時、使用農業の種類等情報を情報提供 ④農業を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農業、散布方法、散布器具の選択 ⑦周辺の構造・維持の設置、または、周辺の農業との取扱いを実施 ⑧くん虫剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施 ⑨周辺農場に対する遮音、振動、騒音、煙、埃・有害物質の飛散・溢出等に配慮 ⑩飛散用機械で公道を走行する場合、泥を落とさないよう留意するとともに、道路溝沿いの農業の保安基準を遵守</p>	聞取□						

別紙 新旧対照表

新										旧										備考																																																
機械・施設・容器等の衛生管理	食-11	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	①作業工程で使用する器具・包装容器等や清掃道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等について、安全性の確認、適切な保管・取り扱い、洗浄等を行っている ②トラクター等の農機具は衛生的に保管・取り扱い、使用後に洗浄している ③他の器具類等を衛生的に保管・取り扱い、使用後に洗浄している ④機械の潤滑油等は農産物に接触しても問題のないものを使用 ⑤定期メンテナンスを実施し、管理記録を保管・保管	①器具、機械や車両、容器類は、農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているものを使用し、農機具、コンテナ、はさみ等は定期的に洗浄して使用 ②機械等の取扱説明書による使用方法を確認 ③包装材・容器類は、定期的に点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管 ④機械の潤滑油等は農産物に接触しても問題のないものを使用 ⑤消毒・洗浄用にいる洗浄剤・消毒剤は収穫物が汚染されないよう所定の場所に保管 ⑥清掃道具は、用途や場所に応じて分別して衛生的に保管・使用し、適切な頻度で交換	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	開取口	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	食-11	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄	①トラクター等の農機具は衛生的に保管・取り扱い、使用後に洗浄している ②その他器具類等を衛生的に保管・取り扱い、使用後に洗浄している	①収穫用コンテナ、はさみ等は収穫専用とする ②トラクター等や収穫用コンテナ、はさみ等の定期的な洗浄 ③農業や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合には、使用前に荷台等を十分に洗浄	①□ ②□ ③□	開取口	①□ ②□ ③□																																																						
機械・施設・容器等の衛生管理	食-12	(略)																	(変更)																																																	
機械・施設・容器等の衛生管理	食-13	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	①調整・出荷作業場を清潔に管理している ②出荷まで品質を保持している	①調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤を農産物に付着させない ②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施 ③衛生害虫の処置・小動物や鳥類の施設への侵入を防止・施設内の定期的な点検 ④水はけがよく、清掃しやすい施設の整備 ⑤底揚げや倉庫等の施設の清掃・整理・整頓を実施するとともに、底揚げや施設で発生する農産物を把握し、保管・管理 ⑥残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で廃棄するまで保管 ⑦衛生的な作業が行える明るい照明の設置 (削除) (削除)	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	開取口	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	食-13	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	①調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	①調整・出荷作業場を清潔に管理している ②出荷まで品質を保持している	①調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤を農産物に付着させない ②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施 ③衛生害虫の処置・小動物や鳥類の施設への侵入を防止・施設内の定期的な点検 ④水はけがよく、清掃しやすい施設の整備 ⑤施設の清掃と器具類の整理整頓 ⑥残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で廃棄するまで保管 ⑦衛生的な作業が行える明るい照明の設置 (削除) (削除)	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	現地	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	食-14	(略)																	(変更)																																	
収穫以降の農産物の管理	食-15	りんごにおけるかび毒(バツリン)汚染の防止・低減対策の実施	傷害発生防止のための丁寧な収穫・出荷、腐敗果の選別等徹底しているか	①丁寧な収穫・出荷作業の実施 ②収穫した果実は低温で保管 ③選果段階において腐敗果の徹底除去 ④出荷前にかび毒の検査を適宜実施	①丁寧な収穫・出荷作業の実施 ②収穫した果実は低温で保管 ③選果段階において腐敗果の徹底除去 ④出荷前にかび毒の検査を適宜実施	①□ ②□ ③□ ④□	開取口	①□ ②□ ③□ ④□	食-15	りんごにおけるかび毒(バツリン)汚染の防止・低減対策の実施	傷害発生防止のための丁寧な収穫・出荷、腐敗果の選別等徹底しているか	①丁寧な収穫・出荷作業の実施 ②収穫した果実は低温で保管 ③選果段階において腐敗果の徹底除去 ④出荷前にかび毒の検査を適宜実施	①□ ②□ ③□ ④□	開取口	①□ ②□ ③□ ④□	食-16	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	貯蔵中に急激な温度変化がない仕組みになっているか	①温度変化の小さい貯蔵庫等を有している ②庫内に温度計を設置している	①貯蔵・予冷庫内の整理整頓 ②貯蔵・予冷庫内の定期的な清掃 ③入出荷作業は手順のルール化と周知により迅速に実施 ④低温貯蔵・予冷庫内の結露水が農産物に触れないようにする ⑤貯蔵・予冷庫内の温度は適正な状態を定期的に確認し記録	①貯蔵・予冷庫内の整理整頓 ②貯蔵・予冷庫内の定期的な清掃 ③入出荷作業は手順のルール化と周知により迅速に実施 ④貯蔵・予冷庫内の温度は適正な状態を定期的に確認し記録	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	文書口	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	食-17	収穫・調製・選別の過程での汚染や異物混入を防止する対策の実施	収穫・調整・選別の過程で安全管理の対策を実施しているか	①収穫や調整作業時に異物混入をさせない対策を実施している ②動物・虫・アレルゲン等を混入させない対策を実施している ③他の農産物と接触をなくす又は減らす工夫を実施している 【収穫物の衛生管理】 ①手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ②収穫物の基本情報及びコードレス規格のHACCPの考え方について、食品安全(品質を含む)に関する危険要因について危険要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危険要因について、危険要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ⑥衛生管理手順を掲示 (7)未使用殺虫剤を使用する場合の適切な使用と記録 ⑧収穫・運搬・保管・選別・調整・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危険要因(生物的、化学的、物理的)のリスク評価の実施(文書化)と要因について防止・低減対策及び検討・見直し ⑨座標及び飲食は、作業場から隔離された場所を限定 ⑩作業者にアレルギー物質となるものを周知するとともに、アレルギー物質となる農産物とそうでない農産物を分け管理している ⑪アレルギー物質を吸った後の機器類は清掃・洗浄している	①収穫や調整作業時に異物混入をさせない対策を実施している ②動物・虫等を混入させない対策を実施している 【収穫物の衛生管理】 ①手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ②収穫物は汚物・畜糞ふん堆肥・土壌・ねずみ等からの回遊 ③収穫物は直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置く ④痛みや虫食いなどが原因で出荷できないものの分別 ⑤調理作業時には、品目に応じて、収穫物の傷んだ部分を取り除き、傷つけないように注意 ⑥収穫・運搬・保管・選別・調整・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危険要因(生物的、化学的、物理的)のリスク評価の実施(文書化)と改善及び作業者の周知 文書口	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□	現地	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	食-17	収穫・調製・選別の過程での汚染や異物混入を防止する対策の実施	①収穫や調整作業時に異物混入をさせない対策を実施している ②動物・虫等を混入させない対策を実施している	①収穫や調整作業時に異物混入をさせない対策を実施している ②動物・虫等を混入させない対策を実施している 【収穫物の衛生管理】 ①手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ②収穫物は汚物・畜糞ふん堆肥・土壌・ねずみ等からの回遊 ③収穫物は直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置く ④痛みや虫食いなどが原因で出荷できないものの分別 ⑤調理作業時には、品目に応じて、収穫物の傷んだ部分を取り除き、傷つけないように注意 ⑥収穫・運搬・保管・選別・調整・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危険要因(生物的、化学的、物理的)のリスク評価の実施(文書化)と改善及び作業者の周知	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	文書口	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	食-18	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	貯蔵中に急激な温度変化がない仕組みになっているか	①温度変化の小さい貯蔵庫等を有している ②庫内に温度計を設置している	①貯蔵・予冷庫内の整理整頓 ②貯蔵・予冷庫内の定期的な清掃 ③入出荷作業は手順のルール化と周知により迅速に実施 ④貯蔵・予冷庫内の温度は適正な状態を定期的に確認し記録	①貯蔵・予冷庫内の整理整頓 ②貯蔵・予冷庫内の定期的な清掃 ③入出荷作業は手順のルール化と周知により迅速に実施 ④貯蔵・予冷庫内の温度は適正な状態を定期的に確認し記録	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	文書口	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	食-19	(略)																		(変更)

肥料による環境負荷の低減対策	環-7	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	種子を死滅させた完熟状態の堆肥を使用しているか	①完熟堆肥を使用している	①堆肥を使用している場合は、完熟堆肥を使用 ②堆肥を製造する場合、水分調整・切り返しを行い70℃以上で発酵させ、原料や製造中のものと混ぜしない ③雑草種子・有害微生物の減滅のため適切な期間熟成を維持	聞取□ ①□ ②□ ③□	①□ ②□ ③□	環-8	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壤管理の実施	堆肥の施用など、土づくりを行っているか	①堆肥の施用などにより土壤管理を行っている	①農業指導等を参考にして、堆肥や有機物肥料、綠肥等の有機物を利用した土づくりの他、耕作等を実施(堆肥の施用、耕わら等のすき込み、堆肥栽培、輪作など)	聞取□ ①□	①□ ②□ ③□	
	環-9	土壤の侵食を軽減する対策の実施	土壤の流出を防止する対策を実施しているか	①土壤浸食を低減させる土壤の流出防止対策を講じている	①土壤浸食のおそれのある場所では、防風ネットや被覆作物の栽培、土着植物を利用 ②適地における耕耘起栽培の実践 ③等高線栽培の実践 ④土壤の透水性改善(堆肥の施用等) ⑤風向を考慮した畠立の実施、防風垣の設置	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□								
	環-10	廃棄物の適正な処理利用	①農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ②作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 ③農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	①廃棄物を適正に処理している ②廃棄物は、農協等を利用して適正に処理している ③廃棄物を焼却していないか ④廃棄物は堆肥化する上「資源」になることを理解している ⑤廃棄物は堆肥化に取り組んでいる	①農場及び農産物採取施設で生じる廃棄物を把握し、保管・管理 ②生産過程で生じたごみは分別して保管し、適正に処理する ③地域の回収処理システム等を利用するなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託 ④資材の野焼きや埋立をしていない (削除) ⑤畜糞の飼料などに利用 ⑥生産過程で出る廃棄物の削減とリサイクル出来る廃棄物の処理 ⑦「不法投棄・埋め立て」「野焼き」は行わず、廃棄物が堆積する現象を解消 ⑧資材毎に区分した保管場所を設置 ⑨残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ⑩廃棄物の保管場所は定期的に清掃 ⑪廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ 現地□ ⑨□ ⑩□ ⑪□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ 現地□ ⑨□ ⑩□ ⑪□								
エネルギーの節減対策	環-11	施設・機械等の使用における不要・非効率なエネルギー消費の削減	施設や機械の使用に際し、不要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	①機械は適切な回転数となるよう調整している ②施設では節電対策をしている ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた適温育房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤農場内のエネルギーの種類と使用量を把握	施設選芸の省エネルギーに向か以下の方に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤農場内のエネルギーの種類と使用量を把握	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□	環-12	特定外来生物の適正な利用	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する実施の実施、その他外來生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施	セイヨウオオマルハナバチ ①使用後のハチの確実な殺処分 ②外部への逃亡を防ぎ、生態系を乱さない、適正管理をしている ③環境省の飼養許可を取得 ④周辺環境の生態系に影響しないよう適正に管理している	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ①廃棄物を適正に処理しているか	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ①廃棄物は、農協等を利用して適正に処理しているか	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□
	環-13	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	鳥獣被害がある場合、以下の対策を勧め ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の餌となる収穫物の残さや可食部の放置を禁止 ③追い払いの実施 ④加害する鳥獣に適した捕獲活動や防護柵等を設置	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ④□	①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ④□	環-14	排水の把握と適正な管理	汚水や施設からの排水を把握	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する実施の実施、その他外來生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施	セイヨウオオマルハナバチの飼養許可を得ている ①セイヨウオオマルハナバチの飼養許可を得ている ②外部への逃亡を防ぎ、生態系を乱さない管理をしている ③環境省の飼養許可を取得	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する実施の実施 ①セイヨウオオマルハナバチの飼養許可を得ている ②外部への逃亡を防ぎ、生態系を乱さない管理をしている ③環境省の飼養許可を取得	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑤□
	環-15	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	汚水や施設で発生した排水(廃棄物や作物残さ等を含む)を適切に管理しているか	①汚水や施設からの排水を把握 ②排水栓や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く ③機械類の洗浄場所を水道に影響がない場所に確保 ④泥や農産物の残さは、排水路が詰まらないように定期的に管理 ⑤排水は直接川に流さない工夫を実施している	①汚水や施設からの排水を把握 ②排水栓や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く ③機械類の洗浄場所を水道に影響がない場所に確保 ④泥や農産物の残さは、排水路が詰まらないように定期的に管理 ⑤排水は直接川に流さない工夫を実施している	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ③□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ③□	環-16	排水の把握と適正な管理	汚水や施設で発生した排水(廃棄物や作物残さ等を含む)を適切に管理しているか	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する実施の実施、その他外來生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか ①国場内への野生鳥獣の侵入防止対策を実施している	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか ①国場内への野生鳥獣の侵入防止対策を実施している	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ④□	①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ④□
	環-17	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	①鳥獣による被害防止対策を実施している	鳥獣被害がある場合、以下の対策を勧め ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の餌となる収穫物の残さや可食部の放置を禁止 ③追い払いの実施 ④加害する鳥獣に適した捕獲活動や防護柵等を設置	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ④□	①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ④□	環-18	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する実施の実施、その他外來生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□
	環-19	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	①鳥獣による被害防止対策を実施している	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	環-20	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	
	環-21	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	①鳥獣による被害防止対策を実施している	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	環-22	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	
	環-23	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	①鳥獣による被害防止対策を実施している	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	環-24	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	
	環-25	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	①鳥獣による被害防止対策を実施している	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	①□ ②□ ③□ ④□ 文書□ ⑥□	環-26	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤必要な照明天井の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ ①□ ②□ 		

別紙 新旧対照表

新										旧										備考
作業環境への対応	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	作業環境への対応	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック					(変更)
作業環境の改善等による対応の実施	労-5	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農業取扱者がリスクを把握している	①農場における曲角の適切な隅切りや路肩の草刈等の実施 ②は場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農業取扱責任者が定められており、病害虫・雜草管理計画に基づいた農業の保管・在庫管理状況を記録 ④暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施	開取□ 現地□	①□ ②□ ③□ ④□	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農業取扱者がリスクを把握している	①農場における曲角の適切な隅切りや路肩の草刈等の実施 ②圃場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農業取扱者が定められている ④暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施	開取□	①□ ②□ ③□ ④□	(変更)							
機械等の導入・点検・整備・管理・利用	労-6	機械、装置、器具等の適正な使用と衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理・使用	農業機械の安全利用と危険性を認識しているか ②生産者が作業者の移動手段(農場内、は場と園地間等)を提供する場合、安全なもので、公道を移動する際には法律を遵守しているか ③農業機械の適正使用を実施しているか	①農業機械の安全利用と危険性を認識している ②機械等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施 ③乗用型機械は転倒防止策を取っている ④機械等の安全対策をルール化している ⑤公道走行の条件を満たしている ⑥取扱説明書はわかりやすい場所で保管 ⑦管理基準に使用する環境等配慮している	①器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両リスト化 ②取扱説明書及び規則のルールに従って適正に使用 ③機械等は使用前の点検や安全装置等の確認、使用後は適切に洗浄し衛生的に管理 ④定期的に点検・整備・清掃し、記録を実施 ⑤式検査合格証票又は安全認定証票を確認 ⑥中古機械購入時は、安全装置の状態や取扱説明書を確認 ⑦法令で定期点検が定められている機械等は定期点検を実施し、記録・貯蔵類を保管 ⑧乗用型機械は安全フレーム、安全キャップの装着及びシートベルト・ヘルメット・作業用靴の着用 ⑨安全のための作業手順書を作成 ⑩農業機械への灯火器具類の設置、検査登録・免許の確認 (削除) (削除) ⑪乗用型トラクター使用時のシートベルト装着や公道移動時等の左右ブレーキの連結 ⑫取扱説明書はわかりやすい場所で保管 ⑬取扱説明書の内容を理解	文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	農業機械の安全利用と危険性を認識しているか	①乗用型機械は転倒防止策を取っている ②機械等の使用前後は点検整備を行っている ③機械等の安全対策をルール化している	文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□	(追加) (追加) (追加) (追加)								
農業・燃料等の管理	労-7	農業、燃料等の適切な管理	農業、燃料の適切な管理をしているか	農業の保管場所には、次の全てを遵守 ①作物に使用する農薬、除草剤、は場以外に限り使用する非農業用除草剤を明確に分け飼用を回避 ②期限切れ農薬は適切に処理(JAの引取り、産業廃棄物で処分) ③農業保管庫は強引の設置や出入り口を封鎖封鎖する等してできるだけ通気性を確保し、冷涼、乾燥した場所に設置 ④農業は保管庫内で施設保管し、鍵は責任者が適切に管理 ⑤毒劇物の保管庫には法令に基づいた適切な表示と施設 ⑥毒劇物に指定されている農業の飛散・漏出防止、容器保存場所の表示 ⑦農業は、購入時の容器での保管と移替の禁止 ⑧農業は、流出を防ぐための対策をし、容器が容易に転倒・落不しない場所で、穴のないトレーに入れられる等して保管 ⑨火気がなく、不要なものをしていない場所で保管 ⑩燃料に適した容器で保管 ⑪燃料容器が容易に転倒・落不しない場所で保管 ⑫燃料は在庫管理を実施 ⑬重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置	農業の保管場所には施設ができる ②燃料タンクの配管漏れがないかを確認している ③燃料タンクに必要な防油堤を設置している ④燃料のそばから火気を避けている ⑤潤滑油は収穫物と離れたところに置いている ⑥燃料の保管時には、農産物に燃油が付着しないよう、流出した燃料が水槽や土壌を汚染しないようにしている	開取□ 文書□	①□ ②□	農業の保管時には、次の全てを遵守 ①作物に使用する農薬、除草剤、は場以外に限り使用する非農業用除草剤を明確に分け飼用を回避 ②期限切れ農業は適切に処理(JAの引取り、産業廃棄物で処分) ③農業保管庫は冷涼、乾燥した場所に設置 ④農業は保管庫内で施設保管し、鍵は責任者が適切に管理 ⑤毒劇物の保管庫には法令に基づいた適切な表示と施設 ⑥毒劇物に指定されている農業の飛散・漏出防止、容器保存場所の表示 ⑦農業は、購入時の容器での保管と移替の禁止 ⑧農業は、流出を防ぐための対策をし、容器が容易に転倒・落不しない場所で、穴のないトレーに入れられる等して保管 ⑨火気がなく、不要なものをしていない場所で保管 ⑩燃料に適した容器で保管 ⑪燃料容器が容易に転倒・落不しない場所で保管 ⑫燃料は在庫管理を実施 ⑬重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	(変更) (削除) (削除)									
事故の備え	労-8	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施	事故や災害の対応を想定しているか	①法令に従って保険に加入している ②自然災害等のリスクに備えるため事業継続計画(BCP)の策定に努める ③農業保険の加入に努める	①労災保険は常時5人以上の雇用者がいる場合、加入(5人未満は任意で加入を推奨) ②自然災害等のリスクに備えるため事業継続計画(BCP)の策定に努める ③農業保険の加入に努める	文書□	①□ ②□ ③□	事故後の備え	労-8	事故後の農業生産の維持・継続に向けた対応を想定しているか	①法令に従って保険に加入している	①労災保険は常時5人以上の雇用者がいる場合、加入(5人未満は任意で加入を推奨)	文書□	①□	(追加) (追加) (変更)					

4. 人権保護・労務管理に係る取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
人権・福利と労務管理	人-1	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施	働く環境の人権に対して侵害防止対策や管理の方法を定めているか	①労働者から意見交換の申し入れがあった場合、その場を設ける ②雇用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合、正当な理由なく拒んでいない ③雇用者と労働組合または労働者の代表者間で締結した協約または協定がある場合はそれに従う ④人種、民族、国籍、宗教、性別によって労働者を差別していない	①労働者から意見交換の申し入れがあった場合、その場を設ける ②雇用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合、正当な理由なく拒んでいない ③雇用者と労働組合または労働者の代表者間で締結した協約または協定がある場合はそれに従う ④人種、民族、国籍、宗教、性別によって労働者を差別していない	開取□ 文書□	①□ ②□ ③□
	人-2	①労働条件を遵守し、労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施 ②家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施	管理者と労働者との間で、定期的に、作業者の健康、安全、福祉に関する意見交換を実施する ②家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施	①管理者と労働者との間で、健康、安全福祉に関する意見交換を実施し、内容を記録(家族経営も同様) ②労働基準法に基づき、個人情報は守秘義務を遵守して管理 ③年少者の雇用は法令を遵守	①年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、内容を記録(家族経営も同様) ②労働基準法に基づき、個人情報は守秘義務を遵守して管理 ③年少者の雇用は法令を遵守	文書□ 開取□	①□ ②□ ③□
	人-3	技能実習生など、外国人雇用を含む労働者に対して、適切な対応を行うための環境整備等を実施	農場に住み込む場合、居住可能な場所で、基本的な設備が備えられているか	外国人を雇用する場合、在留資格や就労許可を所持しているか確認し、制度に則った受入れ及び離職時のハローワークの届出の確認 ②住居については以下の点を踏まえて確認する ・居住可能である ・屋根は頑強で雨漏り等ない ・窓や扉がある ・飲み水が確保されている ・トイレ・排水設備がある ・排水設備がない場合、汚水処理タンクがある ③作業者に合わせた教育訓練の実施 (書類・添付等)で教育訓練を実施している記録を作成	①在留資格や就労許可の所持、受け入れ及び離職時のハローワークの届出の確認 ②住居については以下の点を踏まえて確認する ・居住可能である ・屋根は頑強で雨漏り等ない ・窓や扉がある ・飲み水が確保されている ・トイレ・排水設備がある ・排水設備がない場合、汚水処理タンクがある (書類・添付等)で教育訓練を実施している記録を作成	文書□	①□ ②□ ③□

チェック数(労働計) / 51

チェック数(人権計) / 9

5. 農業経営管理の全般に係る取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
農場運営の方針・目標	経-1	農場運営の方針・目的の宣言	農場運営の方針・目的を定めているか	①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している	①食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の要素を含んだ目標の作成 ②前述①の文書を作業者に周知、または、見える位置に掲示	文書□ 現地□	①□ ②□
	経-2	組織体制の制定、責任範囲及び責任者の決定、周知、責任者の能力向上に向けた体制整備	組織体制及び責任者、責任範囲の決定、責任者の能力向上に向けた体制を整備しているか	①組織体制、責任範囲及び責任者を決定し、周知している ②責任者の能力を向上するための体制を整備している	①各業務の責任者を定めて組織表を作成し、周知 ②責任者はエラーハイム認証制度について理解 ③責任者は、必要な専門知識や各種最新情報の収集を実施	文書□ 開取□	①□ ②□ ③□
農場のルールに基づく運営	経-3	農場運営の方針を実現するためのルールの決定とそれに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じて見直しの実施	①農場を管理するためのルールを決定しているか ②ルールに基づく運営、実施状況の確認ができるか ③必要に応じた見直しができているか	①農場を適正に管理するためのルールを決定している ②ルールに基づく運営、実施状況の確認ができる ③必要に応じた見直しができている	①農場のルールや作業手順書(生産計画、各種作業手順書)を作成、周知 ②各手順書に基づいて、評価を実施し記録 ③農場のルールを年1回以上見直し、必要に応じて対応修正	文書□	①□ ②□ ③□

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的なチェック項目	検査	チェック
(新設)							

		新					
苦情・異常や食品安全防衛への対応	経-4 苦情・異常や食品安全防衛への対応	①商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について管理手順を文書化し、苦情・異常発生の内容を記録しているか ②生産物の回収について管理手順が定められているか ③食品安全防衛に対するための手順が定められているか ④農場のルール違反に対する対策を明確化している	①商品に関する苦情に対する手順書及び記録簿の作成 ②生産物の回収に対する手順書及び連絡先一覧の作成 ③食品安全防衛に対するリスク評価と手立ての文書を作成 ④農場のルール違反に対する手順書の作成	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □		
外部委託の管理	経-5 外部委託先の管理	①外部委託先との間で管理が定めたルールに従うことの合意はあるか ②外部委託先に対して点検を実施しているか	①外部委託先と契約を交わしている ②年1回以上外部委託先の点検を行う	文書□	① □ ② □		
計量機器類の点検	経-6 計量機器類の点検・校正	①計量機器類は校正の点検を年1回以上実施した記録があるか ②校正済みの計量機器類と比較し、重さのわかつているもの等で内容を記録している	①公的の校正の範囲がある ②校正済みの計量機器類と比較し、重さのわかつているもの等で記録結果をとどめることを確認	文書□	① □ ② □		
技術ノウハウ(知的財産)の保護・活用	経-7 農業者自ら開発した技術・ノウハウの保護・活用	①新たに開発した独自技術はノウハウとして蓄積し、必要に応じて積極的に行いアピールしている	①技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種があれば、特許・出願・品種登録、新たに「うなづけ」した商品の保護・活用等を実施	文書□	① □		(変更)
	経-8 登録品種の種苗の適切な使用	①登録品種の種苗を理解しているか ②品種登録制度を理解しているか	①栽培品種は、許諾を得ている ②品種登録制度を理解している	文書□	① □		(変更)
	経-9 農場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	①ほ場の位置、面積等を把握しているか	①ほ場の位置、面積等に係る記録を作成して、保存	文書□	① □		
	経-10 農業の使用記録の作成・保存	①農業使用の帳簿を作成しているか	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □		
生産工程管理の実施	経-11 肥料等の使用記録の作成・保存	①肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ①施用場所(ほ場の番号・名称等) ②施用日 ③使用した農作物 ④使用した農業名 ⑤希釈倍数 ⑥使用量(製剤量) ⑦購入苗の場合、添付されている農業使用履歴	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □		
	経-12 ①種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保存 ②資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	①種子等の購入伝票等の保存 ②資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①種子等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票等税法の規定期間保管 ②種子・苗は、品種、生産地、採種年月(又は有効期限)、数量、農薬の使用履歴、種苗等の名称、発芽率が表示されている証明書を保管 ③種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ④行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ⑤資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □		
	経-13 野菜・果実の出荷に関する記録の保存	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示及び収穫記録と結びついた記録の作成・保存 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録 ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示及び収穫記録と結びついた記録の作成・保存 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録 ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められている	文書□	① □ ② □ ③ □		
	経-14 以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、その結果を保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握・見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組みを活用しているか	①生産工程管理の実施 ②点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ③自己点検の結果や改善部分の把握 ④自己点検の結果や改善部分の把握をしているか ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組みを活用しているか	①生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を保存しているか ④自己点検の結果や改善部分の把握 ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組みを活用しているか	文書□	① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □		
記録の保存期間	経-15 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①野菜・果実の出荷に関する記録については原則3年間 ②野菜・果実の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	上記の項目に関する記録の保存期間 ①野菜・果実の出荷に関する記録は原則3年間保存している ②野菜・果実の出荷に関する記録(必要な期間)も保存しているか	上記の項目に関する記録 ①野菜・果実の出荷に関する記録は原則3年間保存している ②野菜・果実の出荷に関する記録(必要な期間)も保存しているか	文書□	① □ ② □		
ボイラーや圧力容器の定期自主点検	経-16 ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存	①有資格者による定期的な点検、記録を作成・保存しているか	①有資格者により、必要な点検を実施し、点検記録を作成・保存(3年間)	文書□	① □		(新設)
			チェック数(経営計) 全体会計		/ 47		
					/ 261		
						26	
						212	

新										旧										備考																																																																																																
農業生産管理工程管理＜確認・点検シート【茶】＞										生産工程管理基準【茶】										(変更)																																																																																																
栽培責任者名		年月日		チェック実施者:		栽培責任者名		年月日		チェック実施者:		栽培責任者名		年月日		チェック実施者:		栽培責任者名		年月日		チェック実施者:																																																																																														
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的なチェック項目	検査	チェック	区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック																																																																																													
農業の確認と衛生管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壤や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①リスク低減のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている ②土壤の安全性について、リスク評価を年1回以上実施している ③必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ④ほ場にベットを入れないなどの徹底 ⑤周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑥廃棄物、不要資材は決められた場所にて保管・管理 ⑦堆肥は場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑧ほ場にベットを入れないようにしている 注)廃棄物: 廃プラスチック、废油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・既肥等 不用資材: 鋼管、パレット、コンテナ	①土壤等のリスク評価を実施のうえ結果と対策を記録 ②堆肥・廃肥は、風雨を防ぐ適切な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ③大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ④ほ場にベットを入れないなどの徹底 ⑤周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑥廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理 ⑦堆肥は場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑧ほ場にベットを入れないようにしている	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□		食-1	ほ場や周辺環境(土壤や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ②廃棄物、不要資材は決められた場所にて置かれている ③堆肥は圃場や周辺に長期開放(野積み)していない ④ほ場にベットを入れないようにしている 注)廃棄物(廃プラスチック、废油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・既肥等) 不要資材(単管、パイレット、コンテナ、未熟堆肥等)	現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□		食-2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	登録農薬または特定農薬を使用していない	①無登録農薬を使用していない	①無登録農薬がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ②使用前に容器等の農薬登録番号の有無や内容を確認	開取□	①□ ②□		食-3 (略)				以下全ての項目について確認した上で使用	①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量(水和剤の重量等) ③農薬の希釈倍数 ④農薬の使用時期(収穫前日数) ⑤農薬の使用回数(防除記録で確認) ⑥農薬の有効期限 ⑦農薬の使用上の注意	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□		食-4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	表示内容(ラベル)の指示に従っている	①表示内容(ラベル)の指示に従っている	①農薬登録番号がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ②使用前に容器等の農薬登録番号の有無や内容を確認	開取□	①□ ②□ ③□		食-5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	①周辺の農作物や環境に飛散危害を与えていないか ②周辺からの農薬飛散を予防する対策を実施しているか	①農薬は、清浄で決められた場所で計量 ②使用した計り、カッコは洗浄 ③子の他以下の全ての項目について確認した上で使用 ・農薬を使用できる農作物 ・計量したものは洗浄している。 ③表示内容(ラベル)の指示に従っている	開取□	①□ ②□ ③□		食-5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避	周辺の農作物や環境に飛散危害を与えていないか	①農薬は周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している ④飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 ⑤飛散するほ場から農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に遮蔽物等の設置、または、周辺の農薬との取扱いを実施 ⑥安心蒸散使用時ラベルの指示に従い施設を実施 ⑦周辺住民に対する警報、振動、悪臭、煙、埃・有害物質の飛散・流出等に配慮 ⑧飛散用機械で公道を行く場合、泥を落さないよう留意するとともに、道筋を送車両の農芸基準を遵守	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□		食-6	荒茶加工施設における衛生的な水の管理	使用する水は衛生的に扱っているか	①荒茶加工時に使用する水は衛生的に扱っている ②利用水は必要に応じて水質検査を実施している ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ④水源、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている	開取□ 文書□	①□ ②□ ③□		食-6	荒茶加工施設における衛生的な水の管理	使用する水は衛生的に扱っているか	①荒茶加工時に使用する水は飲用に適する ②問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によっては水素を煮るなどの対策を実施 ③周辺環境から判断して使用する水に角栓に応じてリスク評価を実施・汚染物質の危険性がある場合は、定期的に水質分析(化学分析)を行い問題点を抽出	開取□	①□ ②□ ③□		食-7	作業者及び来訪者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意識しているか	以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアセサリー等、装飾具を外し危害を防止 ⑥作業場所にはベットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し農産物に向かって咳やしゃみをしない ⑩作業者及び来訪者に向けて、食品安全・衛生管理、労務安全、環境への配慮に関する手帳を定めて、掲示や口頭注意等を実施	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□		食-6	作業者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意識しているか	①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業者の健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、掲示や口頭注意等を行っている	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□		食-8	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	圃場近くに手洗い場やトイレを確保	①圃場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹼・タオル等を常備 ③圃場や施設、水路への手洗い場やトイレからの污水流出防止 ④手洗い場やトイレの清掃・管理	現地□	①□ ②□ ③□		食-8	収穫以降の農産物の管理	圃場近くに手洗い場やトイレを確保しているか	①圃場近くに手洗い場やトイレを確保 ②石鹼・タオル等を常備 ③圃場や施設、水路への手洗い場やトイレからの污水流出防止	現地□	①□ ②□ ③□		食-9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①作業工程で使用する器具・包装容器等や清掃道具及び洗剤・消毒剤・機械油等について、安全性の確認、適切な保管、取扱い、洗浄等を行っている ②その他器具類等を衛生的に保管、取り扱い、使用後に洗浄している	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□		食-9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①収穫物のコンテナ、はさみ、パック等は収穫専用に分け定期的に洗浄 ②農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合には、使用前に荷台等を十分に洗浄	開取□	①□ ②□		食-10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している	①施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している ③施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ④ベット等を栽培施設に入れない ⑤適切な排水設備と定期的な清掃 ⑥衛生的な作業が行える明るいさの照明の設置	現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□	
機械・施設・容器等の衛生管理	食-9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している	①機器・機械や車両、容器類は、農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているものを使用し、農機具、コンテナ、はさみ等は定期的に洗浄して使用している ②機械等の取扱説明書による使用方法を確認 ③包装資材・容器類は、定期的に点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管 ④機械等の潤滑油等は農産物に接触しても問題のないものを使用 ⑤定期メンテナンスを実施し、管理記録を管理・保管 ⑥消毒・洗浄に用いる洗浄剤・消毒剤は収穫物が汚染されないよう所定の場所に保管 ⑦清掃道具は、用場所や場所に応じて分別して衛生的に保管・使用 ⑧清潔な程度で交換	開取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□		食-10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している ③施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ④ベット等を栽培施設に入れない ⑤適切な排水設備と定期的な清掃 ⑥衛生的な作業が行える明るいさの照明の設置	現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□																																																																																																								
機械・施設・容器等の衛生管理	食-10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している	①生産過程で出るごみを減らすための継続的な努力 ②残さや廃棄物等の放置の禁止 ③ねずみや虫、鳥等が施設に入らない対策の実施 ④ベット等を栽培施設に入れない ⑤適切な排水設備と定期的な清掃 ⑥衛生的な作業が行える明るいさの照明の設置	現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□																																																																																																														

新										旧										備考
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	備考				
																	備考			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	備考
収穫以降の農産物の管理	食-11	収穫・運搬・荒茶加工時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	収穫・調整・選別の過程で安全管理の対策を実施しているか	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	①手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ②動物・虫・アレルゲン等を混入させない対策を実施している ③農場の基本情報及びコードックス規格のHACCPの考え方方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ④衛生管理手順を掲示 (削除) ⑤家庭用殺虫剤を使用する場合の適切な使用と記録 (削除) (削除) (削除) (削除)	聞取□ 現地□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	収穫以降の農産物の管理	食-11	収穫・運搬・荒茶加工時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	収穫・調整・選別の過程で安全管理の対策を実施しているか	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	①手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ②収穫物は汚物、家畜ふん堆肥、土壌、ねずみ等からの回遊 ③収穫物は直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置く ④衛生管理手順を掲示 ⑤家庭用殺虫剤を使用する場合の適切な使用と記録 ⑥農場の基本情報及びコードックス規格のHACCPの考え方方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ⑦手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ⑧清潔な作業着、帽子、手袋の着用 ⑨マスクを着用し茶に向かって咳くしゃみをしない	聞取□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□	以下の点を踏まえたリスク評価を行い、実施状況を確認 【作業者の衛生管理】 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症（インフルエンザ等）に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いの訪行 ⑤作業中はアクセサリー等、装飾品を外し危害を防止 ⑥作業場所にはペットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋の着用 ⑨マスクを着用し茶に向かって咳くしゃみをしない	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)			
エネルギーの節減対策	環-10	施設・機械等の使用における必要・非効率なエネルギー消費の削減	施設や機械の使用に際し、必要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	(削除) ①機械は適切な回転数となるよう調整している ②作業工程の管理による効率的な機械の運転 ③作業工程で使用的電気、燃油等のエネルギー使用量をできる限り把握し、温室効果ガス(CO ₂)や消費エネルギーの削減に努めている (削除) ⑤農場内のエネルギーの種類と使用量を把握	①施設の破損箇所の補修 ②適切な温度管理を実施 ③作業工程の管理による効率的な機械の運転 ④加温機(ボイラ等)の使用前清掃 (削除) ⑤農場内のエネルギーの種類と使用量を把握	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	環-13	施設・機械等の使用における必要・非効率なエネルギー消費の削減	施設や機械の使用に際し、必要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	①機械は適切な回転数となるよう調整している ②施設では節電対策をしている ③作業工程の管理による効率的な機械の運転 ④加温機の使用前清掃 ⑤不必要な照明の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)						

2 環境保全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	
農薬による環境負荷の低減対策	環-1 (略)							
環-2	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を理解しているか	①IPMにおける「予防」の取組みとして、病害虫・雑草の発生しにくい環境への改善に取り組んでいる	①抵抗力品種の導入などの耕種的防除や天敵利用等の利用 ②植物残さは放置することなく、適切に処分 ③ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草を管理 ④土壌病害虫の発生を考慮し、栽培計画に機械除草等除草剤使用以外の雑草対策を組み込む (削除) (削除)	現地□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□		
環-3	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上ででの防除の実施	化学農業の散布回数を減らす工夫をしているか	①IPMにおける「判断」としての取組みを実施している ②発生予察情報を利用し農業の散布回数を減らす遅期防除や耕種的防除を実施している	①発生状況を把握し、通期防除や耕種的防除を実施 ②IPMにおける「防除」としての取組みとして、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等を活用し、化学農業散布を減らす工夫を実践	文書□	①□		
環-4	農薬による他の防除手段を組み合わせた防除の実施							
(削除)								
肥料による環境負荷の低減対策	環-5	土壤診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培指針等で示している施肥量、施肥方法等に則った施肥の実施	土壤診断などに基づいた施肥設計を行い、適正施肥に努めているか	①県の施肥基準を把握している ②簡易土壤診断などにより、適正施肥を実施している ③①の施肥計画を参考にして、適正量を施用 ④土壤診断を年1回行い、この結果により、基肥量を決定 ⑤堆肥由来の成分量を考慮し、基肥量を決定	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		
環-6	堆肥を施用する場合は、外來雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	種子を死滅させた完熟状態の堆肥を使用しているか	①完熟堆肥を使用している	①堆肥を使用している場合は、完熟堆肥を使用 ②堆肥を製造する場合、水分調整・切り返しを行い70℃以上で発酵させ、原糞や製造中のものと混在しない ③雑草種子・有害微生物の殺滅のため適切な期間発酵を維持	聞取□	①□ ②□ ③□		
環-7	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壤管理の実施	堆肥の施用など、土づくりを行っているか	①堆肥の施用などにより土壤管理を行っている	①栽培指針等を参考にして、堆肥や有機肥料、緑肥等の有機物を利用した土づくりを実施(堆肥の施用、福わら等のすき込み、緑肥栽培など)	聞取□	①□		
環-8	土壤の浸食を軽減する対策の実施	土壤の流出を防止する対策を実施しているか	①土壤浸食を低減させる土壤の流出防止対策を講じている	①土壤浸食のおそれのある場所では、防風ネットや被覆作物の栽培、土着植物を利用 ②等高線栽培の実践 ③土壤の透水性を改善(堆肥の施用等) ④風向を考慮した樹の配置、防風垣の設置	聞取□	①□ ②□ ③□ ④□		
廃棄物の適正な処理・利用	環-9			①農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ②廃棄物は燃却していないか ③作物残さは堆肥化すると資源となることを理解している ④家畜の飼料に利用している	廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施 (1)廃油及び廃脂取扱い地図(「せしむ農業機器」)に記載し、保管・貯蔵 (2)生産過程で生じたごみは分別して保管し、適正に処理する (3)地域の回収処理システム等を利用するなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託 (4)資材の野焼きを立てる (削除) ⑤家畜の飼料などに利用 ⑥生産過程で出る廃棄物の削減とリサイクル出来る廃棄物の処理、植物残さを堆肥化。 ⑦「不法投棄・埋め立て」「野焼き」は行わず、適理済み伝票の保管 ⑧資材毎に区分した保管場所を設置 ⑨残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ⑩廃棄物の保管場所は定期的に清掃 ⑪廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□	
エネルギーの節減対策	環-10	施設・機械等の使用における必要・非効率なエネルギー消費の節減	施設や機械の使用に際し、必要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	①機械は適切な回転数となるよう調整している ②作業工程の管理による効率的な機械の運転 ③作業工程で使用的電気、燃油等のエネルギー使用量をできる限り把握し、温室効果ガス(CO ₂)や消費エネルギーの削減に努めている ④加温機(ボイラ等)の使用前清掃 ⑤農場内のエネルギーの種類と使用量を把握	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック	意見・コメントなど
農薬による環境負荷の低減対策	環-1 (略)							
環-2	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を理解しているか	①病害虫・雑草の発生しにくい環境への改善に取り組んでいる	①病害虫・雑草の発生源となる雑草を管理 ②ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草を管理 ③ほ場や施設内には定期的に除草や清掃 ④堆積雑草品種の導入などの耕種的防除や天敵利用等を考えた防除計画を作成(文書化) ⑤作物毎に土壌病害虫の発生等を考慮し、栽培計画に機械除草等除草剤使用以外の雑草対策を組み込む	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□		(追加) (削除) (削除)
環-3	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上ででの防除の実施	化学農業の散布回数を減らす工夫をしているか	①IPMにおける「判断」としての取組みを実施している ②発生予察情報を利用し農業の散布回数を減らす遅期防除や耕種的防除を実施している	①発生状況を把握し、定期防除や耕種的防除を実施する ②IPMにおける「防除」としての取組みとして、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等を活用し、化学農業散布を減らす工夫を実践	文書□	①□		(変更) (追加)
環-4	農薬による他の防除手段を組み合わせた防除の実施							
(削除)								
肥料による環境負荷の低減対策	環-5	土壤診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培指針等で示している施肥量、施肥方法等に則った施肥の実施	土壤診断などに基づいた施肥設計を行い、適正施肥に努めているか	①県の施肥基準を把握している ②簡易土壤診断などにより、適正施肥を実施している ③①の施肥計画を参考にして、適正量を施用 ④土壤診断を年1回行い、この結果により、基肥量を決定 ⑤堆肥由来の成分量を考慮し、基肥量を決定	聞取□ 文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		(追加) (削除) (削除)
環-6	堆肥を施用する場合は、外來雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	種子を死滅させた完熟状態の堆肥を使用しているか	①完熟堆肥を使用している	①堆肥を施用する場合は、外來雑草種子等の殺滅のため、堆肥化されたものを使用 ②堆肥を製造する場合、水分調整・切り返しを行い70℃以上で発酵させ、原糞や製造中のものと混在しない ③雑草種子・有害微生物の殺滅のため適切な期間発酵を維持	聞取□	①□ ②□ ③□		(変更) (変更) (追加)
環-7	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壤管理の実施	堆肥の施用など、土づくりを行っているか	①堆肥の施用などにより土壤管理を行っている	①堆肥の施用などにより、適正施肥を実施する ②等高線栽培の実践 ③土壤の透水性を改善(堆肥の施用等) ④風向を考慮した樹の配置、防風垣の設置	聞取□	①□		(追加) (追加)
環-8	土壤の浸食を軽減する対策の実施	土壤の流出を防止する対策を実施しているか	①土壤浸食を低減させる土壤の流出防止対策を講じている	①堆肥の施用などにより土壤管理				

新

生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-11	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	鳥獣被害がある場合、以下の対策を取行 ①鳥獣による被害防止対策を実施している ②耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ③鳥獣の糞となる収穫物の残さの放置を禁止 ④追い払いの実施 ⑤加害する鳥獣に適した捕獲活動や防護柵等を設置	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□	現地□ ④□
排水の把握と適正な管理	環-12	ほ場や施設で発生した排水(廃棄物や廃物残さ等を含む)を適切に管理している	ほ場や施設で発生した排水を適切に管理しているか	①ほ場や施設からの排水を把握 ②排水樹や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く ③機械類の洗浄場所を水漏に影響がない場所に確保 ④泥や農産物の残さは、排水路が詰まらないように定期的に管理 ⑤排水は直接川に流さない工夫を実施している ⑥機械類の洗浄場所は水漏に影響がない場所を設定	聞取□ ①□ ②□ ③□	現地□ ④□

チェック数(環境計)

生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-14	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	鳥獣被害がある場合、以下の対策を取行 ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の糞となる収穫物の残さや可食部の放置を禁止 ③動物を見かけたら、追い払いを実施 ④加害する鳥獣に適した防護柵等を設置	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□
------------------	------	-------------------------------	-----------------------	---	-----------------------------

チェック数(環境計)

44

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
労-1 (略)							
農作業従事者の制限	労-2	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	労働が過重とならないように配慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①安全に配慮した十分な研修(機械作業、高所作業、農薬散布作業等)を実施 ②次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 -飲酒し、酒気を帯びている者 -薬剤を服用し、作業に支障がある者 -病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 -作業が、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 -年少者 -作業の未熟練者 ③毎年、健診診断を受取できるよう留意 ④1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ⑤法規制がある作業には、労働安全に面して必要な作業機械等の免許取得や講習等 ⑥(ボーラー等)設置時には届け出・検査の実施 ⑦救急事態対応用の連絡網を作成し、農場内に貼付し周知 ⑧応急手当のための清潔な水と救急箱を設置	聞取□ ①□ ②□ 文書□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ 現地□ ⑧□		
作業者の教育訓練	労-3	作業者に対する農場ルールについての教育訓練の実施	各工程の責任者は、作業者にかけて教育訓練を実施しているか	①1年1回以上、各責任者は作業者に対して各作業内容に関する教育訓練の実施 ②教育訓練についての記録を作成	聞取□ ①□ 文書□ ②□		
服装及び防護服の着用等	労-4	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①安全に作業を行うための適正な服装や保護具を着用している ②農業調整作業及び農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ③高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ④道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ⑤耐久衣と保護具は、使用後は流水洗浄し、農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取□ ①□ ②□ ③□ ④□ 現地□ ⑤□		
作業環境への対応	労-5	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農薬取扱者がリスクを把握している	聞取□ ①□ ②□ ③□ 現地□ ④□		
機械等の導入・点検・整備・管理・利用	労-6	機械、装置、器具等の適正な使用と安全管理等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	農業機械の安全利用と危険性を認識しているか	①農業機械の安全利用と危険性を認識しているか ②生産者が作業者の移動手段(農場内、ほ場と圃場間等)を提供する場合、安全なもので、公道を移動する際には法律を遵守している ③機械等の安全対策をルール化している ④農業機械の適正使用を実施している ⑤取扱説明書の内容を熟知している ⑥取扱説明書の内容を熟知している ⑦管理基準に使用する環境等配慮している	聞取□ ①□ ②□ ③□ 文書□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ 現地□ ⑧□ ⑨□ ⑩□		
農業・燃料等の管理	労-7	農業、燃料等の適切な管理	農業の適切な管理をしているか	①農業の保管時に、次の全てを遵守 -作物に使用する農薬、除草剤、ほ場以外に限り使用する非農耕地用農薬を明確に分け貯蔵を回避 -期限切れ農薬は適切に処理(J/Aの引取り、産業廃棄物で処分) -農業保管庫は換気口の設置や出入り口を施設する等してできるだけ通気性と通気性を確保し、冷涼、乾燥した場所に設置 -農業は保管庫内で施設保管し、鍵は責任者が適切に管理 -毒劇物の保管庫には法令に基づいた適切な表示と施設 -毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器保管場所の表示 -農薬の保管時に、次の全てを遵守 -農薬は、購入時の容器での保管と移動の禁止 -農薬は、流出を防ぐための対策をし、容器が容易に転倒・落下しない場所で、穴のないトレーに入れられる等して保管 -燃料の保管時には、次の全てを遵守 -燃料がなく、不必要なものを置いていない場所で保管 -燃料に適した容器で保管 -燃料容器が容易に転倒・落下しない場所で保管 -燃料は在庫管理を実施 -重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置	聞取□ ①□ 文書□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ 現地□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□ ⑫□ ⑬□ ⑭□		

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
労-1 (略)							
農作業従事者の制限	労-2	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	労働が過重とならないように配慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①決められた時間に休息を取っている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している ③年少者 ④作業の未熟練者 ⑤毎年、健診診断を受取できるよう留意 ⑥1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ⑦法規制がある作業には、労働安全に面して必要な作業機械等の免許取得や講習等 ⑧(ボーラー等)設置時には届け出・検査の実施 ⑨救急事態対応用の連絡網を作成し、農場内に貼付し周知 ⑩応急手当のための清潔な水と救急箱を設置	聞取□ ①□ ②□ 文書□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ 現地□ ⑧□		
作業者の教育訓練	労-3	各工程の責任者は、作業者にかけて教育訓練を実施しているか	①組織表で示される責任者は、自分の担当している範囲について、年1回以上、農場内の該当する作業員すべてを対象とした農場のルールについての教育訓練を実施 ②教育訓練についての記録を作成	①決められた時間に休息を取っている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している ③年少者 ④作業の未熟練者 ⑤毎年、健診診断を受取できるよう留意 ⑥日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ⑦法規制がある作業には、必要な作業機械等の免許取得や講習の実施 ⑧救急事態対応用の連絡網を作成 ⑨救急箱の設置	聞取□ ①□ 文書□ ②□		
服装及び防護服の着用等	労-4	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①農業調整作業及び農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ②高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ③道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ④耐久衣と保護具は、使用後は流水洗浄し、農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取□ ①□ ②□ ③□ 現地□ ④□		
作業環境への対応	労-5	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①農場における曲角の適切な隙切や路肩の草刈等の実施 ②ほ場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農業取扱責任者が定められており、病害虫・雜草管理計画に基づいた農薬の保管・在庫管理状況を記録 ④暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気・危険表示等の実施	聞取□ ①□ ②□ ③□ 現地□ ④□		
機械等の導入・点検・整備・管理・利用	労-6	機械、装置、器具等の適正な使用と安全管理等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	農業機械の安全利用と危険性を認識しているか	①農業機械は転倒防止策を取っている ②機械等の使用前後は点検整備を行っている ③機械等の安全対策をルール化している	文書□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□ 現地□ ⑧□ ⑨□ ⑩□ ⑪□ ⑫□ ⑬□ ⑭□		
農業・燃料等の管理	労-7	農業、燃料等の適切な管理	農業の適切な管理をしているか	①未整備状態の機械の使用禁止 ②機械等の使用前の安全装置等を確認 ③取扱説明書はわかりやすい場所で保管 ④取扱説明書の内容を理解 ⑤乗用型トラクター使用時のシートベルト装着や公道移動時等の左ブレーキの連結	聞取□ ①□ ②□ ③□ 現地□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□		

新

事故等の備え	労-8	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施	事故や災害の対応を想定しているか	①法令に従って保険に加入している ②自然災害等のリスクに備えるため事前対策を考えている ③農業保険の加入に努める	①労災保険は常時5人以上の雇用者がいる場合、加入(5人未満は任意で加入を推奨) ②自然災害等のリスクに備えるため事業継続計画(BOP)の策定に努める ③農業保険の加入に努める	文書□	①□ ②□ ③□
チェック数(労働計)						/ 51	

旧

事故後の備え	労-8	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	事故後の対応を想定しているか	①法令に従って保険に加入している	①労災保険は常時5人以上の雇用者がいる場合、加入(5人未満は任意で加入を推奨)	文書□	①□
チェック数(労働計)						/ 43	

4 人権保護・労務管理に係る取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
人権・福祉と労務管理	人-1	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施	働く環境の人権に対して侵害防止対策や管理の方法を定めているか	①労働者から意見交換の申し入れがあった場合、その場を設ける ②雇用組合または労働者の代表者間で締結した協約または規定がある場合はそれに従う ③人種、民族、国籍、宗教、性別によって労働者を差別しない	①労働者から意見交換の申し入れがあった場合、その場を設ける ②雇用組合または労働者の代表者間で締結した協約または規定がある場合はそれに従う ③人種、民族、国籍、宗教、性別によって労働者を差別しない	聞取□	①□ 文書□ ②□ ③□
	人-2	①家族間の十分な話し合いに基づく家族絆の実施 ②労働条件を遵守し、労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施	管理者と労働者との間で、定期的に、作業者の健康、安全、福利厚生に関する双方のやりとりが行なわれており、その記録があるか	①管理者と労働者との間で、健康、安全福祉に関する懸念事項について、最低年1回、オープンに話し合っており、記録がある ②労働基準法に基づき、個人情報を守秘義務を遵守して管理	①年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、内容を記録する(会員登録)(会員登録)	文書□	①□ ②□
	人-3	技能実習生など、外国人雇用を含む労働者に対して、適切な対応を行うための環境整備等を実施	外国人を雇用する場合、在留資格や就労許可を所持しているか確認し、制度に則った受け入れ及び就労時のハローワークへの届出の確認	①在留資格や就労許可の所持、受け入れ及び離職時のハローワークへの届出の確認 ②住居については以下の点を踏まえて確認する ・居住可能である ・屋根は頑強で雨漏り等ない ・窓や扉がある ・飲み水が確保されている ・トイレ・排水設備がある ・排水設備がない場合、汚水処理タンクがある	①在留資格や就労許可の所持、受け入れ及び離職時のハローワークへの届出の確認 ②住居については以下の点を踏まえて確認する ・居住可能である ・屋根は頑強で雨漏り等ない ・窓や扉がある ・飲み水が確保されている ・トイレ・排水設備がある ・排水設備がない場合、汚水処理タンクがある	現地□	①□ 文書□ ③□
チェック数(人権計)						/ 9	

5 農業経営管理の全般に係る取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	チェック
農場運営の方針・目的の宣言	経-1	農場運営の方針・目的を定めているか	農場運営の方針・目的を定めているか	①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している	①農場運営の方針・目的を文書化している ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している	文書□	①□ 現地□ ②□
組織体制及び責任者の整備	経-2	組織体制の制定、責任範囲及び責任者の決定、周知、責任者の能力向上に向けた体制整備	組織体制及び責任者、責任範囲の決定、責任者の能力向上に向けた体制を整備できているか	①組織体制、責任範囲及び責任者を決定し、周知している ②責任者の能力を向上するための体制を整備している ③責任者は、必要な専門知識や最新情報の収集を実施	①各業務の責任者を定めて組織表を作成し、周知 ②責任者は、ニーズに応じて認証制度について理解 ③責任者は、必要な専門知識や最新情報の収集を実施	文書□	①□ 聞取□ ③□
農場のルールに基づく運営	経-3	農場運営の方針を実現するためのルールの決定とそれに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しの実施	①農場を管理するためのルールを決定しているか ②ルールに基づく運営、実施状況の確認ができるか ③必要に応じた見直しができているか	①農場を適正に管理するためのルールを決定している ②ルールに基づく運営、実施状況の確認ができる ③必要に応じた見直しができている	①農場のルールや作業手順書(生産計画、各種作業手順書)を作成、周知 ②各手順書に基づいて、評価を実施し記録 ③農場のルールを年1回以上見直し、必要に応じて対応修正	文書□	①□ ②□ ③□
苦情・異常や食品安全防衛への対応	経-4	苦情・異常や食品安全防衛への対応	商品に関する苦情・異常が発生した場合の管理手順が定められているか ②生産物の回収について管理手順を作成し、出荷先の連絡手順が定められているか ③食品安全防衛に対するリスク評価と手立ての文書を作成したための手順が定められているか ④農場のルール違反に対する対策を明確化しているか	①商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について管理手順を文書化し、苦情・異常発生の内容を記録している ②生産物の回収について管理手順を作成し、出荷先の連絡手順が定められている ③食品安全防衛に対するリスク評価と手立ての文書を作成したための手順が定められている ④農場のルール違反に対する対策を明確化している	①商品に関する苦情に対する手順書及び記録簿の作成 ②生産物の回収に対する手順書及び連絡先一覧の作成 ③食品安全防衛に対するリスク評価と手立ての文書を作成 ④農場のルール違反に対する手順書の作成	文書□	①□ ②□ ③□ ④□
外部委託の管理	経-5	外部委託先の管理	①外畠委託先との間で農場が定めたルールに従うことの合意はあるか ②外畠委託先に対して点検を実施しているか	①外畠委託先と契約文書があり、農場が定めた業務ルールに従うための合意形成を提示 ②年1回以上、業務ルールに適合しているか外畠委託先を点検する ③外畠委託先がGAP認証を取得し、その認証書の適用範囲と有効期限等が確認できれば省略可	①外畠委託先との契約文書があり、農場が定めた業務ルールに従うための合意形成を提示 ②年1回以上、業務ルールに適合しているか外畠委託先を点検する ③外畠委託先がGAP認証を取得し、その認証書の適用範囲と有効期限等が確認できれば省略可	文書□	①□ ②□
計量機器の点検	経-6	計量機器類の点検・校正	計量機器類は校正の点検を年1回以上実施した記録があるか	①商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について記録している	①商品に関する苦情に対する手順書及び記録簿の作成 ②生産物の回収に対する手順書及び連絡先一覧の作成 ③食品安全防衛に対するリスク評価と手立ての文書を作成 ④農場のルール違反に対する手順書の作成	文書□	①□ ②□
技術・ノウハウ(知的財産)の活用	経-7	農業者自ら開発した技術・ノウハウの保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウの保護・活用	①新たに開発した独自技術はノウハウとして蓄積し、必要に応じて積極的にアピールしている	①新たに開発した独自技術はノウハウとして蓄積している ②知的財産保護に関する技術や品種があれば、特許・出願・品種登録、新規品種化した商品の登録・活用等を実施 ③他者の技術を複製しないことを理解し、特許法による登録品種を使用する場合は、正当な使用を証明できる書類(購入の証明や契約書等)を保存	文書□	①□
経-8	登録品種の種苗の適切な使用	品種登録制度を理解しているか	①栽培品種は、許諾を得ている	①栽培品種は、許諾を得ている	①栽培品種は、許諾を得ている ②品種登録制度を理解しているか	文書□	①□
ボイラー使用時の登録・主任の設置	経-9	ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置	ボイラーの設置・使用に必要な届け出を行っているか ②ボイラーの取扱責任者(有資格者)を配置しているか	①ボイラーの設置・使用のための届け出 ②ボイラー取扱い責任者の配置 ③燃焼機器とフィルターの点検・清掃を実施 ④蒸熱終了後洗浄し残さない ⑤蒸気吸引ダクトの汚れ、かびの除去	①ボイラーの設置・使用のための届け出 ②ボイラー取扱い責任者の配置 ③燃焼機器とフィルターの点検・清掃を実施 ④蒸熱終了後洗浄し残さない ⑤蒸気吸引ダクトの汚れ、かびの除去	文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
経-10	ほ場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存	ほ場の位置、面積等を把握しているか	①ほ場一覧として作成した記録(名称、位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記載とリンクさせること)	①ほ場一覧として作成した記録(名称、位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記載とリンクさせること)	①ほ場一覧として作成した記録を保存している	文書□	①□
経-11	農業の使用記録の作成・保存	農業使用の帳簿を作成しているか	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	文書□	①□
経-12	肥料等の使用記録の作成・保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	①肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ②施用場所(ほ場の番号・名称等) ③使用月日 ④使用した農作物 ⑤施用した農薬名 ⑥希釈倍数 ⑦使用量(製剤量) ⑧購入苗の場合、添付されている農業使用履歴	①肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ②施用場所(ほ場の番号・名称等) ③使用月日 ④使用した農作物 ⑤施用した肥料・資材の名称 ⑥施用量及びその面積 ⑦在庫量	文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□ ⑦□
生産工程管理の実施	経-13	苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している	①資材等(苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票を税法の規定期間保管 (種子・苗は、品種・生産地・播種年月(又は有効期限)・数量・農薬の使用履歴、種苗業者の名称が表示されている証明書を保管) ②種苗を自家増殖した場合、採取した種苗を記録・保管 ③行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ④資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
(削除)							

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	意見・コメントなど	検査	チェック
情報の記録・保管	全-1	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	①農業者自ら開発した技術・ノウハウとして蓄積している ②商標登録を積極的にを行い、アピールしている	①農業者自ら開発した技術・ノウハウとして蓄積している ②特許・出願・品種登録等を実施	文書□	①□
全-2	登録品種の種苗の適切な使用	品種登録制度を理解しているか	①栽培品種は、許諾を得ている	①栽培品種は、許諾を得ている ②品種登録制度による登録品種を使用する場合は、正当な使用を証明(購入の記録・契約書等)できる書類を保存	文書□	①□	
全-3	ボイラーの設置・使用時の登録・主任の設置	ボイラーの設置・使用に必要な届け出を行っているか ②ボイラーの取扱責任者(有資格者)を配置しているか	①ボイラーの設置・使用に必要な届け出を行っている ②ボイラーの取扱責任者(有資格者)を配置しているか	①ボイラーの設置・使用に必要な届け出を行っている ②ボイラーの取扱責任者(有資格者)を配置している ③燃焼機器とフィルターの点検・清掃を実施 ④蒸熱終了後洗浄し残さない ⑤蒸気吸引ダクトの汚れ、かびの除去	文書□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	
全-4	圃場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存	圃場の位置、面積等を把握しているか	①圃場一覧として作成した記録を保存している	①圃場一覧として作成した記録を保存している	①圃場一覧として作成した記録を保存している	文書□	①□
全-5	農業の使用に関する内容を記録し、保存	農業使用の帳簿を作成しているか	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	①農業使用の帳簿を作り、記録保存している	文書□	①□
全-6	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	文書	

応募期間 令和6年
10月31日(木)

まで

※農業環境対策課に直接提出の場合
11月15日(金)まで

令和6年度

未来につながる 持続可能な農業推進コンクール

本年度からGAP部門及び有機農業・環境保全型農業部門の隔年開催とし、令和6年度においては「GAP部門」のみ募集いたします。

表彰の内容

農林水産大臣賞

1点以内

農産局長賞、畜産局長賞

3点以内

個別経営の部、団体の部、 人材育成の部

※人材育成の部は、農業教育機関の取組が対象になります。



▲令和4・5年度 受賞者の皆様

過去の受賞者の取組の詳細はこちら

[GAP部門▶](#)



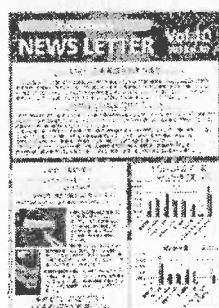
令和5年度の農林水産大臣賞の受賞者のとりくみ

GAP部門 すずなり

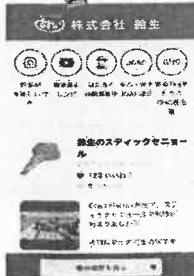
株式会社 鈴生（静岡県）



・独自の栽培管理システムを活用し、出荷物に二次元コードを添付して取引先に専用IDとパスワードを付与。取引先が直接栽培情報を確認可能に。



・団体事務局が毎月発行しているNEWSLETTERで、事故件数や事故写真等を共有。作業者へ労働安全への意識付けを行い、事故件数が約5割減少。



・農業者をはじめとして学生や行政等を対象に、事業の参考や知識の向上につながるような視察会や講演を年間30回以上開催。

本コンクールとは

持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等を表彰します。自薦・他薦は問いません。



第三者認証を備えたGAP（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPをいう。以下同じ。）を取得、又は「国際水準GAPガイドライン」（令和4年3月8日策定）に基づく国際水準GAP（以下「国際水準GAPガイドラインの準拠確認を得たGAP等」という。）を実践し、かつ、継続的な国際水準GAPの取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保等について顕著な成果を上げている農業者、農業団体、自治体、教育機関等。

また、第三者認証を備えたGAPを取得、又は国際水準GAPガイドラインの準拠確認を得たGAP等を実践している農場の農畜産物（以下「GAP農畜産物」という。）の消費拡大や普及推進に取り組み、顕著な成果を上げている流通・加工業者、自治体等。

応募方法

- ◆ 応募書類は、以下の農林水産省ホームページからダウンロードできます。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/r6_konkuru.html
- ◆ 応募書類に必要事項をご記入の上、下記の応募先にお送りください



応募先

各都道府県GAP担当部署または農林水産省農産局農業環境対策課

各地方農政局等問合せ先



コンクール全般に関するお問合せは、
お住まいの地域の各地方農政局等にお願いします。

地域	お問合せ先	連絡先（電話番号）
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
東北	東北農政局 生産部 生産技術環境課	022-221-6214
関東	関東農政局 生産部 生産技術環境課	048-740-0437
北陸	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4893
東海	東海農政局 生産部 生産技術環境課	052-746-1313
近畿	近畿農政局 生産部 生産技術環境課	075-414-9722
中国・四国	中国四国農政局 生産部 生産技術環境課	086-230-4249
九州	九州農政局 生産部 生産技術環境課	096-300-6275
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653
農林水産省 農産局 農業環境対策課		03-3502-8111 (代表) (GAP) 内線 4852

応募者募集

都道府県に提出する場合：10月31日（木）まで

農業環境対策課に提出する場合：11月15日（金）まで

主催

農林水産省

令和6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールの推薦

川之石高等学校のGAP取組み

- 柑橘13品種でグローバルGAP認証を取得した。
- 6次産業化の取組みとして、GAP認証を取得した柑橘を活用したマーマレード等の加工品の開発・販売を行っている。
- ドローン防除や非破壊選果機を導入し、作業の省力化に取り組むとともに、農機具の電動化を進め、環境への負荷にも配慮している。
- 愛媛県南予地域の日本農業遺産・世界農業遺産登録に向けて、生態系の調査やグローバルGAPに関する取材・情報発信を行うなどの貢献をしている。

推薦理由

①グローバルGAP認証取得への取組み

- ・平成29年度から取得に取り組み、現在柑橘13品種で取得している。これは全国トップクラスの認証取得数である。
- ・認証(更新)審査は生徒らが対応し、継続して認証を取得している(資料1)。
- ・グローバルGAPについて学校のカリキュラムに取り込むとともに、年3回の学習会を開催し、他校の農学科や農業高校の生徒、地元役場・関連企業等にも参加を呼びかけ、GAPに対する理解を深めている。

②6次産業化への取組み

- ・令和元年度より、グローバルGAP認証を取得した柑橘を使用したマーマレードをダルメイン世界マーマレードアワードに出品。毎年入賞を果たしている。
- ・入賞したマーマレードは、グローバルGAP認証企業と連携し、スーパー やインターネットで販売するとともに、台湾への輸出にも取り組んでいる。



③環境への負担軽減及び省力化に向けた取組み

- ・栽培履歴等の記帳について、地元企業が開発したシステムを活用し、記帳管理の省力化やペーパーレス化に取り組んでいる。
- ・農機具の電動化を推進し、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。
- ・ドローン防除や非破壊選果機を導入し、作業の省力化を図っている。



⑤まとめ

- ・当校は、上記のとおり、グローバルGAPを軸に、6次産業化やスマート農業を含めて、地域のモデル校に倣する活動を展開し、周囲から注目される存在となっており、その影響もあってか、八幡浜地域のグローバルGAP認証取得者数は県内でトップとなっている。
- ・今後も、これまでの取組みをさらに発展させるとともに、その高い発信力で地域内外へ波及することが期待できることから、本コンクールに推薦いたしたい。